

総務文教常任委員会

日 時 平成29年9月19日(火)

午前9時30分から

場 所 全員協議会室

議 題

1 報告事項(6件)

- (1) 旧新湊庁舎跡地利活用事業 公募型プロポーザル募集要項(案)について
(企画管理部 政策推進課 資料1)
- (2) 第3次射水市行財政改革集中改革プラン(平成29年度改訂版)について
(企画管理部 人事課 資料1)
- (3) 射水市地域防災計画の修正について
(財務管理部 総務課 資料1)
- (4) 教育に関する事務の点検・評価報告書(平成28年度分)について
(教育委員会 学校教育課 資料1)
- (5) 平成29年度全国学力・学習状況調査について
(教育委員会 学校教育課 資料2)
- (6) 大門総合体育館における屋内相撲練習場の整備について
(教育委員会 生涯学習・スポーツ課 資料1)

2 その他

旧新湊庁舎跡地利活用事業 公募型プロポーザル募集要項（案）について

1 これまでの経緯及び選定スケジュール（予定）

6月30日	実施方針公表
7月13日	実施方針等に関する説明会（14者参加）
8月21日～	個別対話（2者参加）
9月下旬	募集要項公表
11月中	参加資格申請受付・審査
1月上旬	提案書受付
2月中旬	優先交渉権者の決定
2月下旬	基本協定締結
3月中旬	仮契約締結
4月上旬	契約締結

2 事業概要

（1）事業対象用地

旧新湊庁舎跡地 約12,000㎡、射水商工会議所所有地 約1,300㎡

（2）事業概要

公共交通ターミナル及び複合交流施設の整備を行う。

公共交通ターミナルについては、市が整備を行うものとし、複合交流施設については、市が民間事業者に対して土地の貸し付け等を行い、民間事業者が事業提案に基づき、自らの責任と負担により施設の設計、建設、維持管理を行う方式とする。市や地元事業者は、テナント若しくは区分所有により本施設に入居する。

（整備予定施設）

公共施設

新湊地区センター、コンベンション施設、市民交流スペース、観光案内施設

民間施設（事業者からの自由提案）

オフィス機能（地元事業者含む）、地域活性化に資する機能、観光振興に資する機能

公共交通ターミナル

コミュニティバス、路線バス、観光バス、タクシー等の乗り入れを想定

3 土地の貸付条件

概ね 30 年の定期借地権の設定を想定し、賃料は年額 649 円/m²以上とする。

(賃料設定に当たっての考え方)

不動産鑑定評価額については、対象地周辺の取引価格及び地価公示価格を参照し、また、それぞれの価格形成要因(画地条件、地域要因等)を分析の上で算出されたもの。

年間賃借料(2.5%)については、不動産鑑定士に意見を求めて設定した。

4 公共施設部分の借受条件

借地期間から建設・除却期間を除いた期間とし、公共施設部分の入居料金は、月額 3,700 円/m²を上限額とする。なお、この金額は、市が公共部分を直接整備・所有した場合よりも市の経費負担の軽減が図られること、民間事業者主体での事業が成立することの観点から設定したものである。

(1) 市が公共施設部分(約 1,300 m²)を直接整備・所有した場合の市の 30 年間負担額

・設計額、施設整備費	339,612 千円
・維持管理費(30年間)	189,406 千円
・起債に伴う利子償還金	13,299 千円
<u>30年間負担額合計</u>	<u>542,317 千円</u>

(2) 民間が施設を整備・所有した場合の市の 30 年間負担額

(支出:公共部分入居料、収入:土地賃貸料、建物固定資産税)

・入居料 4,000 円の場合	611,488 千円
・入居料 3,900 円の場合	578,656 千円
・入居料 3,800 円の場合	545,824 千円
・ <u>入居料 3,700 円の場合</u>	<u>512,992 千円</u>

旧新湊庁舎跡地利活用事業

公募型プロポーザル募集要項（案）

平成29年9月 日

射 水 市

目 次

第 1 事業の目的	1
第 2 募集要項の位置付け	1
第 3 事業内容	1
第 4 事業スケジュール及び契約等の流れ	5
第 5 事業者の募集及び選定に関する事項	7
第 6 募集に関する手続等	8
第 7 応募者の備えるべき参加資格要件	10
第 8 応募書類	13
第 9 本事業予定地の貸付条件等	13
第 10 その他の事項	15

別添資料

要求水準書

第1 事業の目的

旧新湊庁舎跡地利活用事業（以下、「本事業」という。）は、観光・ものづくりゾーンとして、豊富な観光資源を生かし、安定的に交流人口を受け入れるため、公共交通（万葉線、コミュニティバス、路線バス等）の結節点として、観光機能も備えた公共交通ターミナルの整備を図る。併せて、新湊地区センターや市民交流機能のほか、観光振興機能も備えた複合交流施設の整備を図ることを目的とするものである。

第2 募集要項の位置付け

この募集要項（以下「本書」という。）は、市が本事業の事業者を募集・選定するために実施する公募型プロポーザルの内容等について定めたものである。

別添の「要求水準書」「優先交渉権者決定基準」「様式集」「基本協定書（案）」「事業用定期借地権設定契約書（案）」「普通建物賃貸借契約書（案）」及び「建物売買仮契約書（案）」は、本書と一体のものである。

本書と、本書に先行して市が配布した事業方針など、本事業に関する資料との間に異なる点がある場合には、本書が優先するものとする。

第3 事業内容

(1) 事業名称

旧新湊庁舎跡地利活用事業

(2) 施設の立地並びに規模及び土地に関する事項

本事業における対象施設（以下「本施設」という。）の概要は以下のとおりである。

ア 所在地及び敷地面積等

本事業の予定地（以下「本事業予定地」という。）の所在地及び敷地面積等は次のとおりである。

項目		内容
所在地及び敷地面積		旧新湊庁舎跡地（本町二丁目 97）12,177.740 m ² 商工会議所敷地（本町二丁目 102-4）1,340.58 m ²
都市計画による 制限	区域区分	近隣商業地域
	建ぺい率	80%
	容積率	300%
	道路斜線	1.5 勾配（適用距離 20m）
	隣地斜線	31m + 2.5 勾配

イ 現在の土地の状況及び現存工作物等の取扱い

現在、本事業予定地に存在する既存施設を表1に示す。

取扱いの詳細は要求水準書で示す。

表 1 既存施設

区分	No	施設名称	取扱い
屋内 施設	1	旧新湊庁舎	市が平成 30 年度に解体除却予定
	2	旧保健センター	市が平成 30 年度に解体除却予定
	3	商工会議所	商工会議所が解体除却予定
屋外 施設	1	下水道本町中継ポンプ場及び圧送管	現在地に存続
	2	消雪ポンプ場	現在地に存続 提案により移設可
	3	消雪井戸	現在地に存続 提案により移設可
	4	強振観測施設	現在地に存続
	5	庁舎敷地排水路（県道占有許可物件）	現在地に存続
	6	車庫	市が平成 30 年度に解体除却予定

ウ 供給処理施設の状況

上水道、下水道等の管路は敷地内に引き込み済みである。
詳細については、要求水準書を参照すること。

エ 土壌汚染

従前施設(学校施設)は水質汚濁防止法・下水道法で規定する有害物質使用特定施設に該当せず、かつ、一般的にも有害物質の使用及び地下水への流出はないと考えられるため、市による事前の土壌汚染調査は実施しない。

土壌汚染対策法に基づく届出は、事業者で実施すること。届出の結果、土壌汚染調査が必要となった場合には、市の負担で調査を実施する。

オ 埋蔵文化財包蔵地

埋蔵文化財包蔵地に該当しない。

(3) 本事業の概要

本事業は、本事業予定地に借地借家法(平成3年法律第90号)第22条又は第23条に定める定期借地権を設定し、事業者に対して貸し付けた上で、事業者が事業提案に基づき、自らの責任と費用負担により、本施設の設計・建設・維持管理及び運営を行う。ただし、事業者の提案に応じて、敷地の一部を売却することも可能とする。

本施設は、公共施設、民間施設及び公共交通ターミナルに区分される。

ア 公共施設

項目	内容
必要機能	新湊地区センター
	コンベンション施設
	市民交流スペース
	観光案内施設
規模	約 600 m ² ~ 1,000 m ² 程度を想定
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者が整備する施設の一部を賃借して確保する。 ・ 利用者の視認性や利便性に配慮し、分かりやすい配置とすること。 ・ お祭りやイベント時に利用可能な機能を備えた空間を整備すること。

イ 民間施設

項目	内容
期待する機能	オフィス機能（地元事業者含む）
	賑わい創出機能、定住促進等、地域の活性化に資する機能
	地元食材販売所、宿泊施設等、観光振興に資する機能
規模	提案による
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観光拠点としての機能に配慮した導入機能とすること。なお、福祉施設、住宅施設等の併設を可とする。 ・ 施設利用者の駐車場については、導入機能に応じた必要な台数を確保するものとする。

ウ 公共交通ターミナル

項目	内容
必要機能	コミュニティバス、路線バス、観光バス、タクシー等の乗り入れを想定
規模	バス乗降場 5 台、タクシー乗降場 2 台、タクシープール、一般車乗降場、待合スペース 等
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺の交通状況を踏まえた配置計画を行うこと。 ・ コミュニティバスの離発着の観点からバスの出入口は前面道路に設けること。また、歩車分離を図ること。 ・ 除雪に配慮した計画とすること。 ・ バス乗降場、タクシー乗降場、一般乗降場、待合スペースには庇を設け、風雨を防ぐこと。 ・ 適切な照明を設け、夜間の利用にも配慮すること。

(4) 事業形態等

ア 事業スキーム

本事業は、本事業予定地に定期借地権を設定し、事業者が本施設を設計、建設、維持管理、運営する。施設のうち、公共施設及び民間施設は事業者が所有し、市は公共施設部分を賃借し運営する。

公共交通ターミナルについては、民間事業者に設計、建設、維持管理を業務委託し、市が運営を行う。

イ 土地の貸付条件

本事業における本事業予定地の貸付条件は次のとおりである。

項目	内容
敷地条件	普通財産
形態	定期借地権（借地借家法第 22 条又は第 23 条）
賃借期間	提案による（おおむね 30 年程度を想定）
地代	年額 649 円 / m ² 以上で事業者の提案による

ウ 公共施設部分の借受条件

本事業における本事業予定地の貸付条件は次のとおりである。

項目	内容
形態	建物賃貸借（施設完成後、市が事業者から賃借する）
賃借期間	借地期間から建設・除去工事期間を除いた期間
賃料及び共益費	月額3,700/m ² 以内で事業者の提案による

エ 公共交通ターミナル部分の業務委託条件

本事業における業務委託条件は次のとおりである。

項目	内容
形態	設計・施工一括発注方式
金額	円/m ² 以内で事業者の提案による

(5) 業務内容

本事業に係る事業者の主な業務内容は次のとおりである。なお、各業務の性能・水準については、別添の「要求水準書」を参照すること。

【本施設の設計・建設に関する業務】

本施設全体の設計・建設業務
外構施設の設計・建設業務

【本施設の維持管理に関する業務】

本施設全体の維持管理業務
外構施設の維持管理業務

【本施設の運営に関する業務】

民間施設の運営業務

(6) 業務分担

本事業の業務内容と市と事業者の業務分担は次のとおりである。

事業者への敷地の引渡しは旧新湊庁舎等撤去後とする。

表 業務内容と市・事業者の業務分担

区分	No.	業務内容		業務分担	
		項目	詳細	市	事業者
施設整備	1	事前調査等業務	設計・工事に必要となる測量調査、地質調査（ボーリング調査）	事業者が応募する際の検討に必要となる以下の調査 ・測量調査 ・合筆	左記以外で事業者の提案により必要となる各種調査業務
	2	建設に伴う各種申請業務	建築確認申請、開発許可申請、工事に必要な申請	特になし	事業者の提案により必要となる各種申請業務
	3	設計・工事業務	設計・工事、これらに伴い必要な業務	特になし	事業者の提案による設計・工事業務。
維持管理	4	維持管理業務	維持管理、これらに伴い必要な業務	特になし	事業者の提案による維持管理業務
運営	5	運営業務	民間施設部分の運営、これらに伴い必要な業務	特になし	事業者の提案による運営業務
			公共施設部分の運営、これらに伴い必要な業務	市による実施	特になし

(7) 事業に必要と想定される主な根拠法令等

本事業の実施にあたり必要とされる関係法令（法律、政令、省令、条例及び規則）等を遵守すること。

なお、関係法令に基づく許認可等が必要な場合は、事業者がその許認可等を取得すること。

第4 事業スケジュール及び契約等の流れ

(1) 本事業スケジュール

本事業のスケジュールは次のとおりである。

事項	予定時期
優先交渉権者等の選定	平成30年2月中旬

基本協定締結	平成 30 年 2 月下旬
定期借地権設定契約締結	平成 30 年 4 月上旬
建設工事着手	平成 30 年 4 月上旬
竣工、普通建物賃貸借契約締結、建物売買仮契約締結	平成 32 年度
事業用定期借地権設定契約満了	事業者提案による

(2) 契約等の流れ

ア 基本協定

優先交渉権者の選定後、市と優先交渉権者は、事業実施に向けた基本的事項に関する協議・調整を経て、定期借地権設定契約に向けた双方の協力義務等を定めた基本協定を締結する。

イ 事業用定期借地権設定契約

事業者は、基本協定に規定した事項に基づき、定期借地権設定契約を市と締結する。

事業者が本施設の建設等に要する期間は、定期借地権設定契約に定める賃貸借期間に含むものとし、賃貸借期間は定期借地権設定契約を締結した日を始期として事業者が提案した日を終期とする。

ウ 普通建物賃貸借契約

建設工事が完了した後、市は、事業者から本施設のうちの公共施設部分を借り受けることを目的として、事業者と普通建物賃貸借契約を締結する。

賃貸借期間は普通建物賃貸借契約を締結した日を始期としてイの定期借地権設定契約終了日を終期とする。

第5 事業者の募集及び選定に関する事項

(1) 事業者選定の方法

本事業では、施設整備、維持管理及び運営の各業務において、事業者による効率的・効果的なサービスの提供を求めることから、事業者の選定にあたっては、価格のみならず民間のノウハウ並びに創意工夫を総合的に評価することが必要である。従って、事業者の選定方法は、施設整備に関する能力、維持管理に関する能力、運営に関する能力、事業の継続性・安定性等を総合的に評価する「公募型プロポーザル方式」により行うものとする。

(2) 優先交渉権者の選定

優先交渉権者の選定については、「優先交渉権者の決定基準」に基づき、学識経験者等で構成する射水市庁舎跡地利活用事業者検討委員会（以下「検討委員会」という。）で行う。

検討委員会は、施設整備、維持管理及び運営等の各面から総合的に提案書の審査・評価を行い、その結果を市長に報告する。

提案書の提出後、応募者の構成員が備えるべき資格要件を欠く事態が生じた者及び検討委員会の委員に対し事業者選定に関して自己に有利になる目的のための接触等の働きかけを行った者は、失格とする。

(3) 選定の手順及びスケジュール

事業者の募集及び選定スケジュールは、次のとおりである。

日程（予定）		内容
平成 29 年	9月下旬	募集要項等の公表
	10月 日	募集要項等に関する説明会の実施
	10月 日	第2回個別対話の参加申込み受付開始
	10月 日	第2回個別対話の参加申込み締切
	10月 日	募集要項等に関する質問の受付締切（第1回）
	10月 日	募集要項等に関する質問の回答公表（第1回）
	11月 日	第2回個別対話
	11月 日	参加資格申請・審査開始
	11月 日	参加資格申請・審査終了
	11月 日	資格審査結果公表
	11月下旬	募集要項等に関する質問の受付締切（第2回）
	12月上旬	募集要項等に関する質問の回答公表（第2回）
平成 30 年	1月上旬	提案書の受付
	2月中旬	優先交渉権者の決定・公表
	2月下旬	基本協定締結
	3月中旬	仮契約締結
	4月上旬	定期借地権設定契約締結

第6 募集に関する手続等

(1) 募集要項等に関する説明会

募集要項等に関する説明会を以下のとおり実施する。

ア 募集要項等に関する説明会

(ア) 日時

平成29年10月 日() 時 分から(受付: 時 分から)

(イ) 場所

射水市役所(予定)

(ウ) 注意事項

- ・説明会当日は募集要項等は配布しないため、各自持参すること。
- ・説明会当日は質問・意見は受け付けない。

(エ) 参加申込方法

別添様式1 募集要項等に関する説明会申込書に記入の上、平成29年 月 日() 17:00までに、末尾に記載の「募集要項に関する問合せ先」まで、原則として電子メールでのファイル添付により提出すること。

(2) 募集要項等に関する質問の受付および回答の公表

募集要項等に関する事業者からの質問を次のとおり受け付け、回答する。

ア 受付期間

平成29年10月 日() 9:00~平成29年10月 日() 17:00必着

イ 受付方法

別添様式2 募集要項等に関する質問書に記入の上、末尾に記載の「募集要項に関する問合せ先」まで、原則として電子メールでのファイル添付により提出すること。

なお、提出のあった質問について、市が必要と判断した場合には、個別ヒアリングを行うことも予定している。

ウ 質問に対する回答の公表

事業者から集まった質問に対する回答は、質問者の特殊な技術やノウハウ等に関するもの、並びに、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、平成29年 月 日()を目途に、市のホームページにおいて公表する予定である。

(3) 第2回個別対話

本事業をよりよいものとするため、募集要項等についての質問等を聴取し、相互理解を高めることを目的として、実施する。

参加方法等については以下のとおりである。

ア 日時

平成 29 年 月 日 () ~ 平成 29 年 月 日 ()
時間は参加申込の状況に応じて決定する。

イ 場所

射水市役所 (予定)

ウ 参加資格

次の事項を満たす事業者について、個別対話の参加を可能とする。

- (ア) 本事業に応募しようとする事業者
- (イ) 個別対話の実施日に「第 7 (2) 」の要件を満たしている事業者

エ 参加申込方法

別添様式 4 第 2 回個別対話参加申込書に記入の上、末尾に記載の「募集要項に関する問合せ先」まで、原則として電子メールでのファイル添付により提出すること。

(ア) 申込期間

平成 29 年 月 日 () 9 : 00 ~ 平成 29 年 月 日 () 17 : 00 必着

(イ) 実施日時等の確定

個別対話の実施時間は、原則として、先着順とするが、参加申込者が多数の場合は、参加できないこともあるので、早めに申し込むこと。なお、個別対話の実施日時等については、参加申込のあった事業者すべてに別途連絡する。

オ 個別対話の位置づけ等

個別対話は、あくまで市と応募者の意思疎通を図る場であり、応募者にとっては提案内容そのものに関わる話題がある可能性があることを踏まえ、応募者ごとに個別に行うものとし、公開しないものとする。

なお、特定の応募者との個別対話のなかで出た話題で、全ての応募者に周知すべき事項が生じた場合には、必要に応じてホームページにてその内容を公表する。

第 2 回個別対話は、募集要項等の公表後、募集要項等の内容について個別対話を行う。

第7 応募者の備えるべき参加資格要件

(1) 応募者の構成等

- ア 応募者は、事業概要に含まれる各業務を実施する単体企業又は複数の企業により構成される応募グループ(以下「応募グループ」という。)とする。
- イ 応募グループは、各業務を実施する企業(以下、「構成企業」という。)から構成するものとする。
- ウ 応募グループは、構成企業のうち事業者が実施する各業務について全体の統括を行い、本市と契約を締結する企業(以下、「事業代表企業」という。)を定めるものとする。単体企業の場合には当該企業をもって事業代表企業とする。
- エ 事業代表企業は、応募登録書類提出時に、設計業務をとりまとめる業務の代表企業(以下「設計業務代表企業」という。)、建設業務をとりまとめる業務の代表企業(以下「建設業務代表企業」という。)及び工事監理業務をとりまとめる業務の代表企業(以下「工事監理業務代表企業」という。)を定めるものとする。
- オ 応募者は、構成企業が自ら民間施設の運営業務を実施しない場合には、その業務を実施する者(主としてテナントを想定)を応募登録書類提出時に定めるものとする。この企業を以下「運営協力企業」という。
- カ 応募登録書類の提出後は、応募者及び運営協力企業の構成を変更又は追加することを、原則として認めないものとする。ただし、やむを得ない事情により応募者又は運営協力企業を変更又は追加する場合で、本市が承諾した場合に限り、これを認めるが、この場合であっても事業代表企業の変更は認めないものとする。
- キ 単体企業又は一つの応募グループに属している事業代表企業もしくは構成企業、運営協力企業は、他の応募グループに参加することはできないものとする。

(2) 応募者の資格要件

応募者(主たる運営業務を運営協力企業が行う場合は、当該企業を含む。)は、次に掲げる資格要件を満たすこと。なお、資格要件の確認基準日は応募登録書類及び事業提案書の受付日とし、基本協定締結までの期間に応募者(業務ごとの資格要件については当該業務に当たる企業のみ)が下記資格要件を欠くような事態が生じた場合には、基本協定の締結はできないものとする。

ア 応募者の応募資格要件

- (ア) 「要求水準書」に定める本事業において整備する公共施設及び民間施設の建設、民間施設の経営に必要な資格、資力及び信用等を有するものであること。
- (イ) 「要求水準書」及び各種関係法令等に適合して、自ら公共施設及び民間施設を建設し、それが完了した後、公共施設部分については本市に引渡し、民間施設部分について継続して自ら営業することができる者、又は第三者に営業を行わせることができる者であること。
- (ウ) 公共施設及び民間施設の建設及び民間施設の経営に係る資金計画が適切であり、かつ、その計画を確実に実施できる者であること。
- (エ) 本市と締結する基本協定等の契約を遵守できる者であること。

イ 業務実施に係る共通の資格要件

- (ア) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)167条の4の規定に該当していないこと。
- (イ) 射水市入札参加資格停止要領(平成18年射水市告示第74号)に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (ウ) 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項又は第5項の規定による営業停止を受けていないこと。
- (エ) 破産法(平成16年法律第75号)第30条に基づく破産手続き開始の決定がなされていないこと。
- (オ) 民事執行法(昭和54年法律第4号)に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け、支払いが不能となっていないこと、又は、第三者の債権保全の請求が常態となっていないこと。
- (カ) 会社更生法(平成14年法律第154号)第41条の規定に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法(平成11年法律第225号)第33条の規定に基づく再生手続開始の決定の事実がないこと。
- (キ) 会社法(平成17年法律第86号)第514条に基づく特別清算開始命令がなされていないこと。
- (ク) 最近1年間に国税・地方税の滞納をしていないこと。
- (ケ) 過去において、以下の行為をしていないこと。
 - a 本市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
 - b 本市が執行した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を妨害し、若しくは不正な利益を得るために連合したもの。
 - c 本市と事業者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
 - d 本市の監督又は検査(地方自治法第234条の2第1項の規定によるもの)の実施に当たり職員の執行を妨げた者。
 - e 本市との契約において正当な理由がなく契約を履行しなかった者。
- (コ) 次に規定する暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力行為の常習者又はそのおそれのある者でないこと。
 - a 暴力団とは、暴対法第2条第2号に規定する団体。
 - b 暴力団員とは、暴力団の構成員。
 - c 暴力団準構成員とは、暴力団以外の者であって暴力団の周辺にあり、これと交わりを持つ次のいずれかに該当する者。
 - a) 暴力団の威力を背景に、暴対法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うおそれのある者。
 - b) 暴力団又は暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等、暴力団の維持、運営に協力し、又は関与する者。
- (サ) 法務省による「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に規定する反社会的勢力でないこと。

- (シ) 次に規定する、本募集に係る業務に関与した者又はその関連会社でないこと。
 - a 旧新湊庁舎跡地利活用事業アドバイザー業務
 - a) 株式会社 長大
 - b) 東京丸の内法律事務所
 - b 上記 a の業務に関与した者の関連会社で次に該当する者
 - a) 当該業務に関与した者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有する者又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。
 - b) 当該業務に関与した者が、発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有する者又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。
 - c) 代表権を有する役員が、当該業務に関与した者の代表権を有する役員を兼ねている者。
- (ス) 本募集に係る検討会議の委員本人又は委員が属する企業及びその関連会社でないこと（関連会社の定義は、前出(シ) b を準用する。）

(3) 業務ごとの資格要件

ア 設計・工事監理業務に当たる者

- (ア) 射水市契約規則（平成 17 年射水市規則第 29 号。以下「規則」という。）第 17 条に規定する測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格を有する者であること。
- (イ) 射水市入札参加資格停止要領に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (ウ) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。
- (エ) 構成企業が複数で設計・工事監理業務に当たる場合は、その全ての企業が上記(ア)、(イ)及び(ウ)の条件を備えていること。
- (オ) 事業提案内容と同等、又は、それ以上の施工規模の建築一式工事を元請として施工した実績（過去 10 年以内に完工している建物）を有すること。
- (カ) 構成企業が複数で設計・工事監理業務に当たる場合は、構成企業のうち、1 以上の企業が上記オの条件を備えていること。

イ 建設業務に当たる者

- (ア) 規則第 17 条に規定する工事の入札参加資格を有する者であること。
- (イ) 射水市入札参加資格停止要領に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (ウ) 建設業務代表企業は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定に基づく建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けている者であること。
- (エ) 事業提案内容と同等、又は、それ以上の施工規模の建築一式工事を元請として施工した実績（過去 10 年以内に完工している建物）を有する者であること。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上のものに限る。
- (オ) 構成企業が複数で建設業務に当たる場合は、構成企業のうち、1 以上の企業が上記(エ)の条件を備えていること。

第8 応募書類

応募書類は次のとおりである。

(1) 提出書類

ア 資格審査書類

資格審査書類の作成にあたっては、別添資料3 - 1に従って書類作成し提出すること。

イ 事業提案書類

検討中

事業提案書類の作成にあたっては、別添資料3 - 2に従って書類作成し提出すること。

(2) 応募書類の取扱い

ア 著作権

参加にあたり、応募者が市に提出した書類の著作権は、応募者に帰属する。

ただし、本事業の内容を公表する場合、その他市が必要とする場合には、市は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

なお、提出された提案書は返却しない。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った応募者が負う。

第9 本事業予定地の貸付条件等

(1) 本事業予定地の貸付条件等

ア 契約の種類

借地借家法第22条又は第23条の規定に基づく定期借地権設定契約とする。

なお、公正証書作成に関する費用は、事業者が負担するものとする。

イ 賃貸借期間

賃貸借期間は定期借地権設定契約を締結した日を始期として事業者が提案した年を経過した日を終期とする。

ウ 貸付対象面積

事業者提案の配置計画に応じて貸付対象面積を提案すること。なお、公共交通ターミナル部分は貸付対象面積に含まない。

エ 月額地代

地代は、次に示す基準地代以上であることを条件に、事業者が提案する月額地代とする。

なお、建設工事期間(施設竣工まで)の地代は全額免除する。

オ 月額地代の改定

原則として3年ごとの固定資産税評価替え時に合わせて社会経済情勢等を考慮し改定を行うことができる。なお、改定方法、算定式については事業用定期借地権設定契約の中で定めることとする。

カ 保証金

月額地代の12ヶ月分相当額とする。なお、保証金は、賃貸借の終了後に債権債務を相殺の上、無利息で返還する。また、月額地代が改定されても保証金の増減は行わない。

キ 地代及び保証金の支払方法

(ア) 地代

地代の支払いは、施設竣工の時点から行うものとし、毎月、市が定める方法により翌月分の月額地代を支払うものとする。

(イ) 保証金

保証金の支払いは、定期借地権設定契約締結時に支払うものとする。

ク 借地権の譲渡・転貸

事業者は、書面による市の事前承諾を得ることなく借地権の譲渡又は転貸を行うことはできない。

ケ 賃貸借期間満了時の取扱い

賃貸借期間満了時には、本施設(設備・備品を含む)を無償で市に譲渡するものとする。

(2) 公共施設部分の借受条件

市は、施設竣工後、公共施設部分を事業者から賃借し、賃貸借期間中にわたり賃料を支払う。

ア 契約の種類

借地借家法第26条の規定に基づく普通建物質貸借契約とする。

イ 賃貸借期間

賃貸借期間は、普通建物質貸借契約締結の日を始期として事業用定期借地権設定契約終了日を終期とする。

ウ 賃料

事業者が自由に提案する額とする。なお、提案賃料の算定については賃貸借期間におけるその総額及び月額賃料と、月額賃料のうち共益費相当分の額も併せて記載すること。

エ 賃料の改定

原則として3年ごと社会経済情勢等を考慮し改定を行うことができる。

オ 保証金

保証金(敷金)は支払わない。

カ 賃料の支払方法

賃料は、毎月、市と事業者が定める方法により支払うものとする。

キ 造作取扱い

市は借地借家法第33条に規定する造作買取請求権を行使しない。

第10 その他の事項

応募費用、応募書類に関する取扱いは次のとおりとする。

- (1) 応募にかかる一切の費用については、全て応募者の負担とする。
- (2) 応募書類は返却しない。
- (3) 応募書類にかかる著作権は各応募者に帰属する。

募集要項等に関する問合せ先

射水市 企画管理部政策推進課企画調整係

住 所：〒939-0294 射水市新開発 410 番地 1

電 話：0766-51-6612

F A X：0766-51-6646

電子メール：seisaku@city.imizu.lg.jp

ホームページ：http://www.city.imizu.toyama.jp/

旧新湊庁舎跡地利活用事業

要求水準書（案）

平成29年9月 日

射 水 市

目 次

第 1 要求水準書の位置付け	1
第 2 本施設の概要	1
1 本事業用地の概要	1
2 施設区分	1
3 本事業予定地周辺のインフラ状況	2
第 3 施設整備業務に関する要求水準	2
1 本施設の要求水準	2
2 施設全体の整備方針	3
3 各施設の要求水準	6
4 設計・建設業務に関する要求水準	8
第 4 維持管理業務の要求水準	11

第1 要求水準書の位置付け

この「旧新湊庁舎跡地利活用事業要求水準書」(以下「本書」という。)は、市が所有する旧新湊庁舎跡地の土地(以下「本事業予定地」という。)の有効活用について、民間の活力を期待して実施する「旧新湊庁舎跡地利活用事業」(以下「本事業」という。)の事業者の募集にあたり交付する「旧新湊庁舎跡地利活用事業募集要項」(以下「募集要項」という。)と一体のものとして位置付けるものであり、本事業の施設設計、建設、維持管理業務について、市が事業者に要求する性能・水準を示し、本事業の公募に参加する提案に具体的な指針を示すものである。

また、本書の記載事項の適用範囲については、設置を義務付けた公共施設と公共交通ターミナルのほか、民間施設を含んだ施設全体(以下「本施設」という。)が含まれるものとするが、本書及び募集要項に記載のない民間施設に対する性能・水準については、応募者の提案によるものとする。

第2 本施設の概要

1 本事業用地の概要

本事業用地の概要は次のとおりである。敷地現況図の参考として、別紙1 地積測量図を添付する。

土壌汚染対策法に基づく届出は、事業者で実施すること。届出の結果、土壌汚染調査が必要となった場合には、市の負担で調査を実施する。

商工会議所の地代は市と同額(年額649円/㎡)とする。

項目		内容
所在地及び敷地面積		旧新湊庁舎跡地(本町二丁目97) 12,177.740㎡ 商工会議所敷地(本町二丁目102-4) 1,340.58㎡
都市計画による制限	区域区分	近隣商業地域
	建ぺい率	80%
	容積率	300%
	道路斜線	1.5勾配(適用距離20m)
	隣地斜線	31m + 2.5勾配

2 施設区分

本施設は、公共施設、民間施設及び公共交通ターミナルに区分される。

民間の自由な発想とノウハウを活かした土地活用提案を基本とするが、公共施設と民間施設を一体として整備することを条件とし、具体の整備内容は本書に規定する。

募集要項に示すとおり、公共施設は市が事業者より賃借して、公共交通ターミナルは事業者が設計、建設、維持管理を業務委託する方針とする。

民間施設及びその他共用施設等は、市有地の有効活用を実現するために、応募者の独自の判断で設計、建設及び経営するものであり、施設全体の配置等については、応募者の提案にゆた

ねることとする。

公共施設、民間施設及び公共交通ターミナルの要求水準は、3 各施設の要求水準を参照のこと。

3 本事業予定地周辺のインフラ状況

施設周辺のインフラ整備状況は次のとおりである。

詳細については別紙2 インフラ現況図を参照すること。

項目	状況
上水道	管路引込済（ 50mm×1、 75mm×1 ） 詳細は射水市上下水道部上下水道業務課と調整のこと。
下水道	管路引込済（ 200mm×1 ） 詳細は射水市上下水道部上下水道業務課と調整のこと。
電気	北陸電力株式会社の供給エリア。詳細は北陸電力株式会社と調整のこと。
都市ガス	管路引込済（ 80mm×1 ） 詳細は日本海ガス株式会社と調整のこと。

第3 施設整備業務に関する要求水準

1 本施設の要求水準

基本方針

本事業は、次の基本方針に基づき実施されることを考慮した計画とすること。

ア 新たなにぎわいの創出へつなげる施設計画

- ・公共交通（あいの風とやま鉄道、万葉線）や他地区との動線整備（コミュニティバス等）を視野に入れた点在する観光資源との連携強化、観光客の受け入れ及び情報発信体制（観光機能）の確保を行う。

イ 地域への貢献

- ・事業の実施にあたっては、地域経済の振興や地元雇用の創出を行う。
- ・地域住民が集う交流の場としての位置付けの強化を行う。

ウ ユニバーサルデザインに配慮した施設計画

- ・バリアフリーやユニバーサルデザインを取り入れ、乳幼児から高齢者、障がい者まですべての市民にとって使いやすく、安心して快適に利用できる施設とする。

公共施設の整備方針

地区センター、コンベンション施設等は、以下に示す方針等に基づき、整備を行うこと。

エ 新湊地区センター

- ・証明書発行等の市民サービスを実施する施設とする。
- ・市民の利便性に配慮し1階に設置すること。
- ・新湊地区センターの運営は市が実施する。

オ コンベンション施設

- ・日常の市民活動を補助し市民や企業にとって利便性に優れた会議室を備えた施設とする。
- ・会議室は、多目的ホールとしての利用も想定し、柔軟な運用に配慮した施設とする。
- ・コンベンション施設の運営は市が実施する。

カ 市民交流スペース

- ・住民の学習・文化活動、市の子育て・家庭・若者支援、訪問者との交流の場となる市民交流スペースを備えた施設とする。
- ・施設利用者間の交流や情報交換が活発になされ、市民の交流活動意欲をさらに高めるような施設とすること。

キ 観光案内施設

- ・コミュニティバスの情報提供や射水市内の観光資源の紹介やPRを行う施設とする。
- ・観光案内施設の運営は市が実施する。

2 施設全体の整備方針

意匠計画

ア 外観デザイン・全体配置

- ・施設計画にあたっては、植樹による緑陰の形成、外構の積極的な緑化など、人々が集い、人や環境にやさしい計画とする。また、夜間に必要な明るさの確保、死角をつくらないなど、安心・安全に配慮すること。

イ 内部構成、建築仕様

- ・公共施設は、初めて訪れる人にとっても目的とする場所が容易に認識でき、わかりやすい諸室配置、空間構成となるよう配慮すること。
- ・民間施設と公共施設は、適切な区画を行い、開館時間や休館時期の違いに円滑に対処できるよう、管理区分が明確になるよう配慮すること。
- ・公共施設部分を単独で管理が行えるようにすること。
- ・配置計画にあたっては、公共施設と民間施設とが機能的かつ効率的に配置され、官民複合施設としてのメリットが充分活かされるよう配慮すること。
- ・敷地内への出入口、公共交通ターミナル、駐車場及び駐輪場から公共施設への円滑な動線を確保すること。
- ・色彩計画は、周辺の街並みとの調和に配慮したものとすること。

- ・ 自然エネルギー（自然採光、自然換気等）の活用や省エネルギー化、エコマテリアルの使用等に努めるとともに、工事においては廃棄物発生抑制等にも配慮すること。
- ・ すべての利用者が、安全安心かつ快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインに十分な配慮すること。
- ・ 駐車場、駐輪場ごみ集積スペース等は、関連条例や基準等に基づき適切に設置すること。また、公共施設の利用者とサービス車輛等の利便に配慮した配置と台数とすること。
- ・ 公共施設についても個別サインの掲示を計画すること。公共施設部分のサイン計画も含め事業者提案とし、周辺建物との調和に配慮した、統一のとれた全体のサイン計画の提案を行うこと。

ウ 什器・備品

公共施設で使用、設置する什器・備品等は、原則として市が調達する。

ただし、本施設の設計段階において、事業実施者は公共施設のレイアウト等について市と協議し、必要な什器・備品等のリストを想定した計画を提案すること。

エ 植栽

敷地内は豊かな植栽計画とし景観に配慮すること。

構造計画

オ 構造設計

基準及び指針により、遵法性に準じて計画を立てること。

詳細は応募者の提案による。

カ 設計条件

設計荷重、構造仕様及び設計条件の設定・考え方について、設計時に市に説明を行うこと。

キ 構造体・非構造部材

構造計画では、震災等の災害時における施設利用者の安全確保に配慮すること。

設備計画

公共施設及び公共施設と共用する部分の設備計画の考え方については、次に示すとおりとする。

ア 一般事項

- ・ 更新性・メンテナンス性に配慮した計画とすること。
- ・ ライフサイクルコストに留意した設備計画とし、ランニングコストの軽減に配慮すること。
- ・ 良好な室内環境（温度、湿度、照度等）を確保できる計画とすること。

- ・ 水道・電気・ガス料金については、公共施設部分の各使用料が明確になるように子メーター等の設備を設けること。

イ 電気設備

照明の制御は、昼光利用による制御や人感センサーにより制御を検討し、消費電力を削減する。

ウ 空調換気設備

- ・ 諸室の用途・目的に応じた空調システムを採用し個別に室温調整ができる空調機器を設け、適切な室内環境を確保すること。

エ 給水設備

- ・ 地区センター、コンベンション施設には1以上の給水設備を設けること。
- ・ 外構等においても、散水や清掃に配慮し、適切な箇所に給水栓を設置すること。

オ 給湯設備

- ・ 地区センター、コンベンション施設には1以上の給湯設備を設けること。
- ・ トイレの手洗いや洗面台には、ヒートショックに配慮し、電気温水器を設置すること。

カ 排水設備

- ・ 排水計画は、積雪に配慮し、敷地内に設ける消雪井戸及び消雪ポンプへの影響を考慮して計画すること。

キ 衛生器具設備

- ・ 節水型省エネ器具類や自動水栓等を積極的に採用し、維持管理コストの低減を考慮すること。
- ・ トイレの小便器は自動洗浄機能付とするとともに、女性用便器には擬音装置を設けること。また、すべての洋式大便器は、温水洗浄・暖房便座機能付の器具を設置すること。手すりを、適宜設置すること。
- ・ 施設内に1ヶ所以上オストメイトに対応した多目的トイレを設置すること。

ク 消火設備等

- ・ 水源、ポンプ室等設置し必要箇所への屋内消火栓ボックスの設置を行うこと。
- ・ 所轄消防署の指導に基づいて計画を行うこと。

ク 昇降機設備

- ・ 利用者の利便性とバリアフリーの視点から、エレベーターを設置すること。また、省エネルギーを図ること。

- ・ 安全装置、インターホン等の附属設備を設置すること。

外構計画

- ・ 外構計画にあたっては、建物と一体となったにぎわいを創出できる空間づくりに配慮すること。
- ・ 敷地内の各出入口には段差を設けず、車椅子利用者等が容易に建物内に入れるようにすること。
- ・ 本施設全体のサイン計画の他に、公共施設専用のサイン、掲示板、看板等を利用者がわかりやすいところに設けること。大きさ、仕様等は市との協議による。

駐車場・駐輪場

- ・ 関連条例や基準等に基づき適切に確保するとともに、提案する施設計画に対応した必要な駐車場及び駐輪場を確保すること。
- ・ 駐車場の出入口設置にあたっては、周辺道路の交通規制に配慮し、渋滞等により周辺道路への支障をきたさぬよう安全対策に十分配慮した計画とすること。
- ・ 公共施設に必要な駐車場台数は利用者用、職員用を含めて 10 台程度、駐輪場台数は 30 台程度を想定する。
- ・ 公共施設に必要な駐車場は民間施設利用者の駐車場と共用を可とする。

環境への配慮

- ・ 省エネルギーに配慮した計画とすること。
- ・ 屋外空間の緑化を積極的に推進する。

防災・安全・バリアフリー計画

- ・ 地震その他の災害に対し、安全な施設計画とする。
- ・ ユニバーサルデザインの理念に則り、誰もが使いやすい施設となるようにする。
- ・ 使用する材料（建築資材等）は、ホルムアルデヒドや揮発性有機化合物等の化学物質の削減に配慮したものとする。
- ・ 塗装及び接着剤（建築資材等）は、ホルマリン不検出のものとする。

3 各施設の要求水準

本事業で整備する公共施設、民間施設及び公共交通ターミナルの要求水準は次のとおりとする。

公共施設

項目	内容
必要機能	新湊地区センター
	コンベンション施設
	市民交流スペース
	観光案内施設

規模	約 600 m ² ~ 1,000 m ² 程度を想定
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者が整備する施設の一部を賃借して確保する。 ・利用者の視認性や利便性に配慮し、分かりやすい配置とすること。 ・お祭りやイベント時に利用可能な機能を備えた空間を整備すること。

ア 新湊地区センターの要求水準

- ・市の職員 6 名が、地区センターの業務を実施することが可能な執務スペースと休憩スペース及び相談カウンター（6 席分）を想定した広さ（約 100 m²）を確保すること。
- ・相談カウンター、執務スペースに適切な照明を計画すること。
- ・地区センターの利用者に配慮した、サイン計画を行うこと。

イ コンベンション施設の要求水準

- ・1つの大会議室を 3 以上の会議室として利用できるよう、可動間仕切りを設けること。可動間仕切りは、相応の遮音性を有するものとする。
- ・コンベンション施設には、机・椅子を収納できる収納スペースを設けること。
- ・天井高さを 3.0m 以上確保すること。

ウ 市民交流スペースの要求水準

- ・コンベンションのホワイエ、または、地区センターの待合スペースと兼用した市民交流スペース（約 250 m²）を設けること。
- ・市民交流スペースには、常時、30 名程度がくつろげる、カフェテーブル、椅子を計画し、事業者の提案による自動販売機を設置するなど喫茶コーナーを設けること。

エ 観光案内施設の要求水準

- ・地区センターに隣接して設けること。カウンターを設け、机、椅子、パソコンが 2 台設置可能な広さ（約 20 m²）とすること。

民間施設

項目	内容
期待する機能	オフィス機能（地元事業者含む）
	賑わい創出機能、定住促進等、地域の活性化に資する機能
	地元食材販売所、宿泊施設等、観光振興に資する機能
規模	提案による
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・観光拠点としての機能に配慮した導入機能とすること。なお、福祉施設、住宅施設等の併設を可とする。 ・施設利用者の駐車場については、導入機能に応じた必要な台数を確保するものとする。

公共交通ターミナル

項目	内容
必要機能	コミュニティバス、路線バス、観光バス、タクシー等の乗り入れを想定
規模	バス乗降場 5 台、タクシー乗降場 2 台、タクシープール、一般車乗降場、待合スペース 等
特記事項	<ul style="list-style-type: none">・ 周辺の交通状況を踏まえた配置計画を行うこと。・ コミュニティバスの離発着の観点からバスの出入口は前面道路に設けること。また、歩車分離を図ること。・ 除雪に配慮した計画とすること。・ バス乗降場、タクシー乗降場、一般乗降場、待合スペースには庇を設け、風雨を防ぐこと。・ 適切な照明を設け、夜間の利用にも配慮すること。

その他

オ 強振観測施設

- ・ 強振観測施設は残置させること、強震観測施設の取扱いについては、別紙 3 事業期間中の強震観測施設への配慮を参照すること。

カ 下水道本町中継ポンプ場及び圧送管

- ・ 下水道本町中継ポンプ場及び圧送管は残置させること。
- ・ 圧送管の上部には、建物を計画しないこと。ただし、敷地内の通路及び外構として利用することは可とする。

キ 消雪ポンプ及び消雪井戸

- ・ 消雪ポンプ及び消雪井戸は残置させること。ただし、提案する配置計画に応じて、市があらかじめ移設することは可とする。

ク 防災スペース

- ・ 独立した防災用スペースを 500 m²確保すること。防災用スペースには、通常時、緊急車両が乗り入れられる動線上に配置すること。

4 設計・建設業務に関する要求水準

設計業務

ア 基本設計

事業者は、市との定期借地権設定契約締結後、実施設計を行う前に、以下の項目における基本設計図書を市に提出し確認を受けること。また、公共施設に係る部分の設計にあたっては、市と十分に協議を行いながら業務を進めること。

- (ア) 建築計画
 - ・ 計画概要書
 - ・ 建物概要、面積表、法規チェック
 - ・ 建物配置計画
 - ・ 施設レイアウト・動線計画
 - ・ 平面計画、断面計画、立面計画
 - ・ 外観計画（色彩計画を含む。）及び外装仕様
 - ・ 内観デザイン計画及び内装仕様
- (イ) 構造計画
 - ・ 計画概要書
 - ・ 基本構造計画
- (ウ) 電気設備計画
 - ・ 設備計画概要書
 - ・ 仕様概要
- (エ) 機械設備計画
 - ・ 設備計画概要書
 - ・ 仕様概要
- (オ) 外構計画
 - ・ 外構整備計画書
 - ・ 舗装・植栽計画
- (カ) 施工計画
 - ・ 計画概要書
 - ・ 全体工程表（実施設計・各協議及び申請期間を含む。）
- (キ) その他
 - ・ 打合せ議事録
 - ・ 官庁協議議事録
 - ・ その他技術資料

イ 実施設計

実施設計は次の事項を遵守して実施すること。

- (ア) 基本事項
 - ・ 関係各機関と十分打合せを行うこと。
 - ・ 敷地測量図の確認を行うこと。
 - ・ 実施設計期間中には、市に対して作業中間報告を行い、業務終了後には最終的な報告を行った上、市に確認をうけること。
- (イ) 設計図書
 - ・ 事業者は、実施設計終了後すみやかに、市に実施設計内容と基本設計及び公募提案内容との整合確認をうける。確認は許認可手続き着手前までとし、以下の図書

を提出、説明を行う。

- ・ 建築設計図書
特記仕様書、図面リスト、案内図、配置図、面積表、仕上表、平面図、立面図、断面図、矩計図、階段詳細図、平面詳細図、展開図、天井伏図、建具表、雑詳細図、サイン計画その他必要な図面等
- ・ 構造設計図書
特記仕様書、図面リスト、構造図、構造計算書その他必要な図面等
- ・ 電気設備設計図書
特記仕様書、図面リスト、受変電設備図、幹線系統図、動力設備図、弱電設備図、消防設備図、各種計算書その他必要な図面等
- ・ 機械設備設計図書
特記仕様書、図面リスト、給排水衛生設備図、消防設備図、空調設備図、換気設備図、昇降機設備図、衛生機器リスト、各種計算書その他必要な図面等
- ・ 施工計画書

建設業務

(ウ) 基本事項

- ・ 関連法令等を遵守する。
- ・ 近隣及び工事関係者の安全確保と環境確保に十分配慮する。
- ・ 近隣住民との調整や関係各機関との調整を十分に行い、工事の円滑な進行と安全を確保する。
- ・ 無理のない工事工程を立てるとともに、適時近隣に周知して作業時間に関する了解を得る。
- ・ 事業者は設計図書及び施工計画書に従って施設の建設を行う。
- ・ 着工に先立ち、実施工程表及び施工計画書を作成して市に報告し、確認を受ける。
- ・ 工事の記録を行い、常に工事現場に整備する。完工確認終了後竣工図等とともに整理し、市に提出する。
- ・ 建設期間中に事業者が行う検査又は試験について、事前に市に実施日等を通知する。なお、市は当該検査又は試験に立ち会うことができるものとする。
- ・ 市は、建設期間中に行われる工程会議に立ち会うことができるとともに、いつでも工事現場での施工状況の確認を行うことができる。
- ・ 市が検査、会議、現場等に立ち会う場合、事業者は協力する。

(I) 完工図書

- ・ 完工確認終了後竣工図等とともに整理し、以下の図書を提出、説明を行う。
- ・ 完工図（建築）一式
製本図、縮小版製本及び図面等が収録された電子媒体一式
- ・ 完工図（電気設備）一式
製本図、縮小版製本及び図面等が収録された電子媒体一式並びに取扱説明書 1 部
- ・ 完工図（機械設備）一式

- 製本図、縮小版製本及び図面等が収録された電子媒体一式並びに取扱説明書 1 部
- ・ 完工図（昇降機設備）一式
- 製本図、縮小版製本及び図面等が収録された電子媒体一式並びに取扱説明書 1 部
- ・ 完工図（什器・備品配置票）一式
- 製本図、縮小版製本及び図面等が収録された電子媒体一式
- ・ 什器備品リスト
- ・ 什器備品カタログ
- ・ 完工検査済証の写し
- ・ 完工写真
- その他、市が必要とする図書等

工事監理業務

- ・ 工事監理を行う者は建築基準法及び建築士法に規定する建築士とし、建設業務を行う事業者ではないものが実施すること。なお、建設業務以外の業務との兼任については、それぞれの業務条件を満たす場合は可能とする。
- ・ 自らの責任により実施設計図書を監理すること。
- ・ 市と協議の上であらかじめ定めた時期において工事の進捗状況等を報告するほか、市から要請があった場合には、適時報告・説明等を行うこと。基本的には、公共施設及び公共交通ターミナル部分についての報告を行うこと。
- ・ 必要な各種申請、検査等の申請に伴う作業等を行うこと。
- ・ お知らせ看板の設置、近隣説明等を行うこと。

第 4 維持管理業務の要求水準

各種業務共通事項

ア 基本事項

- a. 関連法令等を遵守すること。
- b. 維持管理は、予防保全を基本とすること。
- c. 施設環境を良好に保ち、行政機能利用者の健康被害を防止すること。
- d. 施設利用者の安全確保に努めること。
- e. 建築物（付帯設備を含む）が有する性能を保つこと。
- f. 劣化等による危険・障害の未然防止に努めること。
- g. 省資源、省エネルギーに努めること。
- h. ライフサイクルコストの削減に努めること。
- i. 建物等の財産価値の存続を図ること。
- j. 環境負荷を低減し、環境汚染等の発生防止に努めること。
- k. 故障等による行政機能の中断に係る対応を定め、回復に努めること。
- l. 本施設の維持管理・運営にあたり、適切な保険を付保すること。
- m. 本施設を活用し、にぎわい創出や地域活性化に努めること。

イ 維持管理・運營業務の範囲

- a. 本施設の建築物等保守管理業務
- b. 本施設の建築設備等保守管理業務
- c. 本施設の修繕・更新業務
- d. 本施設の清掃業務
- e. 本施設の警備業務
- f. その他施設の維持管理・運營業務

ウ 長期修繕計画書及び年間業務計画書等の作成・提出

維持管理・運營業務の実施に先立ち、本施設の長期修繕計画書、並びに維持管理・運營業務の実施体制、実施工程、作業項目、作業内容等必要な項目を記載した年間の維持管理・運營業務計画書（以下「年間業務計画書」という。）を作成すること。

なお、長期修繕計画書は10年毎に見直しを行い、年間業務計画書は事業期間中毎年作成すること。

長期修繕計画書及び初年度の年間業務計画書は供用開始の1か月前までに、見直し後の長期修繕計画書及び供用開始後の年間業務計画書は各年度の1か月前までに、それぞれ市に提出して確認を得ること。また、年間業務計画書に基づく実施内容を業務報告書として取りまとめ、市に提出して確認を得ること。

建築物等保守管理業務

本施設の建築物の機能と環境を維持し、利用者が安全で快適に施設を利用でき、公共サービスの提供が常に円滑に行われるように、建築物の点検及び保守を実施すること。

建築設備等保守管理業務

施設の機能と環境を維持し、利用者が快適に施設を利用でき、公共サービスの提供が常に円滑に行われるよう、本施設に設置した各種建築設備について、適切な保全計画のもとに運転・監視、保守・点検を実施すること。

修繕・更新業務

事業期間中の建築物の基本性能を保持するために、定期的な建築物の修繕及び建築設備の修繕・更新を実施すること。

清掃業務

本施設が良好な環境・衛生状態を維持し、快適な空間を保つために必要な清掃を行うこと。

警備業務

本施設における利用者の安全を守るとともに、公共サービスの提供に支障を及ぼさな

いよう、警備業法を遵守しつつ適切な防犯・防災警備を行うこと。

その他施設の維持管理・運營業務

エ 施設管理規約の作成等

本施設のテナント等が遵守すべき条件等を記載した施設管理規約の原案を作成し、供用開始の6か月前までに市に提出して確認を得ること。

オ 外構の維持管理

公共交通等利用者の待合い場所等としての機能が発揮できるよう、適切に保守・点検、修繕・更新及び清掃を実施すること。

また、植栽については、保護、育成、剪定等を行い、適切な状態に保つこと。

緊急時及び災害時の対応

カ 緊急時等の対応

賃貸借期間中は、緊急時・非常時及び本業務に関する苦情に迅速に対応できるよう、業務責任者を中心に連絡体制、対策マニュアル等を設定し、供用開始前に市に報告すること。

キ 災害時等の対応

震災等の災害時には、本施設の一部を避難場所として開放したり、日用品などの生活必需品や応急対策に必要な物資について提供したりするなど、市と事業者は、災害対応に関する協定を結んで連携していくものとする。

企画管理部人事課 資料1
9月定例会 総務文教常任委員会
平成29年9月19日

第3次射水市行財政改革集中改革プラン (平成29年度改訂版)

平成29年9月
射水市行財政改革推進本部

目次

1	これまでの取組	1
(1)	行財政改革を実行してきた背景	1
(2)	これまでの取組成果	1
	射水市行財政改革大綱の成果	2
	第2次射水市行財政改革大綱の成果	3
2	第3次集中改革プランの基本的事項	4
(1)	第3次集中改革プランへの取組の必要性	4
(2)	推進期間	4
(3)	進行管理	5
(4)	集中改革プランにおける目標	5
(5)	これまでの取組成果	6
	第3次射水市行財政改革大綱の成果	6
3	基本方針・取組項目	7
4	取組内容（一覧）	9
5	取組内容（個表）	14
(1)	経営的な視点に立った行財政運営	14
	事務事業の効率化・適正化	14
	公共施設マネジメントの構築	21
	民間活力の更なる活用	29
	公営企業の経営健全化	30
	自主財源の確保及び創出	32
	資産・債務の適正管理	35
(2)	市政の透明性の向上と質を重視した市民サービスの提供	35
	市政情報の積極的な提供	35
	市民との協働によるまちづくりの充実	36
	効果的な市民サービスの提供	37
	ICT（情報通信技術）の有効活用	39
(3)	職員力の強化と組織力の向上	40
	職員の能力向上及び意識改革	40
	効率的な組織体制の構築	42
	職員定数の見直し及び給与の適正化	43
6	平成28年度までに達成した取組内容	44
	平成28年度までに達成した取組内容	44
7	平成28年度版集中改革プランからの変更点	56
(1)	新規取組	56
(2)	内容を変更した取組	57

1 これまでの取組

(1) 行財政改革を実行してきた背景

平成11年7月16日に「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（以下「地方分権一括法」という。）」が公布され、これまでの中央集権型行政システムから地方分権型への転換が一気に加速し、地方分権時代が本格的に到来することとなった。

平成12年4月にこの地方分権一括法が施行され、各自治体とも大幅な自己決定・自己責任で行政運営が可能となる中、政府では構造改革の一環として、三位一体の改革により国から地方への税源移譲を行いつつ、従来の国庫補助金、地方交付税を縮減することとした。

少子高齢化及び人口減少社会が本格化していく中で、新しい地方分権時代においても持続可能で安定した財政基盤を確立するとともに、自主性及び自立性のある個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るため、1市3町1村で構成する射水地区広域圏合併協議会での協議を経て、平成17年11月1日に射水市が誕生した。

本市では、合併後速やかに、平成17年3月に総務省が示した「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」等を踏まえ、自己決定・自己責任の原則を維持し、当初目的を達成していくため、平成18年12月に、18年度から22年度の5か年の行財政改革の方針を掲げる射水市行財政改革大綱（以下「大綱」という。）を策定し、またその実施計画となる行財政改革集中改革プラン（以下「集中改革プラン」という。）を策定した。

また、引き続き行財政改革を実行していくため、平成23年度から27年度までの5か年を推進期間とする第2次大綱を策定するとともに第2次集中改革プランを策定した。ただし、第2次大綱及び集中改革プランについては、人口減少と少子高齢化の急速な進展や社会経済情勢の変化など、本市を取り巻く状況の大きな変化に迅速に対応すべく、第2次射水市総合計画を平成26年度に新たに策定したことに併せ、平成25年度までの推進期間に変更した。

(2) これまでの取組成果

平成18年度から22年度の5か年の大綱及び平成23年度から25年度までとした第2次大綱では、それぞれ基本目標を以下のとおり掲げ、集中改革プランにおいて課題に取り組み、継続した行財政改革を推進しながら着実に効果を上げてきた。

■射水市行財政改革大綱の成果（平成18年度から平成22年度）

- | | | | | |
|-------------|----------|-------------------|----------|--------------------|
| 基本目標 | 1 | 簡素で効率的な行財政運営の推進 | 4 | 説明責任・情報公開及び透明性の向上 |
| | 2 | 市民サービスの効率化等 | 5 | 市民と行政の協働で築く地域社会の創造 |
| | 3 | 人事・給与の適正化及び組織の活性化 | | |
| | | | | |
| | | | | |

【収支改善額】 （単位：千円）

項目		集中改革プラン（第1次）					計
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
市単独補助金の見直し	件数		34	78	84	29	225
	改善額		59,576	69,333	59,951	55,440	244,300
委託料等の見直し	件数		75	27	19	17	138
	改善額		120,626	12,684	64,722	16,303	214,335
正規職員人件費（消防・病院除く）	総数	876	849	810	766	730	
	削減数		27	39	44	36	146
	改善額		113,035	317,244	375,093	261,941	1,067,313
指定管理者制度	導入数	12	25	33	38	38	
	改善額		91,601	34,425	51,290	36,125	213,441
有料広告収入等（新規分のみ）	媒体数		2	10			12
	改善額		1,395	8,150			9,545
民間委託等	件数			1			1
	改善額			72,492			72,492
特別職・行政委員報酬等の見直し	件数			1			1
	改善額			499			499
議員報酬・定数等の見直し	件数			1	1		2
	改善額			10,187	66,842		77,029
収支改善額 計		0	386,233	525,014	617,898	369,809	1,898,954

集中改革プラン（第1次）では、収支改善目標金額は掲げず、厳しい地方分権時代に対応しつつ市民サービスの向上に努めるため、組織機構の簡素化、事務事業の見直しなど、強力に行財政改革を進め、推進期間中に約19億円の改善成果を上げた。

■ 第2次射水市行財政改革大綱の成果（平成23年度から平成25年度）

基本方針

- | | |
|---|---|
| <p>1 健全な財政運営の推進</p> <p>2 市民の目線に立った質の高いサービスの提供</p> | <p>3 地方分権に対応する組織力の向上</p> <p>4 透明で公正な市政の推進</p> |
|---|---|

【収支改善額】

（単位：千円）

項目		第2次集中改革プラン			
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	計
市単独補助金の見直し	件数	29	42	14	85
	改善額	23,215	33,252	26,832	83,299
委託料等の見直し	件数	18	14	7	39
	改善額	22,176	8,064	7,115	37,355
正規職員人件費（消防・病院除く）	総数	701	677	650	
	削減数	29	24	27	80
	改善額	141,493	117,123	171,701	430,317
指定管理者制度	導入数	42	53	55	
	改善額	▲16,194	33,220	▲2,197	14,829
有料広告収入等（新規分のみ）	媒体数		2	5	7
	改善額		1,152	1,692	2,844
民間委託等	件数		1	1	2
	改善額		54,683	130,808	185,491
特別職・行政委員報酬等の見直し	件数	1	1		2
	改善額	900	1,441		2,341
議員報酬・定数等の見直し	件数			1	1
	改善額			8,003	8,003
公共施設の見直し	施設数	1	6	7	14
	改善額	22,858	24,113	26,590	73,561
その他の取組	件数	1	1		2
	改善額	331	460		791
収支改善額 計		194,779	273,508	370,544	838,831

第2次集中改革プランでは、本市の合併特例期間が平成27年度で終了し、その後普通交付税が段階的に削減されることを見据え、策定時点において、一本算定となる平成33年度にはこれまでの合併算定替による額と比較して約19億円減額すると見込み、推進期間中の5年間でその約2分の1に当たる10億円を収支改善することを目標として掲げた。

第2次射水市総合計画の開始年度と合わせて新たな大綱を策定するため、第2次大綱及び集中改革プランを3年間で終了させることとなったが、その間、歳入に見合った歳出構造への転換を図りながら多様化・複雑化する市民ニーズに的確に対応するための行財政改革を着実に進め、約8.4億円の改善成果を上げた。

2 第3次集中改革プランの基本的事項

(1) 第3次集中改革プランへの取組の必要性

今後も、歳入面では人口減少及び少子高齢化を起因とする市税の伸び悩みをはじめ、平成28年度からの普通交付税の段階的な縮小、平成32年度での合併特例事業債の発行期限の終了など財源確保が難しくなる中、歳出面ではこれまでのような人件費の抑制が難しくなる一方、扶助費等や公債費が増加傾向になるなど、本市を取り巻く環境は非常に厳しい状況である。

平成26年度に策定した射水市中長期財政計画では、今後も一定の行財政改革による効果額を考慮してもなお財源不足が生じ、平成33年度から35年度にかけて、単年度当たり約6.2億円から約8.4億円が不足すると予測した。

このことから、これまで以上に踏み込んだ行財政改革を断行しなければ、これからの社会経済情勢の変化に伴う新たな市民ニーズへの対応はもとより、現状の行政サービス水準を維持することも困難になることが予想されるため、平成26年度から平成30年度までの5年間を計画期間とする第3次大綱を策定した。

この第3次大綱では、経営的な視点に立ち、限られた経営資源（人材・財源・資産等）を最大限に活用して、本市の規模に見合った健全で持続可能な行財政基盤の確立を目標とし、これまで行ってきた事務事業の見直しや職員数の抑制などの「量」の改革を継続しながら、最適なサービス提供主体を見極めた「質」の高い市民サービスを提供していくこととしたことから、その実施計画となる第3次集中改革プランを策定したものである。

(2) 推進期間

推進期間は、平成26年度から平成30年度までの5年間とする。



(3) 進行管理

射水市行財政改革推進本部（本部長：副市長）において進行管理を行う。

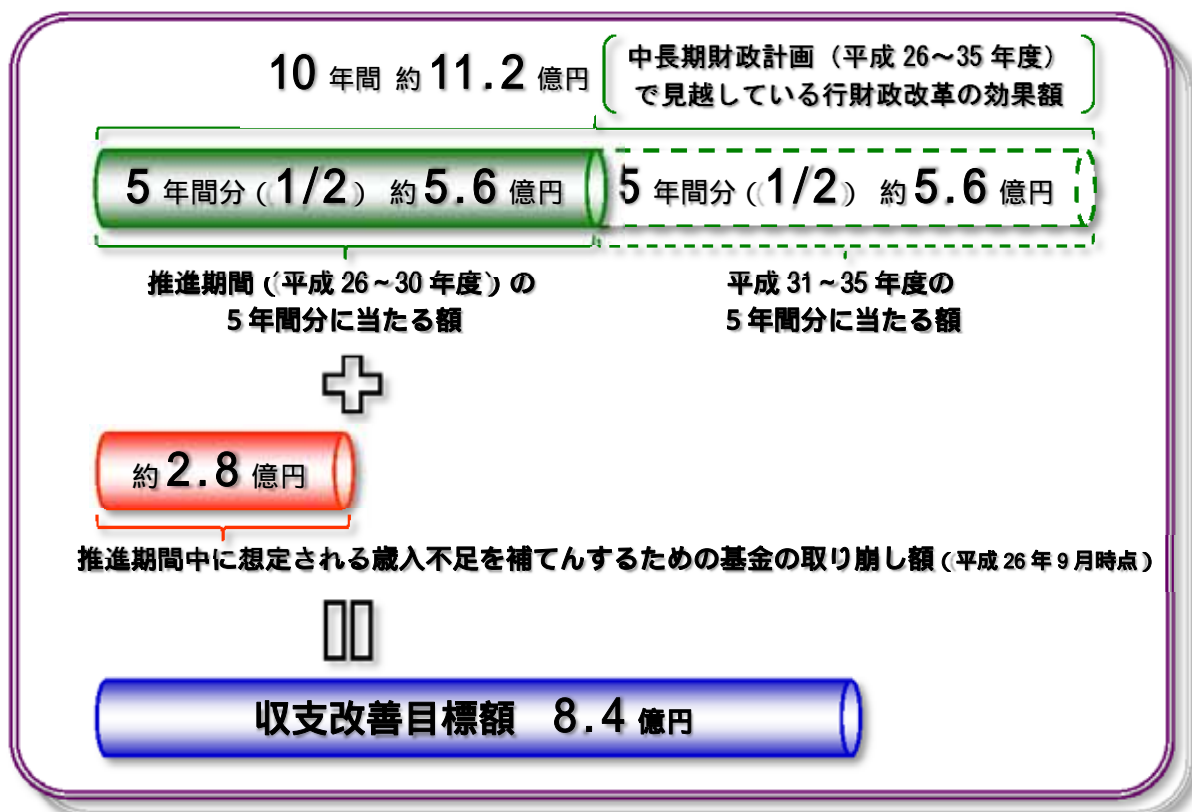
進行管理では、実績に対する検証・評価のほか、状況の変化などに的確に対応するため、毎年度、集中改革プランの見直しを行う。

なお、毎年度の進捗状況や成果については、射水市行財政改革推進会議（民間の有識者で構成）並びに市議会に報告し意見を求めるとともに、市のホームページや広報を活用し、市民に対し積極的に公表していく。

(4) 集中改革プランにおける目標

第3次集中改革プランでは、射水市中長期財政計画の財政見通しをより確実なものとするとともに、安易に歳入不足額を基金の取り崩しに依存することのない本市の規模に見合った健全財政の確立を目指すこととする。

よって、第2次射水市総合計画実施計画を踏まえた中長期財政計画（平成26年9月時点）において平成26年度から平成35年度までの10年間で見越している行財政改革の効果額約11.2億円のうち、推進期間の5年間分（2分の1）に当たる約5.6億円と、推進期間中に想定される歳入不足を補てんするための基金（合併地域振興基金）の取り崩し額約2.8億円の合計額約8.4億円を収支改善目標金額として掲げ、行財政改革を強力かつ着実に進める。



(5) これまでの取組成果

第3次集中改革プランでは、新たな「基本方針」のもと、事務事業の効率化・適正化や公共施設の見直しなど、基本方針を達成するための手段を「取組項目」として整理し、項目ごとに個別の取組を掲げ、行財政改革に取り組んできた。

その結果、平成26年度からこれまでの間に、約6.2億円の収支改善効果を上げている。

これまで目標達成に至らなかった個別の取組については、推進期間である平成30年度までの達成に向けて着実に取り組むとともに、更なる行財政改革の推進につながる新規の取組についても積極的に掲げることで、目標としている約8.4億円の収支改善の達成を目指す。

■第3次射水市行財政改革大綱の成果（平成26年度から平成30年度）

- | | | | | |
|-------------|----------|---------------------------|----------|---------------|
| 基本方針 | 1 | 経営的な視点に立った行財政運営 | 3 | 職員力の強化と組織力の向上 |
| | 2 | 市政の透明性の向上と質を重視した市民サービスの提供 | | |
| | | | | |

【収支改善額】 （単位：千円）

項目		第3次集中改革プラン			
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	計
市単独補助金の見直し（※）	改善額	110,183	▲34,237	52,951	128,897
	件数	6	4	24	34
委託料等の見直し	改善額	31,802	14,622	53,278	99,702
	総数	653	630	626	
正規職員人件費（消防・病院除く）	削減数	▲3	23	4	24
	改善額	▲88,985	146,061	85,462	142,538
指定管理者制度	導入数	70	71	70	
	改善額	463	23,016	▲1,873	21,606
有料広告収入等	媒体数	19	18	18	▲1
	改善額	526	▲1,395	▲448	▲1,317
民間委託等（新規分のみ）	件数	2	1	1	4
	改善額	28,863	18,899	111	47,873
議員報酬・定数等の見直し	件数	1			1
	改善額	18,612			18,612
公共施設の見直し	施設数	3	5	9	17
	改善額	17,925	19,368	27,265	64,558
その他の取組	件数		3	8	11
	改善額		70,320	30,148	100,468
収支改善額 計		119,389	256,654	246,894	622,937

※市単独補助金の収支改善額は交付総額ベースでの比較であり、事業の見直しによる削減額のほか、事業の終了や開始等に伴って生じる自然増減分を含む。

3 基本方針・取組項目

基本方針 1 経営的な視点に立った行財政運営

厳しい財政状況が続く中、将来にわたって健全で持続可能な自治体経営を実現するため、複式簿記の導入や市有資産台帳の整備を図り、資産・債務状況、施設別・事業別コスト等を検証し、事務事業の整理合理化や公共施設の統廃合を含めた公共施設マネジメントを構築するなど、経営的な視点に立った行財政運営に努めます。

取組項目 1 事務事業の効率化・適正化

事務事業の改善に向けた取組を継続的に実施し、経費の節減及び合理化を図るとともに、公平性の観点に基づき行政サービスにおける受益と負担の適正化を図ることにより、財政の健全化を推進します。

取組項目 2 公共施設マネジメントの構築

市が所有する公共施設や道路橋りょうなどのインフラ資産について、社会経済状況の変化等に対応した総合的かつ長期的な計画、管理活動を行うファシリティマネジメントを構築し、公共施設等の「最適な保有量」と「最適な管理運営」の実現に努めます。

取組項目 3 民間活力の更なる活用

民間事業者等の専門知識やノウハウを効果的・効率的に活用し、サービスの向上や経費の節減が見込まれるものについては、積極的に民営化や民間委託を推進します。また、指定管理者制度の有効活用を図ります。

取組項目 4 公営企業の経営健全化

上下水道事業及び病院事業が将来にわたって必要なサービスを提供していくため、絶えず経営状況を点検するなど、一層の経営の健全化を推進します。

取組項目 5 自主財源の確保及び創出

企業誘致に積極的に取り組むなど歳入の安定的確保に努めるほか、収納率の向上及び債権管理を強化するとともに、広告料・命名権などの取組を継続・拡充し新たな財源を創出します。

取組項目 6 資産・債務の適正管理

市の保有する資産や債権債務の実質的な把握を行うことを目的とする新地方公会計制度に対応するため、財務書類を企業会計や外郭団体等を含めた連結ベースで作成・公表します。さらに、将来の資産更新費用、施設別・事業別の行政コスト、将来の財政シミュレーションなどを検証し、資産の利活用や負債の圧縮など、資産・債務改革を進めます。

基本方針 2 市政の透明性の向上と質を重視した市民サービスの提供

社会の成熟化に伴い、ますます多様化・複雑化する市民ニーズに的確に対応するため、市政の透明性の向上を図り、市民の満足度を重視した、効果的な市民サービスの提供に努めます。

取組項目 1 市政情報の積極的な提供

市政施策・予算等をわかりやすく開示するなど、市民への情報提供及び市民との情報共有を推進します。

取組項目 2 市民との協働によるまちづくりの充実

市民と行政が様々な課題を共に考え行動する環境づくりのため、地域振興会への支援や市政への幅広い市民参加の促進により、協働のまちづくりを推進します。

取組項目 3 効果的な市民サービスの提供

多様な市民ニーズに的確に対応するため、窓口サービスの充実を図るなど、便利で利用しやすい行政サービスを提供します。

取組項目 4 ICT（情報通信技術）の有効活用

情報通信技術を積極的に活用し、申請手続きの簡素化など事務の効率化を図るとともに、情報の共有化を図り行政サービスの向上を推進します。

基本方針 3 職員力の強化と組織力の向上

地方分権改革の進展に伴い、高度化・複雑化する行政課題に的確に対応するため、引き続き、職員の能力向上や意識改革に取り組むとともに、市の将来を見据えた効果的・効率的なサービスが提供できるよう組織力の向上に努めます。

取組項目 1 職員の能力向上及び意識改革

市民の目線に立って政策を考えることのできる人材の育成に取り組むなど、職員の能力向上と意識改革を図ります。

取組項目 2 効率的な組織体制の構築

時代に即応し、行政サービスを効率的・効果的に提供できる組織を構築することにより、組織力の向上を図ります。

取組項目 3 職員定数の見直し及び給与の適正化

射水市定員適正化計画の推進により、職員数の適正化を図るほか、給与制度の適正な運用を行います。

4 取組内容（一覧）

基本方針 1 経営的な視点に立った行財政運営

取組項目 1 事務事業の効率化・適正化

番号	取組名	担当課	頁
1	タブレット端末の活用による情報政策及びペーパーレス対策	総務課	14
2	期日前投票所の在り方の検討	総務課	14
3	事務事業評価制度の見直し	人事課	14
4	市単独補助金・委託料等の見直し	財政課	15
5	市債の繰上償還による財政負担の軽減	財政課	15
6	消耗品等の一括調達方式の導入	管財契約課	15
7	高岡地区バス路線維持対策協議会負担金等の見直し	生活安全課	15
8	公共交通の在り方についての見直し	生活安全課	16
9	交通安全アドバイザー定数の適正化	生活安全課	16
10	斎場使用料の適正化	環境課	16
11	ごみ処理手数料の適正化	環境課	16
12	射水市社会福祉協議会補助金の見直し	地域福祉課	17
13	家具転倒防止器具設置事業の見直し	地域福祉課・社会福祉課	17
14	地域ふれあいサロン事業の見直し	地域福祉課	17
15	老人デイサービス事業の廃止	地域福祉課	17
16	シルバー人材センターの抜本的な経営改善指導	地域福祉課	18
17	移送サービス事業の見直し	地域福祉課	18
18	がん検診の自己負担額の見直し	保健センター	18
19	射水市観光協会の機能強化	港湾・観光課	18
20	イベントの抜本的な見直し	港湾・観光課	19
21	射水市観光情報館（旧みなと交流館）を活用した観光入込客数の増加	港湾・観光課	19
22	富山新港港湾振興会の活動強化	港湾・観光課	19
23	「射水市観光振興計画（仮称）」の策定	港湾・観光課	20
24	防犯灯の維持管理コストの削減	道路・河川管理課	20
25	元旦マラソンの見直し	生涯学習・スポーツ課	20
26	射水市体育協会の活用	生涯学習・スポーツ課	20
27	スポーツ推進委員定数の適正化	生涯学習・スポーツ課	21
28	スポーツ施設使用料の適正化	生涯学習・スポーツ課	21
達成 1	庁用車両管理及び保有台数の適正化	管財契約課	44
達成 2	所得税・住民税申告相談会場等の見直し	課税課	44
達成 3	市税滞納者に対する行政サービスの利用制限の実施	収納対策課	44
達成 4	環境調査の見直し	環境課	45
達成 5	資源集団回収スケジュールの見直し	環境課	45
達成 6	おむつ支給事業の見直し	地域福祉課・社会福祉課	45
達成 7	福祉入浴券交付事業の廃止	地域福祉課	45
達成 8	高齢者等日常生活用具給付事業の廃止	地域福祉課	46
達成 9	不妊治療助成事業の見直し	保健センター	46
達成 10	離職者能力再開発訓練奨励金の廃止	商工企業立地課	46
達成 11	創作活動、教養教室の廃止	地域福祉課	46
達成 12	保育園・幼稚園保育料の見直し	子育て支援課	47
達成 13	がん検診の自己負担の適正化	保健センター	47

達成 14	いきいき射水太閤山フェスティバル開催補助金の見直し	港湾・観光課	47
達成 15	一般健康診査の廃止	保健センター	47

取組項目 2 公共施設マネジメントの構築

番号	取組名	担当課	頁
29	公共施設等総合管理計画の推進	人事課	21
30	庁舎の有効活用及び跡地利用	政策推進課	22
31	サービスセンターの有効活用	生活安全課	22
32	衛生センターの整備方針の検討	環境課	22
33	クリーンピア射水の長寿命化	環境課	23
34	小杉社会福祉会館の機能転用	地域福祉課	23
35	堀岡福祉センターの廃止	地域福祉課	23
36	足洗老人福祉センターの廃止（民間売却）	地域福祉課	23
37	拠点型ふれあいサロンの在り方の検討	地域福祉課	24
38	市立保育園の在り方の検討	子育て支援課	24
39	市立幼稚園の在り方の検討	子育て支援課	25
40	市立児童館機能の移行	子育て支援課	25
41	市立子育て支援センターの統合	子育て支援課	25
42	公園施設の配置基準の策定	都市計画課	26
43	中学校学校プールの廃止	学校教育課	26
44	図書館の在り方の検討	生涯学習・スポーツ課	26
45	主要体育館の在り方の検討	生涯学習・スポーツ課	27
46	地区体育館機能の移行	生涯学習・スポーツ課	27
47	グラウンドの地域移管	生涯学習・スポーツ課	28
48	テニスコートの一部廃止	生涯学習・スポーツ課	28
49	新湊博物館の運営の在り方の検討	生涯学習・スポーツ課	29
達成 16	新湊ふれあい会館の地域移管	地域振興・文化課	48
達成 17	保健センターの統合	保健センター	48
達成 18	小杉勤労青少年ホーム・働く婦人の家の機能統合	生涯学習・スポーツ課	48
達成 19	小杉ふれあいセンターの機能転用	地域福祉課	49
達成 20	大門コミュニティセンターの指定管理者制度への移行	農林水産課	49
達成 21	大門世代交流プラザの廃止	子育て支援課	49
達成 22	七美幼児プールの廃止	生涯学習・スポーツ課	49

取組項目 3 民間活力の更なる活用

番号	取組名	担当課	頁
50	指定管理者制度の効果的な活用	人事課	29
51	市有バス業務の民間活用	管財契約課	29
52	社会福祉協議会等の活用	地域福祉課	30
53	竹内源造記念館の指定管理者制度への移行	地域振興・文化課	30
達成 23	ゆとりライフ互助会業務の移管	商工企業立地課	50
達成 24	不燃・粗大ごみ処理の民間委託	環境課	50
達成 25	野手理立処分所の長期包括運営業務委託の導入	環境課	50
達成 26	市営住宅の指定管理者制度の導入	建築住宅課	50

取組項目 4 公営企業の経営健全化

番号	取組名	担当課	頁
54	水道事業における主要施設及び配水管の長寿命化	上水道工務課	30
55	不明水対策の実施	下水道工務課	30
56	下水道水洗化率の向上	下水道工務課	31
57	医師住宅の処分	管財契約課	31
58	市民病院の患者増加策	市民病院経営管理課	31
59	病院機能評価認定の更新	市民病院経営管理課	32
達成 27	新公立病院改革プランの策定	市民病院経営管理課	51
達成 28	電子カルテの導入	市民病院経営管理課	51
達成 29	水道ビジョン等の見直し	上下水道業務課	51
達成 30	下水道ビジョンの策定	上下水道業務課	51
達成 31	市民病院給食調理業務の民間委託	市民病院経営管理課	52
達成 32	地域包括ケア病棟の開設	市民病院経営管理課	52

取組項目 5 自主財源の確保及び創出

番号	取組名	担当課	頁
60	ふるさと納税（ふるさと射水応援寄附）の更なる推進	農林水産課	32
61	純射水産サクラマスによるローカルブランディングの創出	農林水産課	32
62	有料広告収入等の独自財源の確保	財政課	33
63	未利用財産の売却	管財契約課	33
64	公共施設の自動販売機設置業者選定における入札制度の導入	管財契約課	33
65	市税収納率の向上	収納対策課	34
66	魅力ある企業立地助成金制度への工夫	商工企業立地課	34
67	創業支援事業計画の推進	商工企業立地課	34
68	農業委員会だよりへの有料広告掲載検討	農業委員会事務局	35
達成 33	債権管理・回収の一元化の検討	収納対策課	52
達成 34	雑誌スポンサー制度の導入	生涯学習・スポーツ課	52

取組項目 6 資産・債務の適正管理

番号	取組名	担当課	頁
69	新地方公会計の整備	財政課、管財契約課	35
達成 35	固定資産台帳の整備	管財契約課	53

基本方針 2 市政の透明性の向上と質を重視した市民サービスの提供**取組項目 1 市政情報の積極的な提供**

番号	取組名	担当課	頁
70	みえる・わかる・わかり合えるミーティング等の実施	未来創造課	35
達成 36	ファイリングシステムの導入と維持管理	総務課	53

取組項目 2 市民との協働によるまちづくりの充実

番号	取組名	担当課	頁
71	コミュニティセンターの指定管理者制度への移行	地域振興・文化課	36
72	地域型市民協働事業の推進	地域振興・文化課	36
73	まちづくりの担い手となる人材の発掘・育成	地域振興・文化課	36
74	自主防災組織の強化及びネットワーク化	総務課	37
達成 37	公募提案型市民協働事業の推進	地域振興・文化課	53

取組項目 3 効果的な市民サービスの提供

番号	取組名	担当課	頁
75	窓口時間延長の在り方についての検討	市民課	37
76	多様な納付環境の整備（ペイジー収納サービス）	収納対策課	37
77	万葉線ICカードの導入支援	生活安全課	38
78	がん検診受診率向上に向けた取組の推進	保健センター	38
79	三世代同居住宅支援による住宅リフォーム事業の創設	建築住宅課	38
80	小学校の在り方の検討	学校教育課	38
81	学校図書館職員の効果的な活用	学校教育課	39
達成 38	庁舎整備後の窓口サービスの充実	市民課	54
達成 39	指定宅地支援制度の見直し	建築住宅課	54

取組項目 4 ICT（情報通信技術）の有効活用

番号	取組名	担当課	頁
82	マイナンバーカードの利活用の促進	総務課	39
83	情報セキュリティ対策の強化	総務課	39
84	ICT活用学級復帰支援協働事業の実施	学校教育課	40
達成 40	電算システムの更新	総務課	54
達成 41	マイナンバーカードの多目的利用	総務課	55
達成 42	家屋評価図面等のデータベース化	課税課	55

基本方針 3 職員力の強化と組織力の向上**取組項目 1 職員の能力向上及び意識改革**

番号	取組名	担当課	頁
85	職員研修の充実	人事課	40
86	職員提案制度の推進	人事課	40
87	人事評価制度の適正運用	人事課	41
88	求める人材の採用・確保	人事課	41
89	働き方改革の推進	人事課	41
90	消防団組織の充実強化	消防本部総務課	42

取組項目 2 効率的な組織体制の構築

番号	取組名	担当課	頁
91	外郭団体への派遣の縮小	人事課	42
92	効率的な組織体制の維持・見直し	人事課	42
達成 43	審議会等の設置基準の見直し	人事課	55

取組項目 3 職員定数の見直し及び給与の適正化

番号	取組名	担当課	頁
93	効率的・効果的な職員定員管理	人事課	43
94	職員給与等の適正化	人事課	43
95	多様な任用形態による人材の有効活用	人事課	43

※各取組における内容については、特に記載がない限りプラン策定時（平成25年度現在）のものです。

5 取組内容（個表）

基本方針 1 経営的な視点に立った行財政運営

取組項目 1 事務事業の効率化・適正化

番号	1	取組名	タブレット端末の活用による情報政策及びペーパーレス対策	担当課	総務課	
現状(当初)	庁議をはじめとする各種会議において、資料等を紙媒体で作成しているため、膨大な紙の使用、コピー等、印刷費の増嵩を招いている。また、資料等の印刷に多くの時間を要し、職員の事務効率に支障をきたしている。					
課題	電子化した資料の閲覧のためタブレット端末を活用するに当たっては、機器の購入、維持管理、使用環境の整備等について経費面の課題がある。 また、会議資料を電子化する場合、議会や庁議だけでは効果がなく、職員が委員となっている全ての会議を電子化する必要がある、さらには、資料回覧のため印刷することがないよう徹底する必要がある。					
取組内容	導入に係る課題や費用対効果について、調査・研究を行う。また、ペーパーレスに向けた取組として、紙の資料を配付しないようプロジェクターの活用等について検討を行う。					
取組スケジュール		平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度				
会議におけるペーパーレス化		調査・研究			実施	

番号	2	取組名	期日前投票所の在り方の検討	担当課	総務課	
現状(当初)	現在、選挙時は行政センターのある5庁舎で期日前投票を実施している。					
課題	新庁舎整備後は閉庁する庁舎もあり、現在の期日前投票の体制を維持することが困難となる。					
取組内容	期日前投票所の見直しを行い、平成29年度に執行する選挙から、本庁舎、新湊地区センター、小杉地区センターの3か所において実施する。					
取組スケジュール		平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度				
期日前投票所の在り方検討		検討			見直し(実施)	

番号	3	取組名	事務事業評価制度の見直し	担当課	人事課	
現状(当初)	本市の事務事業評価制度については、平成22年度から担当課による自己評価（1次評価）、平成23年度から庁内評価委員会による2次評価及び射水市行財政改革推進会議委員による外部評価を導入している。 1次評価については、平成22年度から24年度までの3年間で、全ての評価対象事業となる613事業の評価を行った。					
課題	1次評価については、再度評価を繰り返しても、従前と同様の評価となってしまう可能性がある。 2次評価及び外部評価については、当該年度の1次評価対象事業の中から選定しているため、評価委員が評価を行いたい事業を選定できない場合がある。					
取組内容	平成26年度は効率的・効果的な事務事業評価の在り方（評価シート様式、評価対象事業の選定方法等）を検討するため休止し、検討内容を反映させた評価を平成27年度から実施する。					
取組スケジュール		平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度				
事務事業評価制度の見直し		検討			見直し(実施)	

※各取組における内容については、特に記載がない限り限りプラン策定時（平成25年度現在）のものであります。

番号	4	取組名	市単独補助金・委託料等の見直し			担当課	財政課
現状(当初)	市単独補助金や委託料等については、当初予算編成に合わせ、定期的に見直しを行っている。						
課題	国・県の制度変更や社会情勢の変化に対応し、今後も見直しを行う必要がある。						
取組内容	既存の市単独補助金や委託料等について、公益性、効率性及び公平性の観点から検証し、廃止、休止又は減額等の見直しを行う。						
数値目標	項目名	単位	当初(平成25年度)	実績累計	目標(平成30年度)		
	補助金の見直し額 (平成26年度からの5年累計)	千円	0	▲128,897	▲140,000		
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
市単独補助金・委託料等の見直し		→ 継続して実施					

番号	5	取組名	市債の繰上償還による財政負担の軽減			担当課	財政課
現状(当初)	本市では、合併前に実施した事業に加え、合併後の一体性の速やかな確立や均衡ある発展に資する事業、さらには、災害対策に必要な事業に積極的に取り組んできた結果、公債費が高い水準にある。						
課題	平成28年度から普通交付税が段階的に減額され、平成33年度には射水市本来の規模としての交付（一本算定）となるなど、今後、一般財源の大幅減少が見込まれることから、高い水準にある公債費を抑制し、財政運営の硬直化を回避する必要がある。						
取組内容	計画的に市債の繰上償還を行い、後年度の財政負担の軽減及び財政指標の改善を図る。						
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
一般会計債の繰上償還		→ 継続して実施					

番号	6	取組名	消耗品等の一括調達方式の導入			担当課	管財契約課
現状(当初)	事務用品等の消耗品については、各庁舎又は所管課単位で個別調達している。						
課題	消耗品等は規格・数量等に応じて多種多様な品目があり、地元業者への配慮も必要なことから、一括調達方式を導入する品目を限定する必要がある。 また、単価契約による随時納品・実績支払等についても検討する必要がある。						
取組内容	実態調査を行い、運用基準を作成の上、消耗品等の一括調達を行う。						
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
消耗品等の一括調達		→ 検討		→ 基準作成		→ 導入	

番号	7	取組名	高岡地区バス路線維持対策協議会負担金等の見直し			担当課	生活安全課
現状(当初)	民間バス事業者が本市において運行するバス路線を維持・確保するため、高岡地区バス路線維持対策協議会負担金及び路線対策費特別補助金を支出している。						
課題	近年、対象バス路線は乗降者数及び費用対効果が低い路線となっている。						
取組内容	乗降実績を踏まえ、関連自治体とともに民間バス事業者に効率的・効果的な運行となるよう働きかける。						
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
民間バス路線の見直しの働きかけ		→ 継続して働きかけを実施					

第3次射水市行財政改革集中改革プラン

※各取組における内容については、特に記載がない限りプラン策定時（平成25年度現在）のものです。

番号	8	取組名	公共交通の在り方についての見直し	担当課	生活安全課	
現状(当初)	本市の公共交通は、JR北陸本線（北陸新幹線開業後はあいの風とやま鉄道に移行）、万葉線、民間路線バスに加え、市がコミュニティバス及びデマンドタクシーを運行している。					
課題	人口減少や少子高齢化の進行、地球温暖化等環境問題の深刻化、さらには市民の生活スタイルや価値観の多様化等により、今後本市の公共交通を取り巻く環境はさらに厳しくなるものと想定されるが、将来にわたり、公共交通を利便性の高い持続可能な移動手段として維持していく必要がある。					
取組内容	本市の公共交通整備の指針である公共交通プランに掲げている施策の実現に向け、公共交通検討協議会での協議を経て、コミュニティバス運行基本方針を踏まえた路線・ダイヤの見直し、通勤・通学快速バスの運行・試行のほか、デマンドタクシー運行基本方針の策定、万葉線・あいの風とやま鉄道の利用促進等の取組を実施する。					
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
公共交通検討協議会の設置		設置(済)				
コミュニティバス運行基本方針の策定		検討	策定(済)			
通勤・通学快速バスの運行・試行など公共交通プランに掲げる取組の実施		順次実施(検討・見直し・実施)				

番号	9	取組名	交通安全アドバイザー定数の適正化	担当課	生活安全課 新規(平成29年度)	
現状(H29)	交通安全アドバイザーの定数は、「射水市交通安全アドバイザー要綱」に基づき97人以内としており、平成29年度には70名に委嘱している。					
課題	同じく交通安全に取り組んでいる交通安全指導員の人数は39人であり、適正人数について検討する必要がある。					
取組内容	県内他市町村の定数及び事業への参加状況等を調査し、定数の見直しを行う。					
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
交通安全アドバイザー定数の適正化			検討	見直し		

番号	10	取組名	斎場使用料の適正化	担当課	環境課	
現状(当初)	斎場使用料は、12歳以上2,500円（市外居住者45,000円）、12歳未満1,500円（市外居住者30,000円）、死産児及び身体の一部1,500円以内と定めている。					
課題	他市と比較して低額であり、使用料の見直しを検討する必要がある。					
取組内容	受益と負担の適正化を図るため、他市の使用料と比較・検討を行い、新斎場の供用開始時に合わせて見直しを行う。					
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
斎場使用料の見直し		検討 ※新斎場供用開始時に見直し				

番号	11	取組名	ごみ処理手数料の適正化	担当課	環境課	
現状(当初)	ごみ処理手数料は、可燃物、不燃物、家庭系及び事業系一般廃棄物等の区分毎に徴収する額を定めている。 ※家庭系一般廃棄物（可燃物120円/10kg、不燃物160円/10kg） 事業系一般廃棄物（可燃物620円/50kg、不燃物820円/50kg） 埋立物820円/100kg					
課題	処理経費の変動に対応し、手数料の見直しを検討する必要がある。					
取組内容	手数料負担によるごみの排出抑制効果や他市の手数料等の状況を踏まえつつ、受益と負担の適正化を図るため、見直しを行う。					
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
ごみ処理手数料の見直し		検討			見直し	

※各取組における内容については、特に記載がない限りプラン策定時（平成25年度現在）のものであります。

番号	12	取組名	射水市社会福祉協議会補助金の見直し	担当課	地域福祉課
現状(当初)	市社会福祉協議会は、地域住民や行政、関係団体と協働し、多様化する個人の福祉課題に対応するとともに、住民参加による地域福祉活動への支援を図るなど、地域福祉の推進に努めている。 また、継続した地域福祉活動を行っていくため、組織体制、事業、事務等の改革改善を図るとともに、介護予防事業や障がい者福祉事業等については、さらなる効率的な経営に取り組んでいる。				
課題	地域福祉を推進する上で必要不可欠な団体であり、地域福祉を充実させるには、社会福祉協議会がより活発に事業の展開を推進していく必要がある。				
取組内容	今後、本市の財政状況や社会情勢を踏まえ、派遣職員、OB職員の派遣については、縮小の方向も視野に入れて市社会福祉協議会と協議しながら検討する。 財政的支援においては、事業運営が安定化するまで、継続的に支援する。				
取組スケジュール		平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度			
事業運営の財政的支援		継続して見直し			

番号	13	取組名	家具転倒防止器具設置事業の見直し	担当課	地域福祉課・社会福祉課
現状(当初)	市内に居住する住民税非課税世帯で、70歳以上の方のみの世帯及び重度心身障がい者等のいる世帯に対し、家具転倒防止器具を取り付ける事業を実施している。				
課題	利用実績はほとんどない。しかし、地震災害時の備えとして家具転倒防止器具の設置支援は必要である。				
取組内容	所期の目的達成状況及び実績等を検証し、事業の見直しを行う。				
取組スケジュール		平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度			
家具転倒防止器具設置事業の見直し		検討			
		見直し			

番号	14	取組名	地域ふれあいサロン事業の見直し	担当課	地域福祉課
現状(当初)	高齢者が健康で生きがいをもって安心して暮らしていただける地域づくりの増進に寄与するため、地域福祉活動グループ、ボランティアグループ及び地域住民を運営主体とし、自治公民館や民間の家など、地域内の既存施設を活動拠点として地域ふれあいサロンを設置している（平成25年度は208か所に設置）。				
課題	介護保険法の改正により、現行の介護予防サービス（訪問介護、通所介護）については、「介護予防・日常生活支援総合事業」として、新たなサービスの提供に向け、拠点型ふれあいサロン、地域ふれあいサロン、デイサービス事業を一体的に見直す必要がある。				
取組内容	新たな「介護予防・日常生活支援総合事業」の構築に合わせ、事業の見直しを行う。				
取組スケジュール		平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度			
地域ふれあいサロン事業の見直し		検討			
		見直し			

番号	15	取組名	老人デイサービス事業の廃止	担当課	地域福祉課
現状(当初)	要介護認定が非該当の者に対し、生活指導、日常動作訓練、健康チェック、送迎、給食、入浴、生きがい活動の援助等を行うことで、要介護状態への進行を予防できる人を増やすことを目的に事業を実施している。				
課題	介護保険法の改正により、現行の介護予防サービス（訪問介護、通所介護）については、「介護予防・日常生活支援総合事業」として、新たなサービスの提供に向け、拠点型ふれあいサロン、地域ふれあいサロン、デイサービス事業を一体的に見直す必要がある。				
取組内容	新たな「介護予防・日常生活支援総合事業」の構築に合わせ、事業を廃止する。				
取組スケジュール		平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度			
老人デイサービス事業の廃止		検討			
		廃止			

第3次射水市行財政改革集中改革プラン

※各取組における内容については、特に記載がない限りプラン策定時（平成25年度現在）のものです。

番号	16	取組名	シルバー人材センターの抜本的な経営改善指導	担当課	地域福祉課
現状(当初)	高齢者の労働能力を活用し、高齢者自らの生きがいと健康を保持するとともに、就業機会の増大と福祉の増進を図り、地域社会の発展に寄与することを目的に、シルバー人材センターの件費及び管理費、事業費等の運営費補助金を交付している。				
課題	シルバー人材センターの件費等のコスト削減を行うなど、財政健全化に向けた取組が必要である。				
取組内容	シルバー人材センターの経営改善及び補助金対象事業の範囲について協議を行う。				
取組スケジュール		平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度			
経営改善及び運営補助金の削減		継続して協議			

番号	17	取組名	移送サービス事業の見直し	担当課	地域福祉課
現状(H28)	要介護状態のひとり暮らし高齢者等に対し、ひと月当たり往復2回まで無料で通院等医療機関への送迎サービスを実施している。なお、業務を市社会福祉協議会に委託している。 (対象者：要介護1以上のひとり暮らし高齢者又は高齢者世帯、重度身体障害者、精神障害者等)				
課題	年々利用者が増加しており、今後も事業費の増加が懸念されることから事業の在り方を見直す必要がある。 (利用者数は、平成24年度759人、平成25年度881人、平成26年度1,053人)				
取組内容	事業の在り方（対象者の要件、タクシー券での交付等）について見直しを行う。				
取組スケジュール		平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度			
移送サービス事業の見直し		検討 → 見直し			

番号	18	取組名	がん検診の自己負担額の見直し	担当課	保健センター 新規(平成29年度)
現状(H29)	現在、生活保護受給者、後期高齢者受給資格を持つ65歳～69歳の者及び70歳以上の高齢者の全てのがん検診について無料としている。				
課題	高齢化により検診対象者が増加する中、近隣自治体では、本市において無料化している検診についても、有料で実施している場合もあることから、自己負担額の見直しについて検討する必要がある。 なお、近年、かかりつけ医での受診が増加傾向にあることから、見直しに当たっては、検診委託先である射水市医師会との協議が必要となる。				
取組内容	70歳以上を対象にがん検診の自己負担額の見直し（有料化）を行う。				
取組スケジュール		平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度			
自己負担額の見直し（有料化）		検討 → 見直し			

番号	19	取組名	射水市観光協会の機能強化	担当課	港湾・観光課
現状(当初)	射水市観光協会は、本市の観光の振興を通して地域の活性化を推進するため、現在、4人体制（株JTBからの派遣職員1名、嘱託職員2名、パート職員1名）で、イベント開催、観光施設整備維持、観光客誘致宣伝、観光団体育成の事業を行っている。				
課題	観光振興は、交流人口の拡大に伴う地域経済の振興や文化の振興に寄与するといわれ、これまで以上に観光協会の果たす役割は重要となってきており、観光協会の充実・強化が必要となっている。 また、各種イベントの抜本的な見直しと併せ、市観光部門と観光協会の役割分担を明確にした協力体制作りが必要となっている。				
取組内容	引き続き、専門ノウハウを持つ民間企業から人材を登用を継続し、観光協会の機能強化及び県外・海外観光客の増加を図る。また、観光協会と協議を行い、各種イベントの事務局等の整理を行う。				
数値目標	項目名	単位	当初(平成25年度)	実績(平成28年度)	目標(平成30年度)
	射水市観光客入込数 (市全体の目標)	人	3,872,169 (平成25年中)	4,184,986 (平成28年中)	4,000,000 (平成30年中)
取組スケジュール		平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度			
射水市観光協会の機能強化		継続して実施			
各種イベント事務局の整理		継続して実施			

※各取組における内容については、特に記載がない限り限りプラン策定時（平成25年度現在）のものであります。

番号	20	取組名	イベントの抜本的な見直し			担当課	港湾・観光課	
現状(当初)	本市は、越中だいもん凧まつり、小杉みこし祭り、富山新港新湊まつり、新湊カニかに海鮮白えびまつりの開催に際し、事務局の一員となり、イベントに補助するとともにその運営に携わっている。							
課題	各種イベントの経費削減に努めてきたところであるが、イベント自体の在り方についても検討していく必要がある。しかし、従来から地域のイベントとして定着している一面もあり、見直しには時間が必要である。							
取組内容	関係機関・団体と協議し、イベントの在り方も含めて効果的・効率的な開催を検討する。							
開催状況	イベント名			開始年度	実行委員会事務局			
	越中だいもん凧まつり			昭和54	港湾・観光課内			
	小杉みこし祭り			平成元	港湾・観光課内			
	富山新港新湊まつり			昭和40	港湾・観光課内			
新湊カニかに海鮮白えびまつり			平成21	射水市観光協会				
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度		
イベントの抜本的な見直し		見直し						

番号	21	取組名	いみず観光情報館（旧 みなと交流館）を活用した観光入込客数の増加			担当課	港湾・観光課	
現状(当初)	平成26年4月より、国所管の「みなと交流館」を土日祝祭日の午前10時から午後4時まで本市で借り受け、射水市観光ボランティア協議会に委託し観光案内等を行っている。							
課題	平成26年度中に国から射水市に払い下げられ、平成27年度からは本市の施設となるため、有効な利用方法を検討する必要がある。							
取組内容	射水市観光の拠点施設として有効利用を行っていく。また、平成29年度から指定管理者制度を導入する。							
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度		
いみず観光情報館（旧 みなと交流館）の活用		買取	直営管理	指定管理				

番号	22	取組名	富山新港港湾振興会の活動強化			担当課	港湾・観光課	
現状(当初)	富山新港港湾振興会は、富山新港の港湾機能の充実・発展を図り、地域振興に寄与することを目的とした組織であり、平成27年3月の北陸新幹線開業による行動圏の拡大と交流の活性化を見据え、日本海側の中央に位置する地理的な強みを生かした企業立地やポートセールス事業を行っている。							
課題	射水ベイエリアに宿泊・集客施設を誘致しているが、未利用地が存在している。また、旅客船の誘致活動を行っているが、平成25年度は1回の寄港に留まっている。							
取組内容	引き続き、港湾の賑わい及び啓発を図る事業へ継続支援していくとともに、宿泊・集客施設誘致及び旅客船誘致事業を行っていく。 平成29年度には、同振興会が設立50周年を迎え、また、平成30年度には富山新港開港50周年を迎えることから記念事業に取り組む。							
数値目標	項目名		単位	当初(平成25年度)	実績(平成28年度)	目標(平成30年度)		
	旅客船の寄港回数(年間)		回	1	0	8		
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度		
港湾の賑わい及び啓発を図る事業への支援		継続して実施						
宿泊・集客施設誘致及び旅客船誘致事業		継続して実施						

第3次射水市行財政改革集中改革プラン

※各取組における内容については、特に記載がない限りプラン策定時(平成25年度現在)のものです。

番号	23	取組名	「射水市観光振興計画(仮称)」の策定			担当課	港湾・観光課
現状(当初)	射水ブランドの推進及び観光振興を図るため、観光者のニーズや地域の実情に即した「射水市観光・ブランド戦略プラン」を平成24年3月に策定し、様々な手法で「いみず」の発信に取り組んでいる。						
課題	これまでも「観光・ブランド戦略プラン」に基づき取組を推進してきたが、この間、新湊大橋の開通、北陸新幹線開業をはじめ、数々のドラマや映画のロケーションに活用されるなど、本市を取り巻く環境は大きく変化している。 また、訪日外国人観光客の増加など多様化するニーズへの対応が求められている。						
取組内容	定住・交流人口の拡大や観光消費の増大等を図るため、ブランディングとマーケティングの視点を活用しながら、「観光・ブランド戦略プラン」に続く新たな計画を策定する。						
取組スケジュール		平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度					
「射水市観光振興計画(仮称)」の策定		策定					

番号	24	取組名	防犯灯の維持管理コストの削減			担当課	道路・河川管理課
現状(H28)	市内に設置している防犯灯については、平成25年度にリース事業で6,714基を設置するとともに、老朽化取替時に順次LED化している。						
課題	平成25年度に導入したリースLED照明を含め、11,242基の内、8,117基がLED照明であるが、費用対効果の高いものから順次LED化を図る必要がある。 また、汎用性の高い灯具は安価になっているが、デザイン照明なども数多くあり、費用対効果が低いものもある。						
取組内容	平成28年度から5年間で既設防犯灯約700基のLED化を実施する。						
数値目標	項目名	単位	当初(平成25年度)	実績(平成28年度)	目標(平成30年度)		
	防犯灯LED化率	%	—	76.8	80.0		
取組スケジュール		平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度					
防犯灯のLED化		順次実施					

番号	25	取組名	元旦マラソンの見直し			担当課	生涯学習・スポーツ課
現状(当初)	元旦マラソンについては、市、市教育委員会、市体育協会が主催となり、市体育協会への委託事業として、新湊会場と大門会場の2か所において地区体育協会、市陸上競技協会、市スポーツ推進委員等の協力を得て実施している。 平成25年度参加者数 第51回新湊会場282人 第37回大門会場388人						
課題	両会場ともに参加者数が300人前後で、合併前からの地域的な行事として継続している。						
取組内容	元旦マラソンの一本化や競技団体等の主体的取組の可能性について、市体育協会、市陸上競技協会等と協議を行う。						
取組スケジュール		平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度					
元旦マラソンの見直し		検討			継続して見直し		

番号	26	取組名	射水市体育協会の活用			担当課	生涯学習・スポーツ課
現状(当初)	射水市体育協会事務局は、専務理事、事務局長、嘱託職員2名、パート職員1名の計5名で運営している。事業内容については、スポーツ活動の普及・振興として、市民体育大会や海王丸マラソンの開催、選手の強化育成として、県民体育大会や県駅伝への参加、その他、表彰事業並びに指定管理者として施設管理運営を行っている。						
課題	市体育協会の構成団体であるスポーツ少年団やスポーツ推進委員協議会並びに総合型地域スポーツクラブとの連携に努め、地域スポーツの推進と競技力向上の取組体制の強化を図る必要がある。						
取組内容	新たな地域スポーツ推進と競技力向上の取組体制について検討を行い、市教育委員会と市体育協会の役割を明確にするとともに、スポーツ少年団やスポーツ推進委員協議会の事務局の移管や総合型地域スポーツクラブとの連携強化を図る。						
取組スケジュール		平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度					
射水市体育協会の活用		検討			実施		

※各取組における内容については、特に記載がない限りプラン策定時（平成25年度現在）のものであります。

番号	27	取組名	スポーツ推進委員定数の適正化	担当課	生涯学習・スポーツ課			
現状(当初)	スポーツ推進委員の定数は、「射水市スポーツ推進委員に関する規則」に基づき、115人以内としており、平成25年度は113人に委嘱している。							
課題	人口当たりの定数は、平成25年度では828人に1人の割合（多い順では県内15市町村中10番目）となっているが、適正人数について検討する必要がある。							
取組内容	県内他市町村の定数及び事業への参加状況等を調査し、定数の見直しを行う。							
取組スケジュール				平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
スポーツ推進委員定数の適正化				検討			見直し	

番号	28	取組名	スポーツ施設使用料の適正化	担当課	生涯学習・スポーツ課			
現状(当初)	本市のスポーツ施設は、「射水市体育施設条例」及び「海竜スポーツランド条例」に基づき、41施設を管理運営している。 また、41施設のうち16施設は、指定管理者制度により管理運営している。							
課題	今後のスポーツ施設の持続可能な維持管理については、運営面も含めた見直しが必要である。							
取組内容	公平な受益者負担の観点から、他市の使用料と比較・検討を行い、見直しを行う。							
取組スケジュール				平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
スポーツ施設使用料の見直し				検討			見直し	

取組項目

2 公共施設マネジメントの構築

番号	29	取組名	公共施設等総合管理計画の推進	担当課	人事課			
現状(当初)	本市は、合併の影響により他都市と比較して多くの公共施設を保有しており、一人当たりの公共施設延床面積は、全国平均の3.42㎡を大きく上回る4.16㎡となっている。							
課題	公共施設を現状のまま維持する場合、老朽化に伴う大規模改修や更新に多額の費用が必要である。							
取組内容	平成28年度に整備した固定資産台帳を基に、施設のコスト情報、管理状況及び利用状況等について、情報の一元化を図り、公共施設等総合管理計画において定めた方針に基づく個別施設計画の策定につなげる。 また、維持管理運営の効率化や計画的な修繕・更新によって経費を縮減するとともに、存続する施設については長寿命化を図っていく。							
取組スケジュール				平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
公共施設等総合管理計画の策定				検討		策定(済)		
施設情報の一元化				検討		実施		
施設評価の実施及び評価結果の活用				検討		実施		
施設の長寿命化の推進 (職員による日常点検のマニュアル化)				検討		実施		
個別施設計画の検討・策定				検討・策定(平成32年度までに)				

第3次射水市行財政改革集中改革プラン

※各取組における内容については、特に記載がない限りプラン策定時(平成25年度現在)のもので

番号	30	取組名	庁舎の有効活用及び跡地利用	担当課	政策推進課	
現状(当初)	平成28年度秋に予定している新庁舎開庁に伴い、継続利用する大島庁舎を除く4庁舎(新湊、小杉、大門、下)の跡地利活用策の検討が急務となっている。					
課題	<p>庁舎・跡地の利用方策については、市の重要な資産でもあり慎重な検討が必要である一方、地域振興に資することを念頭に早急に決定しなければならない。</p> <p>また、平成25年5月に提出された「射水市庁舎跡地等の利活用に関する提言」における提言内容や公共施設の統廃合との整合性を踏まえるとともに、地域と十分な協議を経ながら検討していく必要がある。</p>					
取組内容	庁舎跡地の有効活用にあたっては、可能な限り民間活力の導入を図りながら、市全体を俯瞰した利活用策を検討し、実施に向けた取組を進めていく。					
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
旧小杉庁舎跡地の利活用(公募型プロポーザルにより私立学校用地として売却)	方向性検討	具体策の検討	事業者選定・売却(済)			
旧大門庁舎跡地の利活用(子ども子育て総合支援センターとして転用)	方向性検討	具体策の検討	整備・転用(済)			
旧新湊庁舎跡地の利活用(民間活力による複合交流施設の整備)	方向性検討	具体策の検討	事業者選定	整備開始		
旧下庁舎跡地の利活用(宅地分譲)	方向性検討	跡地利活用策の具体策の検討・実施				

番号	31	取組名	サービスセンターの有効活用	担当課	生活安全課	
現状(当初)	サービスセンターは、小杉駅南口改札業務及び窓口業務を行っている施設であり、改札業務は小杉駅サービスセンター運営振興会が実施し、市は補助金を支出している。 また、窓口業務は市の広報や観光等の情報発信、コミュニティバスの案内等を行っている。					
課題	改札業務をあいの風とやま鉄道で実施するよう、県及びあいの風とやま鉄道に要望する一方、業務を効率的に運営できるように見直す必要がある。 また、サービスセンターについては市の活性化に寄与する施設運用の在り方を検討する必要がある。					
取組内容	改札業務については、運営の見直しを検討する。 サービスセンターについては、在り方の検討を行い、市の活性化に寄与する施設運用を図る。					
施設状況	施設名	建設年度	管理形態			
	サービスセンター	平成8	市直営			
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
南口改札業務運営の見直し		検討・見直し				
施設の在り方の見直し		検討・見直し				

番号	32	取組名	衛生センターの整備方針の検討	担当課	環境課	
現状(当初)	衛生センターは、昭和62年9月に処理能力116m ³ /日の施設として更新された施設であるが、下水道等の普及により、平成25年度の処理量は、29.4m ³ /日平均と大幅に減少している。					
課題	下水道の整備により、生し尿や浄化槽汚泥は減少傾向にあるが、浄化槽や汲み取りは将来も残るため、衛生センターは不可欠な施設である。					
取組内容	定期整備による対応や更新による延命化の組合せなど、長期的な視点から最適な整備方針を検討する。					
施設状況	施設名	建設年度	管理形態			
	衛生センター	昭和62	市直営			
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
整備方針の検討		検討 ※整備時期は今後決定				

※各取組における内容については、特に記載がない限りプラン策定時（平成25年度現在）のものであります。

番号	33	取組名	クリーンピア射水の長寿命化	担当課	環境課	
					新規（平成29年度）	
現状 (H29)	クリーンピア射水は、市内で排出される一般廃棄物（可燃物）の焼却施設である。連続燃焼式流動床炉3炉、プラズマ溶融炉1炉を有しており、平成15年4月から稼働している。					
課題	平成30年度末には、稼働開始から15年が経過するが、施設全体は今後も使用できる状態にあり、基幹設備の改良（延命化工事）により、維持管理費の削減及び環境負荷の低減が期待できることから、既設炉の改良等による施設の長寿命化を図ることとしている。					
取組内容	社会情勢やライフサイクルコスト等の検討を踏まえ、クリーンピア射水長寿命化総合計画を策定するとともに、平成33年度末の工事完了に向けて取組を進める。					
施設状況	施設名		建設年度	管理形態		
	クリーンピア射水		平成14	長期包括運営業務委託		
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
長寿命化総合計画の策定					策定	→
生活環境影響調査の実施					実施	→
発注仕様書の作成 (平成33年度末、改良工事完了予定)					作成	→

番号	34	取組名	小杉社会福祉会館の機能転用	担当課	地域福祉課	
現状 (当初)	小杉社会福祉会館は、市社会福祉協議会小杉支所、北部子育て支援センター、市老人クラブ連合会、小杉ボランティアステーションが入居する市の中心的な社会福祉施設であり、福祉ボランティア活動の拠点施設となっている。					
課題	老朽化が著しい。また、廃止する場合は現在入居している団体の受け皿となる代替施設が必要になる。					
取組内容	平成32年度までに、大規模改修を行い存続する。改修にあたっては、社会福祉協議会本所等の各種団体事務所の入所（移転）や市民交流機能、ボランティアセンター機能の整備を検討する。					
施設状況	施設名		建設年度	管理形態		
	小杉社会福祉会館		昭和53	指定管理		
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
整備方針の検討・策定・改修 (指定期間満了：平成32年3月)		検討・策定・改修（平成32年度までに）				→

番号	35	取組名	堀岡福祉センターの廃止	担当課	地域福祉課	
現状 (当初)	堀岡福祉センターは、市民の福祉の増進を図るために設置された施設であり、堀岡コミュニティセンターとの複合施設となっている。施設の管理運営は、堀岡連合自治会に委託している。					
課題	施設の老朽化に加え、福祉施設としての利用度は低く、地区のコミュニティセンターとして利用されているのが実態である。					
取組内容	堀岡コミュニティセンター整備時に廃止する。					
施設状況	施設名		建設年度	管理形態		
	堀岡福祉センター		昭和46	市直営		
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
施設の廃止		堀岡コミュニティセンター整備時に廃止				→

番号	36	取組名	足洗老人福祉センターの廃止（民間売却）	担当課	地域福祉課	
現状 (当初)	足洗老人福祉センターは、地域の高齢者に対して各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的に設置された、温泉入浴施設を有する老人福祉施設である。					
課題	入浴施設は民間との競合施設であり、市が運営する妥当性を検証する必要がある。					
取組内容	平成30年度末までに、温泉施設の有効活用ができる民間への売却や民間活用を図る。					
施設状況	施設名		建設年度	管理形態		
	足洗老人福祉センター		昭和54	指定管理		
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
売却又は民間活用 (指定期間満了：平成31年3月)		在り方検討	売却又は民間活用（平成30年度末までに）			→


第3次射水市行財政改革集中改革プラン


※各取組における内容については、特に記載がない限りプラン策定時（平成25年度現在）のものです。



番号	37	取組名	拠点型ふれあいサロンの在り方の検討			担当課	地域福祉課
現状(当初)	高齢者の閉じこもり予防及び生きがい対策事業の一環として、市内5か所に拠点型ふれあいサロンを設置している。						
課題	改正介護保険法により、現行の介護予防サービス（訪問介護、通所介護）については、「介護予防・日常生活支援総合事業」として、新たなサービスの提供に向け、拠点型ふれあいサロン、地域ふれあいサロン、デイサービス事業を一体的に見直す必要がある。						
取組内容	新たな「介護予防・日常生活支援総合事業」の構築に合わせ、事業の見直しを行う。						
施設状況	施設名			建設年度	管理形態		
	新湊中央ふれあいサロン（新湊小学校内）			平成3	市直営		
	小杉中央ふれあいサロン（小杉社会福祉会館敷地内）			平成11	市直営		
	小杉南部ふれあいサロン（小杉ふれあいセンター内）			昭和62	市直営		
	大島憩いのサロン（大島社会福祉センター内）			（賃借）	市直営		
	いきいきサロン大門（大門児童館1階）			—	平成29廃止		
新湊南部ふれあいサロン（塚原小学校内）			—	平成27廃止			
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
在り方の見直し		検討			見直し		

番号	38	取組名	市立保育園の在り方の検討			担当課	子育て支援課
現状(当初)	保育園は、保育に欠ける0歳から5歳までの乳幼児を保育する児童福祉施設である。本市では、平成22年12月に市立保育園の民営化に関する基本方針、平成23年3月に市立保育園の民営化計画を策定し民営化を進めており、平成25年度現在は14園の市立保育園がある。						
課題	小規模保育園においては、集団保育の効果が低下することの懸念、経済的に適正な運営規模の確保、園舎の老朽化などの問題がある。						
取組内容	適切な運営方法について検討を行い、協議が整った保育園から統廃合を含めた民営化を行う。						
数値目標	項目名		単位	当初(平成25年度)	実績(平成28年度)	目標(平成30年度)	
	市立保育園数		園	14	13	11	
施設状況	施設名			建設年度	管理形態		
	放生津保育園			昭和57	市直営		
	八幡保育園			昭和50	市直営		
	新湊保育園			昭和54	市直営		
	新湊西部保育園			昭和52	市直営		
	片口保育園			昭和51	市直営		
	塚原保育園			昭和51	市直営		
	金山保育園			昭和59	市直営		
	大江保育園			昭和60	市直営		
	千成保育園			昭和48	市直営		
	池多保育園			昭和52	市直営		
	大門きらら保育園			平成11	市直営		
	大島南部保育園			平成8	市直営		
下村保育園			平成6	市直営			
堀岡保育園			—	平成26民営化			
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
在り方の見直し		協議が整った保育園から統廃合を含めた民営化を実施					

※各取組における内容については、特に記載がない限り限りプラン策定時（平成25年度現在）のものであります。

番号	39	取組名	市立幼稚園の在り方の検討		担当課	子育て支援課
現状(当初)	幼稚園は、満3歳児以上の幼児を対象に教育を行う学校教育法に基づく学校であり、本市には3園の市立幼稚園がある。					
課題	本江及び七美幼稚園については、十分な集団活動ができにくく、園児が大勢の中に入ると萎縮したり、保護者が固定し負担が大きい等の問題がある。また、両園とも老朽化が進んでいる。					
取組内容	子ども・子育て会議等において、市立幼稚園の在り方を検討する。					
施設状況	施設名		建設年度	管理形態		
	七美幼稚園		昭和54	市直営		
	大門わかば幼稚園		平成17	市直営		
本江幼稚園		—	平成29廃止			
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
在り方の見直し						

番号	40	取組名	市立児童館機能の移行		担当課	子育て支援課
現状(当初)	児童館は、地域において児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とする児童福祉施設であり、本市には6館の市立児童館がある。					
課題	射水市子ども条例の規定に基づき、それぞれの地域が子どもにとって安全で安心して心豊かに過ごせる場となるような子どもの居場所を整備していく必要がある。このことから、今後は、広域的な子どもの居場所である児童館は整備せず、各地域に密着し交流の場となる児童室の整備を図っていく必要がある。					
取組内容	コミュニティセンター等の整備時に、児童室にその機能を位置付ける。					
数値目標	項目名		単位	当初(平成25年度)	実績(平成28年度)	目標(平成30年度)
	市立児童館数 (コミセン内等児童室へ移行)		館	6	6	5
施設状況	施設名		建設年度	管理形態		
	堀岡児童館		昭和55	市直営		
	海老江児童センター		昭和55	市直営		
	太閤山児童館		昭和58	市直営		
	大島児童館		平成3	市直営		
	下村児童館(下村交流センター内)		平成15	市直営		
大門児童館(射水市子ども子育て総合支援センター内)		昭和57	市直営 (平成29移転集約化)			
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
在り方の見直し						

番号	41	取組名	市立子育て支援センターの統合		担当課	子育て支援課
現状(H28)	子育てに関する不安や悩みを解消するための子育て支援施設として、子育て支援センターを市内に市立4か所、民間8か所開設している。					
課題	既存の市立子育て支援センターは、保育園等に間借りして設置されており、駐車スペース・活動スペースも十分に確保できない状況にある。					
取組内容	大門庁舎を「子ども子育て総合支援施設」として整備するに当たり、その2階に、市立子育て支援センターを集約化し、施設機能や支援体制の充実を図る。併せて、集約化に伴い既存の4施設は廃止する。					
数値目標	項目名		単位	当初(平成25年度)	実績(平成28年度)	目標(平成30年度)
	市立子育て支援センター設置数		箇所	—	4	1
施設状況	施設名		建設年度	管理形態		
	新湊子育て支援センター(新湊保育園内)		昭和54	平成29廃止		
	小杉北部子育て支援センター(小杉社会福祉会館内)		昭和53	平成29廃止		
	大門子育て支援センター(大門きらら保育園内)		平成11	平成29廃止		
下村子育て支援センター(下村交流センター内)		平成8	平成29廃止			
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
施設の統廃合		 				


第3次射水市行財政改革集中改革プラン

※各取組における内容については、特に記載がない限りプラン策定時（平成25年度現在）のものであります。


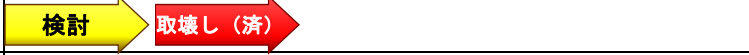

番号	42	取組名	公園施設の配置基準の策定	担当課	都市計画課	
現状 (H27)	市が管理する街区公園 113 か所のうち 83 か所で遊具が設置されており、その遊具数は 260 基となっている。また、トイレは 18 か所の公園に設置されている。遊具は、老朽化が進んだものが多く、維持管理費が年々増加している。小規模な公園に設置されているトイレの使用頻度は低い状況にある。					
課題	将来にわたって適正管理が可能な施設規模・配置とするための配置基準を設けるとともに、施設の廃止によって利用者が減少しないよう利用方法を工夫する必要がある。					
取組内容	現状の把握及び地域の状況等を考慮した適正配置基準を策定し、施設の統廃合を進める。					
取組スケジュール		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
公園施設適正配置基準（素案）作成			検討・作成（済）			
公園施設適正配置基準策定				検討・策定（済）		
見直し、地域協議、施設の廃止						施設の見直し・廃止

番号	43	取組名	中学校学校プールの廃止	担当課	学校教育課	
現状 (H29)	市立中学校の学校プールは、保健体育の水泳の授業及び水泳部員の練習環境の整備のために設置された施設である。					
課題	市内全ての中学校において水泳の授業を行っておらず、水泳部員の活動等で唯一学校プールを使用している大門中学校においても、水泳部員の大半がスイミングスクールに所属し校外の水泳施設で活動していることから、近年は利用人数及び利用回数が大きく減少している。					
取組内容	平成 29 年度から廃止する。					
取組スケジュール		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
施設の廃止						廃止

番号	44	取組名	図書館の在り方の検討	担当課	生涯学習・スポーツ課	
現状 (当初)	本市の図書館は、5 館（中央図書館、新湊図書館、正力図書館、大島図書館及び下村図書館）体制での運営となっている。					
課題	人口規模に応じた図書館の適正配置が求められることから、早急に将来構想を策定する必要がある。また、大島図書館においては老朽化が著しい。					
取組内容	図書館の将来構想を策定する。					
施設状況	施設名		建設年度	管理形態		
	中央図書館		平成 12	市直営		
	新湊図書館（新湊中央文化会館内）		昭和 56	市直営		
	正力図書館（大門総合会館内）		昭和 62	市直営		
	下村図書館（下村交流センター内）		平成 14	市直営		
大島図書館		昭和 59	平成 27 年 12 月廃止			
取組スケジュール		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
将来構想の策定						検討・策定

番号	45	取組名	主要体育館の在り方の検討			担当課	生涯学習・スポーツ課
現状(当初)	本市には、規模の大きい主要体育館（新湊総合、小杉総合、小杉、大門総合、大島及び下村）が6館あり、競技大会や部活動、総合型地域スポーツクラブが地域スポーツの拠点として使用している。						
課題	地理的条件や代替可能施設を考慮し、本市の規模に見合った適正数を検討する必要がある。 主要6体育館のうち、小杉体育館のみ新耐震基準を満たしていない。						
取組内容	全ての体育館について、大規模修繕が必要となる時期を精査し、将来的な配置数や配置場所等、配置計画を策定する。						
施設状況	施設名		建設年度	管理形態			
	新湊総合体育館		昭和61	指定管理			
	小杉総合体育センター		平成4	指定管理			
	小杉体育館		昭和56	指定管理			
	大門総合体育館		昭和57	指定管理			
	大島体育館		平成12	指定管理			
下村体育館		昭和60	指定管理				
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
在り方の検討							

※各取組における内容については、特に記載がない限りプラン策定時（平成25年度現在）のものであります。

番号	46	取組名	地区体育館機能の移行			担当課	生涯学習・スポーツ課
現状(当初)	本市には、規模の小さい地区体育館が新湊東部地区に3体育館（海老江、本江及び七美）、大島地区に2体育館（大島勤労者及び大島コミュニティ）あり、地域スポーツサークル活動や地域行事に使用されている。						
課題	特定の地域住民のための施設であり、他地域との整合性を考慮する必要がある。 新湊東部地区体育館については、老朽化が著しい。また、大島地区体育館については、近接して主要体育館である大島体育館がある。						
取組内容	コミュニティセンター等の整備・改修時に集会室にその機能を位置付ける。						
施設状況	施設名		建設年度	管理形態			
	大島中央公園コミュニティ体育館		昭和63	市直営			
	七美体育館		昭和57	市直営			
	本江体育館		昭和55	市直営			
	海老江体育館		—	平成28廃止			
	大島勤労者体育センター		—	平成27廃止			
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
在り方の検討							
大島勤労者体育センターの見直し							
海老江体育館の見直し							

第3次射水市行財政改革集中改革プラン

※各取組における内容については、特に記載がない限りプラン策定時（平成25年度現在）のもので

番号	47	取組名	グラウンドの地域移管	担当課	生涯学習・スポーツ課	
現状	本市には、面積 10,000 m ² 以上のグラウンドが5か所（サン・ビレッジ新湊、下村、大島中央公園コミュニティ広場、歌の森運動公園多目的、浅井）、10,000 m ² 未満が6か所（本江、七美公園、大江、太閤山、水戸田、櫛田）ある。 なお、七美公園、大江及び太閤山の管理は、当該地域振興会の市民協働事業としている。 ※平成27年度に浅井、本江、水戸田、櫛田の管理を当該地域振興会の市民協働事業とした。					
課題	地理的条件や代替可能施設を考慮し、本市の規模に見合った適正数を検討する必要がある。					
取組内容	災害時の活用も考慮し当面存続させる。ただし、10,000 m ² 未満のグラウンドの管理について、地域への移管（市民協働事業化）を検討する。					
施設状況	施設名			建設年度	管理形態	
	サン・ビレッジ新湊			平成8	指定管理	
	下村グラウンド			昭和61	指定管理	
	大島中央公園コミュニティ広場			平成6	市直営	
	歌の森運動公園多目的グラウンド			平成2	市直営	
	浅井グラウンド			昭和55	平成27市民協働	
	本江グラウンド			昭和51	平成27市民協働	
	七美公園グラウンド			昭和51	市民協働	
	大江グラウンド			平成22	市民協働	
	太閤山グラウンド			平成18	市民協働	
	水戸田グラウンド			昭和55	平成27市民協働	
櫛田グラウンド			昭和55	平成27市民協働		
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
在り方の見直し		管理について地域への移管を検討 ※当面存続				

番号	48	取組名	テニスコートの一部廃止	担当課	生涯学習・スポーツ課	
現状(当初)	本市には、5つのテニスコート（新湊、歌の森運動公園、大島、下村及び堀岡緑地）がある。					
課題	地理的条件や代替可能施設を考慮し、本市の規模に見合った適正数を検討する必要がある。					
取組内容	新湊テニスコート及び歌の森運動公園テニスコートは存続とするが、他のテニスコートは廃止又は在り方の検討を行う。					
施設状況	施設名			建設年度	管理形態	
	新湊テニスコート			昭和62	指定管理	
	歌の森運動公園テニスコート			平成4	市直営	
	下村テニスコート			平成元	指定管理	
	堀岡緑地テニスコート			昭和47	市直営	
大島テニス場			—	平成27廃止		
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
大島テニス場の廃止		検討	廃止(済)			
堀岡緑地テニスコートの廃止		検討	照明廃止(済)	検討	廃止	
下村テニスコートの在り方の見直し		在り方を検討				

番号	49	取組名	新湊博物館の運営の在り方の検討			担当課	生涯学習・スポーツ課
現状 (H28)	高樹文庫の資料、地域の歴史資料等の収集、調査研究、保管、展示、学習情報の提供を図りながら市民のふろさと学習及び芸術文化の向上に寄与することを目的に管理運営を行っている。						
課題	新規来館者を増やすための博物館の周知不足の解消を含めた、集客力のアップが課題となっている。また、資料整理においては、寄託、寄贈の急増に伴い作業の遅延が問題となっている。更に魅力ある博物館となるよう施設運営の在り方を検討することが求められている。						
取組内容	効率的で魅力ある施設運営とするため、施設管理部門の指定管理者制度の導入を検討するとともに、企画事業においては、学術的に価値のある文化財の展示・保管の工夫や市民の芸術意識の高揚につながる展示方法等について検討する。 併せて、観覧者の増加対策を強化するため、道の駅等の周辺施設や各種団体との連携手法を検討する。						
数値目標	項目名	単位	当初(平成25年度)	実績(平成28年度)	目標(平成30年度)		
	観覧者数	人	—	9,334	6,700		
施設状況	施設名	建設年度	管理形態				
	新湊博物館	平成10	市直営				
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
施設運営の在り方の検討				検討		見直し	
地域資料を生かした魅力ある企画展の立案及び実施、効果的な資料整理体制の構築				検討		実施	
連携への働きかけの検討及び実施				検討		実施	

※各取組における内容については、特に記載がない限り、特に記載がない限り、限りプラン策定時(平成25年度現在)のものであります。

取組項目 3 民間活力の更なる活用

番号	50	取組名	指定管理者制度の効果的な活用			担当課	人事課
現状 (当初)	平成18年3月議会において、指定管理者指定の手続等について規定する「射水市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」を制定し、平成18年9月1日から指定管理者による施設の管理を開始した。平成25年4月現在、55施設において指定管理者による管理を行っている。						
課題	平成25年度に「射水市公の施設の指定管理者制度導入に関する基本方針」及び「指定管理者制度の導入に向けた事務手続の流れ」を改定したが、今後も様々な運用上の課題が発生すると考えられる。						
取組内容	これまでの課題や他自治体の動向等を踏まえ、基本方針や事務手続の見直しを図っていく。						
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
基本方針、事務手続の流れの見直し						継続して見直し	
指定管理者制度導入施設に係るモニタリングに関する方針の策定				策定(済)			

番号	51	取組名	市有バス業務の民間活用			担当課	管財契約課
現状 (当初)	現在、2台の市有バスを保有し、主に地域の生涯学習活動の利用に供している。運転手については、シルバー人材センターの派遣としている。						
課題	車両の老朽化や運転手の確保の問題があるため、車両管理を包含した外部委託の検討が必要である。また、新庁舎敷地又は近隣でのバス格納庫の確保は困難である。						
取組内容	当面は現在の車両を継続使用するが、利用管理を除く運行業務と車両管理業務を含めて外部委託する。現在の車両廃止後は車両の更新は行わず、経費の平準化を図るため、民間バスの一括借上げ契約等を行う。						
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
運行業務、車両管理の外部委託				検討		実施(済)	
民間バスの一括借上げ契約				検討		実施	

第3次射水市行財政改革集中改革プラン

※各取組における内容については、特に記載がない限りプラン策定時（平成25年度現在）のものであります。

番号	52	取組名	社会福祉協議会等の活用	担当課	地域福祉課	
現状(当初)	福祉に関する市の事務事業については、その一部を社会福祉協議会へ移管している。					
課題	更なる移管を進めるに当たっては、移管先の受入れ態勢を整える必要がある。					
取組内容	社会福祉協議会等の活用や連携により、事務事業を移管する。					
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
社会福祉協議会等の活用(事務事業の移管)		検討			実施	

番号	53	取組名	竹内源造記念館の指定管理者制度への移行	担当課	地域振興・文化課	
現状(当初)	竹内源造記念館は、明治から昭和初期に活躍した小杉左官の名工、竹内源造の鍍絵作品を収蔵・公開している施設である。					
課題	本館は戸破・三ヶ地域振興会が中心となって取り組んでいる旧北陸道エリアのまちづくりの拠点施設となっているが、現在は市が直営で管理・運営を行っている。また、指定管理の受入先となる団体の組織化のため、地元地域振興会のバックアップが必要である。					
取組内容	地元を中心とした組織による指定管理者制度へ移行できるよう、バックアップを行っていく。					
施設状況	施設名	建設年度	管理形態			
	竹内源造記念館	昭和9	平成29指定管理			
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
指定管理者制度への移行		検討			移行	

取組項目 4 公営企業の経営健全化

番号	54	取組名	水道事業における主要施設及び配水管の長寿命化	担当課	上水道工務課	
現状(当初)	水道施設の耐用年数は、配水池60年、配水管40年であり、管路の老朽度を調査の上、年次計画を策定し計画的に更新している。現在、配水管の寿命を延ばすための腐食対策として、ポリエチレン袋の被覆や土砂の総入れ替え等を実施し、管路の健全性を維持する取組を実施している。					
課題	新技術を導入し、更なる長寿命化対策を実施することにより、将来の更新コストの縮減に努める必要がある。					
取組内容	補修及び保守メンテナンスを徹底し、主要施設及び配水管の長寿命化を図る。平成26年度から口径250mm以下の配水管には、新耐震継手形ダクタイトイル鑄鉄管を全面的に採用し、管路の長寿命化による工事コストの縮減を図る。(平成27年度から口径300mm以下で採用)					
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
主要施設及び配水管の長寿命化体対策		継続して実施				
新耐震継手形ダクタイトイル鑄鉄管の採用(耐用年数100年)		採用(済)	実施			

番号	55	取組名	不明水対策の実施	担当課	下水道工務課	
現状(当初)	昭和40年代より築造した太閤山地区、新湊地区の下水道管路施設の老朽化が著しく、下水道管路内への不明水量が多いことから、管路施設等への負担はもとより、汚水処理経費の増大に繋がり経営を圧迫する原因となっている。					
課題	これまで公で管理する部分である管路や取付管部分の改築・更生を図ってきたが、誤接続を含め、各宅地内からの不明水対策が実施されてこなかったこともあり、なかなか有収率の向上が見られない。					
取組内容	これまで行ってきた老朽管更新事業について引き続き重点的に実施していくとともに、宅内からの誤接続をはじめとした不明水削減のため、調査や改善への働きかけ等を積極的に行う。					
数値目標	項目名	単位	当初(平成25年度)	実績(平成28年度)	目標(平成30年度)	
	有収率の向上	%	71.1	73.4	76.0	
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
不明水対策の実施		順次実施				

番号	56	取組名	下水道水洗化率の向上			担当課	下水道工務課	
現状(H27)	公共下水道事業（公共・特環・農集）における水洗化率は、平成26年度末で92.0パーセントとなっており、過去5年間で7.0パーセントの上昇はしているものの、年々上昇率は低下している状況にある。							
課題	水洗化率はこれまで順調に向上してきたが、下水道の面的整備が平成22年度中にほぼ完了したことにより、年々伸び率が低下し、今後ますます鈍化することが予想される。							
取組内容	これまでも行ってきた臨戸訪問の範囲を広げ強化を図るとともに、広報等を通じ下水道への理解を深めていただくよう、引き続き情報発信を図る。							
数値目標	項目名	単位	当初(平成25年度)	実績(平成28年度)	目標(平成30年度)			
	下水道の水洗化率	%	—	93.0	93.2			
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度		
未接続世帯への接続依頼			→ 継続して実施					
市広報誌等での接続の働きかけ			→ 継続して実施					

番号	57	取組名	医師住宅の処分			担当課	管財契約課	
現状(当初)	医師の確保のため、市内に医師住宅を所有している。							
課題	昭和50年代の建築のため老朽化し、近年は利用されておらず、敷地の除草、住宅の清掃等の管理業務が負担となっている。 また、医師の住宅については、当該医師住宅ではなく近郊の賃貸住宅を利用し対応しており、今後も利用する見込みはない。							
取組内容	医師住宅を売却処分する。							
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度		
医師住宅の売却			→ 検討	→ 廃止(H27)・売却				

番号	58	取組名	市民病院の患者増加策			担当課	市民病院経営管理課	
現状(当初)	市民病院の平成25年度患者数は、延入院患者数が54,524人（1日平均149.4人）で前年度と比較すると2,589人（1日平均7.1人）増加し、結果として収支黒字となった。							
課題	入院患者数の増減が病院の収支に影響するため、入院患者を確保する必要がある。							
取組内容	出前講座、市民公開講座等を通じ、市民へPR活動を行う。 また、地域連携を推進し、他の医療機関からの紹介患者の受入を増やすとともに、救急医療体制を充実し、救急患者の受入を増やす。							
数値目標	項目名	単位	当初(平成25年度)	実績(平成28年度)	目標(平成30年度)			
	一日当たりの在院患者数	人	149.4	133.9	146以上			
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度		
出前講座・市民公開講座等の実施			→ 継続して実施					
他医療機関からの紹介患者受入			→ 継続して実施					
救急医療体制の充実			→ 継続して実施					

※各取組における内容については、特に記載がない限り限りプラン策定時（平成25年度現在）のものであります。

※各取組における内容については、特に記載がない限りプラン策定時（平成25年度現在）のもので

番号	59	取組名	病院機能評価認定の更新	担当課	市民病院経営管理課 新規（平成29年度）
現状 (H29)	「病院機能評価」とは、(公財)日本医療機能評価機構による、質の高い医療を提供する体制が整っている病院を認定する第三者評価である。 射水市民病院は「機能種別版評価項目〈3rdG:Ver1.0〉」の認定を受けている。(平成20年度に旧バージョン(旧基準)で認定され、平成25年には、新バージョンで県内初の認定を受けている。)				
課題	病院機能評価の認定期間は5年間であり、平成30年4月に認定期限を迎えることから認定の更新のため、平成29年度に審査を受けなければならない。				
取組内容	病院機能評価の更新審査を受審し、認定の更新を受ける。				
取組スケジュール		平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度			
病院機能評価認定の更新					

取組項目 5 自主財源の確保及び創出

番号	60	取組名	ふるさと納税（ふるさと射水応援寄附）の更なる推進	担当課	農林水産課
現状 (当初)	1万円以上の寄附者に対し、特典として以下の特産品を贈呈している。また、平成25年度からクレジット納付を導入し、寄附がしやすい環境を整えている。 【特典】射水産コシヒカリ（5kg）、ベニズワイガニ（1杯）、富山ブラックラーメン（6食入り）、射水幸水梨8個（又は水温保存きらら梨3個）、かまぼこセット（5本入り）				
課題	全国的な課題として、自治体間の特典（特産品）競争が過熱している状況にある。				
取組内容	ふるさと納税の更なる増収を目指し、「寄附」という本来の趣旨から外れない範囲で、寄附者への返礼品として贈呈している特産品目の見直しを図るとともに、より効果的なPR方法についても研究する。				
取組スケジュール		平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度			
特典（特産品目）の見直し					
効果的なPR方法の研究					

番号	61	取組名	純射水産サクラマスによるローカルブランディングの創出	担当課	農林水産課 新規（平成29年度）
現状 (H29)	サクラマスはかつては「ます寿司」に使われるなど富山の食文化を象徴する食材であったが、今では天然物の漁獲量が非常に少なく、養殖による市場化には技術的な課題があった。平成25年度から堀岡養殖漁業組合、県水産研究所、大門漁業協同組合による完全循環型の生産実験を開始し、平成28年度には陸上養殖による完全養殖技術を確立し、市場化の目途が立ったことから、平成29年4月に純射水産サクラマスの初試験出荷を行った。				
課題	純射水産サクラマスの6次産業化をきっかけとする、地域の新産業、新市場の形成による地域再生を目指し、育成技術の向上とともに、商品開発や市場開拓を図らなければならない。				
取組内容	サクラマスの付加価値を高めるため、大都市圏等において積極的に販売戦略、広報戦略を展開しブランド力の向上を図るとともに、加工品等の開発、地域における食育・環境教育の取組を通じて販路拡大を図る。				
取組スケジュール		平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度			
市場調査と大都市圏等におけるプロモーション活動					
民間企業との共同商品開発					
海面養殖技術の確立					

※各取組における内容については、特に記載がない限りプラン策定時（平成25年度現在）のものであります。

番号	62	取組名	有料広告収入等の独自財源の確保	担当課	財政課
現状(当初)	平成19年度から広報紙等への広告掲載及び市ホームページにバナー広告を掲載している。また、平成20年度から公共施設のネーミングライツ（命名権）を導入している。 【募集中の媒体（平成25年度）】 市ホームページバナー広告（6枠）、市広報誌（4枠）、共通封筒（長3：6枠・角2：4枠）、ネーミングライツ（体育6施設・文化2施設）、納税用通知封筒（1枠）、納税カレンダー（1枠）、収集ごみ指定袋（3枠）、ごみ収集カレンダー（18枠）、コミュニティバス関係（時刻表3枠・路線図3枠・回数券2枠・車体外側全面1枠）、サービスセンター掲示板（サインボード2枠・ポスター6枠）、子育て支援課窓開き封筒（3枠）、職員給与支給明細書（4枠）、健康カレンダー（母子2枠・おとな2枠）				
課題	一般財源の確保が困難になる中、有料広告の募集媒体を増やし、財源の確保を図る必要がある。				
取組内容	引き続き有料広告収入等の、新たな独自財源の確保に努める。				
取組スケジュール		平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度			
有料広告収入等独自財源の確保		継続して実施			

番号	63	取組名	未利用財産の売却	担当課	管財契約課
現状(当初)	未利用財産については、市の広報、ホームページによる公募、宅地建物取引業協会への媒介依頼、インターネットオークションなどを活用して売却に努めている。（※現在は、宅地建物取引業協会への媒介依頼、インターネットオークションによる売却は中止している。）				
課題	未利用財産は民間売却する際に顕在化する課題を物件毎に抱えており、課題を解決して売却可能な条件を整えるまでには相当の時間と費用が必要となる。				
取組内容	売却可能となった物件を着実に売却し、財源の確保に努める。				
数値目標	項目名	単位	当初(平成25年度)	実績累計	目標(平成30年度)
	土地売払収入 (平成26年度からの5年累計)	千円	0	660,145	756,000
取組スケジュール		平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度			
物件毎の課題解決、条件整備		継続して実施			
未利用地の売却		継続して実施			

番号	64	取組名	公共施設の自動販売機設置業者選定における入札制度の導入	担当課	管財契約課
現状(当初)	各公共施設における自動販売機の設置については、地元業者や福祉団体等に働きかけ優先的に設置を許可し、継続的に許可している。後発業者については、提案等を受けて空きスペースが確保できると判断した場合に設置を許可し、以降は継続的に許可している。				
課題	他に設置スペースが確保できない限り後発業者の参入は困難となっている。 また、現在徴収している行政財産使用料の金額は、電気料金等の実費負担分を除けば、売上（用益）金額の増減に係らず固定化している。一方で、公益事業を財源とする福祉団体等への配慮も必要となる。				
取組内容	自動販売機設置業者選定入札制度について導入計画を策定し、計画に基づき実施する。				
取組スケジュール		平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度			
自動販売機設置業者選定における入札制度の導入		検討		段階的に導入	

第3次射水市行財政改革集中改革プラン

※各取組における内容については、特に記載がない限りプラン策定時（平成25年度現在）のものです。

番号	65	取組名	市税収納率の向上			担当課	収納対策課
現状(当初)	抜本的な賦課・徴収の在り方並びに市税の収納率向上に資する施策の調査・研究及び具体的施策を実践するため、市税収納率向上対策委員会（代表：財務管理部長）を設置している。委員会には、各税目ごとに部会を設置し、アクションプランを実践している。						
課題	個人住民税については、給与所得者の場合は原則として特別徴収（給与天引きによる納付）によるものとされているため、未実施の事業所が特別徴収に移行することにより、収納率の向上が見込まれる。収納関係では、滞納者に対し、納税されている大多数の方との税負担の公平性を保つ必要がある。						
取組内容	個人住民税関係では、個人住民税の特別徴収推進強化を図るため、法令に基づき特別徴収の強制指定を行うよう準備を進める。収納関係では、「納付環境の整備」と「滞納整理の強化」に努め、特に納税誠意のない滞納者には適切に差押を執行する。						
数値目標	項目名	単位	当初(平成25年度)	実績(平成28年度)	目標(平成30年度)		
	収納率（市税及び国民健康保険税） ※現年課税分のみ	%	98.8 (平成24年度)	98.8 (平成27年度)	99.0 (平成29年度)		
取組スケジュール		平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度					
住民税特別徴収の推進強化		→ 継続して実施					
滞納整理の強化		→ 継続して実施					

番号	66	取組名	魅力ある企業立地助成金制度への工夫			担当課	商工企業立地課
現状(当初)	現在、指定業種で一定条件の投資や雇用を満たした企業に対して、企業立地助成金を交付し、市内への企業誘致を進めている。主な助成内容は、設備投資に対して10%を補助（上限1億円）する企業立地奨励事業助成金や市民の雇用一人当たりに対して50万円を交付する雇用創出企業立地支援事業助成金がある。						
課題	助成金の交付対象となる業種を指定していることから、指定業種以外の新規の成長業種や優良企業の誘致には効果が薄いと考えられる。						
取組内容	新規の成長業種等を対象業種とし、そのような企業が進出しやすい助成金メニューを創設するなど、企業立地助成金制度の見直しや新たな要綱の制定を随時行い、柔軟な発想で企業誘致を推進する。						
数値目標	項目名	単位	当初(平成25年度)	実績(平成28年度)	目標(平成30年度)		
	企業団地分譲率	%	90.0	97.1	100.0		
取組スケジュール		平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度					
制度の検討・見直し		→ 随時実施					

番号	67	取組名	創業支援事業計画の推進			担当課	商工企業立地課
現状(当初)	「産業競争力強化法」による地域における創業の促進を目的として、本市が創業支援事業者と連携して策定する「創業支援事業計画」が、平成26年10月31日付けで国の認定を受けた。現在、本市創業支援事業計画に基づき、商工会議所、商工会と一層連携し、创业者の支援・育成に取り組んでいる。						
課題	創業支援事業の啓発を実施しているものの、创业者の発掘が難しい状況にある。また、少子高齢化、若者の都市部への流出等により後継者が不足し、地域資源を生かした産業の発展に影響が出ている。						
取組内容	商工会議所、商工会、市内金融機関、日本政策金融公庫、創業支援関係機関と連携し、創業希望者への情報提供、専門家派遣、創業セミナー、窓口相談等の支援を促進し継続的に取り組む。						
数値目標	項目名	単位	当初(平成25年度)	実績(平成28年度)	目標(平成30年度)		
	创业者（支援融資）件数（年間）	件	14	7	20		
取組スケジュール		平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度					
創業支援ワンストップ窓口の設置		→ 検討	→ 継続して実施				
経営、財務、人材育成、販路拡大セミナーの開催		→ 検討	→ 継続して実施				

※各取組における内容については、特に記載がない限りプラン策定時（平成25年度現在）のものであります。

番号	68	取組名	農業委員会だよりへの有料広告掲載検討	担当課	農業委員会事務局	
現状(当初)	農業委員会だよりは、年1回の発行で農業従事者の方へ配布している（白黒8ページ、約6,000部）。内容については農業委員会の活動報告、農業政策の情報提供、農業委員の紹介等となっている。					
課題	農業委員会だより作成費と広告料収入及び広告募集に要する事務との費用対効果を検討する必要がある。					
取組内容	費用対効果を試算し、効果が大きいと判断できれば、先進他市事例を参考に有料広告掲載を実施する。					
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
有料広告の掲載検討（費用対効果の試算）		検討		依頼	実施	

取組項目 6 資産・債務の適正管理

番号	69	取組名	新地方公会計の整備	担当課	財政課、管財契約課	
現状(当初)	現行の予算・決算制度は、現金収支を議会の民主的統制下に置くことで、予算の適正・確実な執行を図るという観点から、現金主義会計を採用している。					
課題	現金主義会計では、減価償却費や退職手当引当金などの各種引当金等のコストが反映されず、正確な行政コストの把握が難しい。また、固定資産台帳が未整備であるため、正確な資産把握ができず、将来の施設更新必要額等について、正確に推計することが難しい。					
取組内容	平成28年度中に整備した固定資産台帳を基に、毎年度、資産の異動状況や期末簿価等の更新作業を行い、各種資産額等を取りまとめた上で、統一的な基準による財務書類を作成し公表する。					
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
固定資産台帳と連動した財務諸表の整備		検討		整備	作成・公表・活用	

基本方針 2 市政の透明性の向上と質を重視した市民サービスの提供

取組項目 1 市政情報の積極的な提供

番号	70	取組名	みえる・わかる・わかり合えるミーティング等の実施	担当課	未来創造課	
現状(当初)	市政運営の基本姿勢である「みえる・わかる・わかり合える行政」を推進するため、行政の現況と事業目的を市民に分かりやすく示し、情報を共有し、また、市民が抱える課題、意見、要望を聞き、市政に反映させることを目的に「みえる・わかる・わかり合えるミーティング」やタウンミーティングを実施している。 ①5つの庁舎を利用し、1対1で市政への提言など聞く「ようこそ市長室へ」 ②各種団体と公共施設で昼食等とともに意見交換する「ランチ・コーヒートーク」 ③自治会や各種団体の会議等で、市が抱える課題などを直接説明する「市長の出前講座」 ④地域の課題、問題箇所など合同で視察し、意見交換を行う「市長のまちまわり」（※平成28年度から地域振興・文化課担当）					
課題	今後も、市民と行政とのわかり合いを推進し、より住み良いまちづくりのため、積極的に実施し市民の信頼にこたえていく必要がある。					
取組内容	現在実施している「みえる・わかる・わかり合えるミーティング」の4つのメニューについて、参加者の動向を踏まえ、市民が参加しやすい形態になるよう柔軟に対応し、より多くの市民に参加していただけるよう検討する。また、新しいメニューも随時追加する。					
数値目標	項目名		単位	当初(平成25年度)	実績(平成28年度)	目標(平成30年度)
	ミーティング等参加者（年間）		人	1,369	1,619	1,500
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
ミーティング等の実施		継続して実施				

取組項目 2 市民との協働によるまちづくりの充実

※各取組における内容については、特に記載がない限りプラン策定時（平成25年度現在）のものであります。

番号	71	取組名	コミュニティセンターの指定管理者制度への移行	担当課	地域振興・文化課
現状(当初)	平成22年9月議会定例会において「射水市コミュニティセンター条例」が議決され、平成23年4月から市内27か所の地区公民館を、「地域づくり活動」「生涯学習」「地域住民の交流」など、市民が主体的にまちづくりを行う施設としてコミュニティセンターに移行した。				
課題	コミュニティセンターは、地域住民の交流の場として、地域住民が集える場として、また同じ地域に住み、生活を共にしている人々が力を合わせ、自分たちの手で地域のまちづくりを実践していただく活動拠点と位置付けていることから、その地区の地域振興会による自主的な管理が望ましい。				
取組内容	順次、コミュニティセンターを地域振興会による指定管理者制度へ移行する。移行に際しては、適切な助言等を行う。				
数値目標	項目名	単位	当初(平成25年度)	実績(平成28年度)	目標(平成30年度)
	コミュニティセンターの指定管理者制度移行数(27地区)	施設	18	22	24
取組スケジュール		平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度			
指定管理者制度への移行		順次移行			

番号	72	取組名	地域型市民協働事業の推進	担当課	地域振興・文化課
現状(当初)	「自分たちのまちは自分たちでつくる」という自治意識を持ち、市民自らが地域課題を解決し、地域に合ったまちづくりを実現するため、地域振興会と行政が協働しまちづくりを進めている。				
課題	協働のまちづくりを推進していくには、協働のパートナーとの信頼関係が欠かせない。市民及び市職員（行政）は、協働の意識を高め、互いに連携していく体制づくりが求められている。				
取組内容	行政が実施していた事業のうち、協働の視点に立ち、協働にふさわしい事業を地域振興会へ移行するとともに、地域振興会による提案事業の公募についても推進していく。				
数値目標	項目名	単位	当初(平成25年度)	実績(平成28年度)	目標(平成30年度)
	地域型市民協働事業への移行事業費	千円	91,690	120,151	130,000 (市税1%程度)
取組スケジュール		平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度			
地域型市民協働事業への移行		順次移行			

番号	73	取組名	まちづくりの担い手となる人材の発掘・育成	担当課	地域振興・文化課 新規(平成29年度)
現状(H29)	市民協働のまちづくりを推進するに当たり、地域の課題解決やまちづくりをけん引するリーダーを育成することを目的として、平成22年度に「射水まちづくり大学」を開学し、市内高等教育機関と連携してまちづくりを担う人材育成に取り組んできたが、まちづくりに対して意欲のある人材は既に何らかの活動を行っていることが考えられる上、半年間にわたって受講する形式は受講者にとって負担も大きく、近年は受講希望者が減少していた。				
課題	「射水まちづくり大学」の周知やカリキュラムの見直しを行ってきたが、受講希望者数の増加にはつながらなかったため、人材の発掘・育成事業について抜本的に見直す必要がある。				
取組内容	「射水まちづくり大学」を廃止するとともに、まちづくりに参画する市民の裾野を広げるため、これまでまちづくりに関わることがなかった市民を対象とした「射水まちづくりプラットフォーム～まちプラ～」事業を新たに実施する。 また、「射水まちづくり講演会」を開催し、市民協働のまちづくりについて市民の理解を深める。				
取組スケジュール		平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度			
「射水まちづくり大学」の抜本的見直し					
「射水まちづくりプラットフォーム～まちプラ～」の実施					

※各取組における内容については、特に記載がない限りプラン策定時（平成25年度現在）のものであります。

番号	74	取組名	自主防災組織の強化及びネットワーク化			担当課	総務課
現状(当初)	市の自主防災組織率は約97パーセントを超え、ほとんどの地域に自主防災組織が設立されている。また、平成22年度から地域振興会に地域防災力向上対策事業交付金を交付し、自主防災組織の活動を支援している。						
課題	自主防災組織の活動については、それぞれの地域によって温度差があり、必ずしも全ての組織が活発に活動しているとは言い難く、また住民の活動への参加意識についても高いとは言えない。						
取組内容	地域の防災活動のリーダーを育成するため、防災士の資格取得について支援する。また、防災士間の協議会の設立を働きかけ、研修会や情報交換を行い、防災士のスキルアップや防災組織間の連携を図ることで自主防災組織の活性化につなげる。						
数値目標	項目名	単位	当初(平成25年度)	実績(平成28年度)	目標(平成30年度)		
	地域振興会から推薦され資格取得をした防災士の数(これまでの累計)	人	16	40	67		
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
防災士の資格取得支援	働きかけ実施						
防災士間の協議会設立、情報交換、研修会開催	検討		設立(済)		実施(情報交換、研修会開催)		

取組項目 3 効果的な市民サービスの提供

番号	75	取組名	窓口時間延長の在り方についての検討			担当課	市民課
現状(当初)	現在、窓口時間延長を大島地区行政センターで実施している。 【開設時間】①毎週水曜午後5時15分～午後7時(祝日・年末年始を除く) ②毎週日曜午前8時30分～午後0時30分(年末年始を除く) 【取扱業務】住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄抄本、及び戸籍附票の写しの交付 福祉医療費請求書(こども医療費、重度心身障がい者等医療費等)の交付						
課題	マイナンバー制度の導入に併せて、コンビニエンスストアでの諸証明交付の導入を検討しているため、現行の延長窓口業務についても再検討が必要である。						
取組内容	当面は現行の延長窓口方式を維持するが、コンビニ交付の導入後、マイナンバーカードの普及に併せ、延長窓口の段階的廃止も含めて在り方を再検討し、見直しを行う。						
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
延長窓口の実施	実施・再検討						
コンビニエンスストアでの諸証明交付	検討		実施(済)				

番号	76	取組名	多様な納付環境の整備(ペイジー収納サービス)			担当課	収納対策課
現状(当初)	ペイジー収納サービスは、インターネットバンクや銀行ATMから直接納税できる便利な納付形態で、東京・大阪等の大都市圏を中心に普及し、既に全国60以上の自治体で取扱いを開始しているが、全国的な動きに反して、特に北陸3県はペイジー化の取組が遅れており、導入している自治体はない。						
課題	本市では将来的なペイジー化を想定し、納付書様式を変更するなど準備を図ってきているが、基幹システムの対応、県内金融機関の取組の遅れ等解決すべき課題が残されている。						
取組内容	システム業者と協議を進めるとともに、ゆうちょ銀行、指定金融機関等との調整を進め、ペイジー収納サービス導入に向け努力していく。						
数値目標	項目名	単位	当初(平成25年度)	実績(平成28年度)	目標(平成30年度)		
	自主納付におけるコンビニ・クレジット納付、ペイジー等の納付率	%	37.5	44.1	40.0		
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
ペイジー収納サービス	検討					導入	

第3次射水市行財政改革集中改革プラン

※各取組における内容については、特に記載がない限りプラン策定時（平成25年度現在）のものであります。

番号	77	取組名	万葉線ICカードの導入支援	担当課	生活安全課
現状(当初)	万葉線については、ドラえもんトラムの運行をはじめ、様々な利用増加策を行っているが、更なる利用増対策に取り組む必要がある。その取組のひとつとして、万葉線がICカードの導入を検討している。				
課題	鉄軌道をはじめとする交通事業者では、いろいろな種類の交通ICカードが存在し、あいの風とやま鉄道では、平成27年3月の開業に向け、ICカード「ICOCA」の導入を予定していることから、互換性のあるICカードの導入が必要である。				
取組内容	公共交通プランに基づき、導入スケジュール、ICカードの選定、システムの構築、テスト運用等について、事業主体である万葉線株式会社や関係する高岡市等と協議を行い、ICカードの導入を支援していく。				
取組スケジュール		平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度			
ICカードの導入支援		導入支援 ※導入時期は今後協議			

番号	78	取組名	がん検診受診率向上に向けた取組の推進	担当課	保健センター
現状(H28)	20歳以上の市民を対象にがん検診の受診券を配布し、未受診者に対しては再度、案内通知を出している。				
課題	未受診者への再案内やヘルスボランティアが検診日程と併せて、受診勧奨のための回覧を行い受診率の向上に努めているが、受診率は横ばい状態である。特に、子宮頸がんについては、検査が容易でかつ早期発見率が高く、また、早期治療を行うことで治癒率も高いにもかかわらず、罹患者及び死亡者が、近年、若い年齢層で増加傾向にあることから、若い年齢層の受診率の向上を図る必要がある。				
取組内容	従来から実施していた節目年齢のがん検診無料化に加え、20歳から40歳までを重点年齢と位置づけ、28歳・33歳・38歳についても無料化し、受診しやすい体制づくりを行う。				
数値目標	項目名	単位	当初(平成25年度)	実績(平成28年度)	目標(平成30年度)
	子宮頸がん検診受診率	%	—	43.0	50.0
取組スケジュール		平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度			
子宮頸がん重点年齢検診推進事業の実施					

番号	79	取組名	三世帯同居住宅支援による住宅リフォーム事業の創設	担当課	建築住宅課 新規(平成29年度)
現状(H29)	人口減少と少子高齢化が急速に進む中、空き家問題や既成市街地の空洞化等に対応するため、市では、これまで空き家対策や定住促進のための様々な取組を推進している。				
課題	これまでの取組に加え、子どもを産み育てやすい環境づくり、高齢者の孤立防止の観点から、三世帯同居を支援することが有効である。				
取組内容	空き家の発生防止と子育てや介護環境の充実及び地域経済活性化を図るため、市内事業者を工事施工者として三世帯同居住宅のリフォーム工事を行う場合に補助金を給付する制度を創設する。				
数値目標	項目名	単位	当初(平成25年度)	実績(平成28年度)	目標(平成30年度)
	補助を利用しリフォーム工事した世帯数(累計)	件	—	—	10
取組スケジュール		平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度			
三世帯同居住宅リフォーム支援制度の創設・実施					

番号	80	取組名	小学校の在り方の検討	担当課	学校教育課
現状(当初)	射水市学校等のあり方検討委員会における協議を経て、平成22年12月に提出された「射水市学校等のあり方に関する提言書」を受けて、地域住民の理解を得ながら、これまで学校の統合等を行ってきた。今後も少子化が進行する中、児童・生徒数の減少が見込まれる。特に小学校では1学年1クラス(単級)の学校が4校あり、小規模化が進むと見込まれる。				
課題	小規模校においては、人間関係の固定化や切磋琢磨する機会が少ないなど、教育環境に影響を及ぼすことが考えられる。一方、小学校は地域のシンボル・財産として地域文化の形成や地域住民の連携の基幹となる役割を担っており、適正化については、慎重な議論が必要である。				
取組内容	小中学校の配置・運営に対する国の動向を踏まえ、小学校の現状と課題等について整理し、検討する。				
取組スケジュール		平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度			
在り方の研究					

番号	81	取組名	学校図書館職員の効果的な活用			担当課	学校教育課			
現状(当初)	本市では、全ての小中学校に学校図書館職員を配置し、司書教諭と協力して学校図書館の運営をはじめとする児童生徒の読書活動の推進を担っている。									
課題	学校図書館職員の配置が読書活動の充実や学習活動の支援につながるよう、成果指標を定め取り組む必要がある。									
取組内容	児童生徒に対する読書活動の推進や図書館を活用した授業を計画的に行っていくため、学校図書館職員を効果的に活用する。									
数値目標	項目名	単位	当初(平成25年度)	実績(平成28年度)	目標(平成30年度)					
	図書館を活用した授業を月に数回程度、計画的に行う学校数	校	2	21	21					
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度				
学校図書館職員の効果的な活用		継続して実施								

※各取組における内容については、特に記載がない限り限りプラン策定時(平成25年度現在)のものであります。

取組項目 4 ICT(情報通信技術)の有効活用

番号	82	取組名	マイナンバーカードの利活用の促進			担当課	総務課 新規(平成29年度)			
現状(H29)	マイナンバーカードの普及促進と市民の利便性の向上に加え、窓口業務の効率化を図るため、カードの有効活用の一つとして、平成28年4月からコンビニエンスストアでの諸証明の交付サービスを開始している。									
課題	市民の利便性向上のため、マイナンバーカードの更なる有効活用を検討する必要がある。									
取組内容	国において、マイナンバーカードを活用した地域活性化につなげる新たなサービスが検討されており、市民サービスの向上を図るため、マイナンバーカードの多目的利用について検討する。									
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度				
多目的利用の検討		継続して検討								

番号	83	取組名	情報セキュリティ対策の強化			担当課	総務課 新規(平成29年度)			
現状(H29)	平成29年7月からの社会保障・税分野でのマイナンバーを活用した情報連携の開始を踏まえ、国は地方自治体に対して情報セキュリティ対策の強化を求めている。これを受け、本市においては、平成29年2月から内部業務端末からインターネットを分離する等の対策を段階的に開始している。									
課題	インターネット端末を介しての不正アクセスの脅威から行政情報を確実に守るため、セキュリティレベルを高めるとともに、その一方で業務への支障を最小限に留めるための検討が必要である。									
取組内容	富山県及び県内市町村が構築する情報セキュリティクラウドを利用し、各自治体のインターネットの接続口の集約化を図り、併せて接続口に高度なセキュリティ対策を施す。 また、メールの添付ファイルからウイルス等の脅威を取り除き安全に受信することができるファイル無害化サービスを導入する。									
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度				
情報セキュリティクラウドの導入		導入								
ファイル無害化サービスの導入		導入								

※各取組における内容については、特に記載がない限りプラン策定時（平成25年度現在）のものであります。

番号	84	取組名	ICT活用学級復帰支援協働事業の実施	担当課	学校教育課 新規（平成29年度）
現状（H29）	不安や悩みなど多様な要因や背景から、登校しても学級に入らず、相談室等で過ごす生徒がいる。				
課題	個々の生徒の状況に応じたきめ細やかな指導・支援を行い、ひとりでも多く学級復帰できることを目指す必要がある。				
取組内容	民間企業との協働により、ICT（情報通信技術）を活用し、教室で行われている授業を相談室等の別室で過ごす生徒にリアルタイム中継し、カウンセリング指導員のもとで個別に学習指導を受けながら、授業へ参加できないことへの不安・悩みや疎外感の緩和を図り、学級への復帰を後押しする。				
取組スケジュール		平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度			
小杉中学校及び大門中学校での実施					実施
他校での導入の検討					検討

基本方針 3 職員力の強化と組織力の向上

取組項目

1 職員の能力向上及び意識改革

番号	85	取組名	職員研修の充実	担当課	人事課
現状（当初）	人材育成基本方針、職員研修基本方針に基づき、目指すべき職員像に向けて人材を育成すべく、職員が役職・階層に応じて受講する「階層別研修」、専門的な知識を身につける「専門研修」、高度に専門的（特殊）な知識を身につける「派遣研修」等の研修や企画力・プレゼンテーション能力を育成する「いみず人財養成塾」を実施している。なお、職員の接客研修は、階層別研修の項目の中で実施している。				
課題	住民ニーズの多様化、高度化に対応できる質の高い職員を育成し、組織としての総合力を高める必要がある。また、接客はサービス業（公務員）の人材育成の基本であり、年齢に関係なく組織全体として取り組まなければならない課題であるが、高齢になるにつれ、研修の機会が少ない（受講しない）状況となっている。				
取組内容	多様な研修メニューの提供、より高度な研修機関（国、県、自治大学校等）への派遣等を行うことにより、精鋭職員の育成を図る。 また、職員の職種や階層に応じた内容の接客研修を行い、お客様満足度の向上に努めていく。				
数値目標	項目名	単位	当初（平成25年度）	実績（平成28年度）	目標（平成30年度）
	研修受講者数（年間）	人	440	449	580
取組スケジュール		平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度			
多様な職員研修の実施		継続して実施			
窓口アンケートの実施及び接客研修		継続して実施			

番号	86	取組名	職員提案制度の推進	担当課	人事課
現状（当初）	職員の市政運営に対する創造的な提案を奨励することにより、職員の政策立案能力を高め、行政水準の向上を図ることを目的として、平成19年5月1日に「射水市職員提案実施要綱」を制定し、職員提案制度を実施している。 また、平成25年度には政策コンペティションとの制度の統一化を図り、政策提言部門と事務改善部門の2部門に分けて募集することとした。				
課題	提案件数は年々減少している。 また、提案内容が特定のテーマに偏りやすいといった問題もあり、制度が効果的に機能していない。				
取組内容	行政サービスの向上、事務の効率化や職員の業務改善に対する意欲向上を目指し、職員提案制度の積極的な活用及び質の高い提案内容の増加につながるよう、制度の見直しを図っていく。				
数値目標	項目名	単位	当初（平成25年度）	実績（平成28年度）	目標（平成30年度）
	事務改善部門の提案数における採用の件数（年間）	件	4	2	5
取組スケジュール		平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度			
職員提案制度の推進		継続して実施			

番号	87	取組名	人事評価制度の適正運用	担当課	人事課
現状(当初)	人材育成に当たっては、射水市人材育成基本方針に基づき目指すべき職員像を示し、人事管理、職場環境、研修を含め総合的に取り組んでいる。人事評価制度においても、職員一人ひとりの能力や実績を適正に評価し、職員のやりがいを引き出し、能力を最大限発揮することにより組織目標の達成と職場内の活性化を目的として実施済みであり、平成26年度からは、受講した研修の効果測定をも含めるなどより実効性の高いものとしている。				
課題	人事評価結果に基づく処遇反映を明確にし、職員のやりがいや働きがいを引き出す必要がある。				
取組内容	評価者による評価基準のバラツキの改善を図るとともに、給与及び昇任、降任等処遇への反映に結びつける。				
取組スケジュール			平成26年度 ■ 平成27年度 ■ 平成28年度 ■ 平成29年度 ■ 平成30年度		
人事評価制度の適正運用			見直し・継続して実施		
人事評価結果の処遇への反映			見直し・継続して実施		

番号	88	取組名	求める人材の採用・確保	担当課	人事課
現状(当初)	市民ニーズの多様化・高度化に伴い市職員に求められる能力も変容してきており、職員自ら課題を発見し、市民とともに課題解決のために行動できる自律的な人材を採用確保する必要がある。				
課題	説明会等の実施により市の政策や業務内容について積極的な情報提供を行い、受験者の増を図るとともに、射水市の魅力発信にもつなげていかなければならない。				
取組内容	就職説明会等の実施や人物重視の採用を図るため、民間企業の採用選考に近づけた内容で実施する自己アピール方式や、一定の職務経験を有する即戦力を採用する社会人経験者枠の採用を継続して実施する。				
取組スケジュール			平成26年度 ■ 平成27年度 ■ 平成28年度 ■ 平成29年度 ■ 平成30年度		
市役所の業務に関する情報提供			見直し・継続して実施		
人物重視の採用選考			見直し・継続して実施		

番号	89	取組名	働き方改革の推進	担当課	人事課 新規(平成29年度)
現状(H29)	多様化、高度化する市民ニーズに適切に対応するため、職員の資質や能力が最大限発揮できる職場環境を整え、より良い行政サービスを効果的に提供していく必要がある。このため、多様な人材が活躍できる職場づくり、職員一人ひとりがワーク・ライフ・バランスを確保できる職場づくり、女性職員の積極的な登用に取り組んでいる。				
課題	時間外勤務が増加傾向にあること、女性の活躍推進や育児・介護を行う職員への配慮が求められることから、今後さらに仕事に対する意識の改革、業務の効率化、女性活躍推進・次世代育成支援など多様な働き方の支援に取り組み、働き方改革を推進する必要がある。				
取組内容	イクボス宣言を行い、職員の育成とキャリア形成支援、ワーク・ライフ・バランスの推進、効率的な業務運営に継続して取り組んでいく。 早出遅出勤務制度を導入し、勤務時間内で効率的・計画的に業務を遂行し生産性を向上させるとともに、ライフスタイルやライフステージに応じた多様で柔軟な働き方を推進する。				
取組スケジュール			平成26年度 ■ 平成27年度 ■ 平成28年度 ■ 平成29年度 ■ 平成30年度		
イクボス宣言による取組の実施			実施		
早出遅出勤務制度の本格導入			検討 → 実施		

※各取組における内容については、特に記載がない限りプラン策定時(平成25年度現在)のものであります。

※各取組における内容については、特に記載がない限りプラン策定時（平成25年度現在）のものであります。

番号	90	取組名	消防団組織の充実強化			担当課	消防本部総務課
現状(当初)	射水市消防団は1本部、2方面団、27分団、女性団員39名を含む728名（平成26年4月1日現在）からなる消防組織法に基づいた団体で、非常勤の特別職地方公務員として活動している。 平成21年度からは女性団員の入団を登用し、団組織の活性化と女性のきめ細やかな感性を生かした予防消防に力を注いでいる。						
課題	郷土愛護の精神により、地域の安全・安心を守るため、日夜活動しているが、消防団員の確保と安全管理対策に苦慮している。						
取組内容	団員確保のため、機能別消防団員制度の導入や団員の処遇改善を図るとともに、団員加入広報等を継続して実施する。 また、外部機関による研修会を開催するとともに、市が企画する研修会や県等（消防学校：基礎教育、初級幹部 消防協会：中堅幹部、指導研修）が主催する研修会に参加し、組織全体の安全管理の強化を図る。						
数値目標	項目名	単位	当初(平成25年度)	実績(平成28年度)	目標(平成30年度)		
	研修受講人数 (平成26年度からの累計)	人	0	708	1,040		
	取組スケジュール	平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度					
	団員加入広報等	継続して実施					
	消防団員安全管理セミナー（隔年開催）	120人受講		89人受講		実施	
	市消防団研修 消防学校・県消防協会研修	市消防団研修650人受講、消防学校・県消防協会研修270人受講					
	機能別消防団員制度の導入	導入（済）					

取組項目

2 効率的な組織体制の構築

番号	91	取組名	外郭団体への派遣の縮小			担当課	人事課
現状(当初)	本市が出資及び財政支援している外郭団体の経営基盤強化を図るため、段階的に市派遣職員数を縮小してきている。						
課題	市が出資等をしている外郭団体については、関与を縮小し団体の自立を促進する必要があるが、外郭団体からの派遣依頼（人事交流・人材不足等）、市職員の再任用職員の雇用先確保等の課題がある。						
取組内容	引き続き、市職員の派遣を見直し、縮小する。						
	取組スケジュール	平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度					
	派遣者数の見直し (市が出資等をしている外郭団体)	継続して見直し（縮小）					

番号	92	取組名	効率的な組織体制の維持・見直し			担当課	人事課
現状(当初)	行政組織に迅速かつ的確に対応するため、職員数の見直しなどに併せ、適正な組織となるよう随時見直しを実施している。						
課題	定員適正化計画に基づき職員数が縮減される一方、市民ニーズの多様化・高度化による業務量の増も見込まれること、また平成28年度に新庁舎が開庁となることから、一層の効率的な組織体制の構築が必要である。						
取組内容	職員数と事務事業について随時点検と見直しを行う。 また、簡素で効率的な組織を維持するため、時限的な対応を伴う組織や組織人員対応についてはスクラップアンドビルドの考えに基づいた組織管理を行っていく。						
	取組スケジュール	平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度					
	事務事業の点検	継続して実施					
	組織体制の見直し	継続して実施					

取組項目 3 職員定数の見直し及び給与の適正化

※各取組における内容については、特に記載がない限り「平成25年度現在」のものであります。

番号	93	取組名	効率的・効果的な職員定員管理		担当課	人事課	
現状(当初)	合併以来、定員適正化計画に基づき、職員の縮減に努め、計画の目標職員数を達成してきた。総務省の「定員モデル」「類似団体別職員数」においても、概ね平均的な水準に達している。						
課題	今後の人口減少、公共施設の統廃合、新庁舎建設に伴う組織の集約等により、引き続き、職員数の縮減に努めていかなければならない。一方で職員の縮減目標にのみ目を向けるのではなく、職員の勤務実態、行政需要、退職者の動向、職員の年齢構成等をも考慮した上で取り組む必要がある。						
取組内容	定員適正化計画に基づき、効率的・効果的な定員管理を実施する。						
数値目標	項目名		単位	当初(平成25年度)	実績(平成28年度)	目標(平成30年度)	
	職員数 (消防・病院を除く)		人	650	626	614 (平成31年4月1日)	
取組スケジュール			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
定員適正化計画に基づく定員管理			継続して実施				

番号	94	取組名	職員給与等の適正化		担当課	人事課	
現状(当初)	本市の職員給与については、国の取扱いを基本としながら、県や他の地方公共団体の状況を考慮して地域の実情を反映させ適正に運用している。また、人事評価結果に基づき勤務実績等が反映される仕組みとしている。						
課題	新たな定員適正化計画を策定しており、職員数に対する職員給与費を適正に管理していく必要がある。						
取組内容	給与制度の運用に当たっては、一層の適正化を図りながら、職員の意欲・能力を引き出すために人事評価結果を的確に給与へ反映させる。 また、定員適正化計画に基づき職員給与費を適正に管理していく。						
取組スケジュール			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
職員給与費の適正な管理			継続して実施				
人事評価結果の給与等への反映			継続して実施				

番号	95	取組名	多様な任用形態による人材の有効活用		担当課	人事課	
現状(当初)	専門的又は短時間等の業務に臨時職員等を任用することにより、多様化する市民ニーズに弾力的に対応している。						
課題	多様化・高度化する市民ニーズに応え、効率的な行政運営を行っていくため、多様な任用形態による人材の有効活用を図る必要がある。						
取組内容	今後、多くの定年退職者が発生する中で、長年培った経験を生かし、知識技能の継承を図る観点からも通常業務に従事する再任用職員として活用する。 また、専門的な技術、資格等を必要とする業務については、任期付職員や嘱託職員の活用、繁忙期においては、臨時職員の活用を図る。						
取組スケジュール			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
多様な任用形態による人材の活用			継続して実施				

6 平成28年度までに達成した取組内容

基本方針 1 経営的な視点に立った行財政運営

取組項目 1 事務事業の効率化・適正化

各取組における内容については、特に記載がない限りプラン策定時（平成25年度現在）のものであります。

番号	達成 1	取組名	庁用車両管理及び保有台数の適正化			担当課	管財契約課	
					達成年度	平成28年度		
現状 (当初)	本市の保有車両は特殊車両等を含めて430台、うち5庁舎に配置されている普通車両は83台（19台は共有車両、64台は所管課専用車両）であり、各庁舎、所管課毎に保有、管理している。 新庁舎建設後の配置予定課に基づく台数は、新庁舎62台、大島庁舎21台が見込まれる。							
課題	新庁舎建設後に新庁舎及び大島庁舎に配置が見込まれる庁用車の台数は収容可能と考えられるが、稼働率などを考慮した適正な台数に見直す必要がある。また、原則として所管課専用車両を廃止し、共有車両として効率的な運用を図る必要がある。							
取組内容	車両の実態を把握し、保有台数の最終目標を設定した更新計画を策定する。							
数値目標	項目名		単位	当初(平成25年度)	実績(平成28年度)	目標(平成30年度)		
	庁用車両（普通車両）の台数		台	83	78	78		
	取組スケジュール			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	庁用車両更新計画の策定及び実施			実態把握		策定		実施

番号	達成 2	取組名	所得税・住民税申告相談会場等の見直し			担当課	課税課	
					達成年度	平成28年度		
現状 (H27)	現在、新湊と小杉会場は全期間（約1箇月間）、それ以外の大門（9日間）・大島（8日間）・下（4日間）会場は期間を区切り、常時3会場で申告相談を実施している。対応職員数は他課からの応援も含め各会場に6～7名を配置し、また、電話や来庁者の対応として2名程度が課税課に常駐している。							
課題	相談会場が分散していることから、会場の混雑状況に応じて人員を増減させるなどの柔軟な対応を取ることができず、非効率なものとなっている。 また、日中は内部事務（申告書の入力事務等）を行う人員を確保できず、時間外勤務で対応している。							
取組内容	新庁舎開庁に合わせて、平成29年2月の申告相談から、会場を新庁舎のみに集約する。 併せて、新庁舎での夜間・休日の申告相談の体制について、利用者のニーズ等を鑑みながら検討する。							
	取組スケジュール			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	申告相談会場見直しの検討・周知・見直し			検討		見直し		

番号	達成 3	取組名	市税滞納者に対する行政サービスの利用制限の実施			担当課	収納対策課	
					達成年度	平成28年度		
現状 (当初)	一般財源が減少する中であって、市財政の根幹をなす市税収入を確保することが大変重要となっている。また、市税等の滞納者が、納税義務を誠実に履行している納税者と同じように行政サービスを受けていることは、税負担に対する不公平感を招き、納税意識の低下につながっている。							
課題	市税等の納付に対する公平性と信頼性を確保し、納税意識を高めるとともに、受益者負担の適正化を図る必要がある。							
取組内容	所管課事業のうち、市税のほか税外債権の滞納者に対する行政サービスの利用制限の実施について取りまとめ、市民に実施事業名及び内容について周知を図る。							
	取組スケジュール			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	市税及び税外債権滞納者に対する行政サービスの利用制限の徹底・強化			検討		実施		

各取組における内容については、特に記載がない限りプラン策定時（平成25年度現在）のものであります。

番号	達成	取組名	環境調査の見直し	担当課	環境課		
	4			達成年度	平成28年度		
現状(当初)	大気汚染観測2か所、水質調査53か所、土壌調査等9か所の環境調査を行っている。						
課題	平成22年度に76か所あった測定所を平成24年度には64か所までに削減してきたが、更に測定箇所又は測定頻度を見直す余地がある。						
取組内容	経年変化の見られない調査地点を精査し、測定箇所の削減又は測定頻度の見直しを行う。また精査プロセスとして環境審議会において審査し調査精度の維持を図る。						
数値目標	項目名		単位	当初(平成25年度)	実績(平成28年度)	目標(平成30年度)	
	環境調査測定箇所数		箇所	64	62	62	
取組スケジュール			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
環境調査測定箇所数及び測定頻度の精査・見直し			検討		見直し		

番号	達成	取組名	資源集団回収スケジュールの見直し	担当課	環境課		
	5			達成年度	平成28年度		
現状(H27)	資源再利用と廃棄物減量化の推進を図るため、本市では営利を目的としない市内の公共的団体等が実施する資源集団回収活動を支援している。資源集団回収は各団体の実情に応じて不定期に実施されているため、市が各団体の資源集団回収日を取りまとめて年間スケジュールを作成し、毎年3月に広報の同時配布物として全戸配布している。						
課題	資源集団回収スケジュールとは別に、毎年広報3月号で全戸配布している「ごみ収集カレンダー」(家庭ごみの収集日に関する案内)があり、それぞれにコストが発生しているため非効率である。また、ごみ出しに関する案内が2種類あることから、利用者にとって分かりにくく不便である。						
取組内容	資源集団回収スケジュールの作成に係る手続きを前倒しして行い、現在の「ごみ収集カレンダー」と統合する。						
取組スケジュール			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
資源集団回収実施団体との調整			検討・調整				
ごみ収集カレンダーとの統合			検討		統合		

番号	達成	取組名	おむつ支給事業の見直し	担当課	地域福祉課・社会福祉課		
	6			達成年度	平成28年度		
現状(当初)	在宅の重度心身障がい者(児)や寝たきりの要介護高齢者で、常時おむつを使用している方に対し、おむつを支給している。						
課題	所得制限等の導入など、受益者負担の適正化を図る必要がある。						
取組内容	平成27年度から対象者を世帯所得1,000万円未満の者とする所得制限を導入する。また、平成28年度からは、対象者を真に障がい理由でおむつを必要とする者に見直す。(社会福祉課) 平成28年度から対象者を世帯所得1,000万円未満の者とし、支給限度額についても570円減額し7,200円とする所得制限の導入と支給限度額の見直しを導入する。(地域福祉課)						
取組スケジュール			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
おむつ支給事業の見直し			検討		見直し		

番号	達成	取組名	福祉入浴券交付事業の廃止	担当課	地域福祉課		
	7			達成年度	平成28年度		
現状(当初)	在宅の70歳以上の高齢者及び概ね65歳以上でひとり暮らし登録をしている高齢者に対し、市内の公共施設又は公衆浴場等で利用できる福祉入浴券(銭湯無料券、年度内12枚)の交付を行っている。						
課題	交付対象者である70歳以上の高齢者は年々増加しており、平成37年のピーク時には22,246人に達し、予算額も約10,000~20,000千円増加すると見込まれる。						
取組内容	平成27年度において、福祉入浴券の交付枚数を2枚減らし、10枚とする。より効果の高い介護予防事業を一層推進するため、平成28年度から事業を廃止する。						
取組スケジュール			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
福祉入浴券交付事業の見直し・廃止			検討		見直し		廃止

各取組における内容については、特に記載がない限りプラン策定時（平成25年度現在）のもので

番号	達成 8	取組名	高齢者等日常生活用具給付事業の廃止	担当課	地域福祉課
				達成年度	平成28年度
現状(当初)	援護を必要とする概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者等に対し、日常生活用具（電磁調理器、火災警報器、自動消火器）を給付している（所得制限あり）。				
課題	利用実績が低い。しかし、高齢者が生活する上で最低限の日常生活用具を給付するものであることから、廃止については他市の状況も踏まえて検討する必要がある。				
取組内容	利用実績が低いため、事業を廃止する。				
取組スケジュール			平成26年度	平成27年度	平成28年度
高齢者等日常生活用具給付事業の廃止					

番号	達成 9	取組名	不妊治療助成事業の見直し	担当課	保健センター
				達成年度	平成28年度
現状(当初)	不妊治療（特定不妊治療・一般不妊治療）を受けている夫婦に対し、補助金を交付しているが、本市では、助成金額の上限を30万円、夫婦の内どちらかが射水市民であるという条件以外に制限はない。				
課題	国・県の助成事業の制度変更（年間の助成回数、通算の助成回数、対象となる妻の年齢）により、本市の助成金負担分が大きく増加することから、本市においても制度の見直しを検討する必要がある。				
取組内容	対象となる妻の年齢制限等について検討を行い、見直しを行う。				
取組スケジュール			平成26年度	平成27年度	平成28年度
不妊治療助成事業の見直し					

番号	達成 10	取組名	離職者能力再開発訓練奨励金の廃止	担当課	商工企業立地課
				達成年度	平成28年度
現状(当初)	離職者の就職支援のため、公立の職業訓練施設の訓練課程や介護職員初任者研修を受講した離職者に「射水市離職者能力再開発訓練奨励金」を交付している。奨励金は、訓練課程、研修を受講した日数に500円を乗じた額と教材費3万円（上限額）を交付しており、研修受講後81.7%が就職に結びついている。				
課題	県内他市町村と比較すると、本市の1人当たりの平均支給額は高くなっているほか、県西部の自治体では同様の制度がないため、他市と均衡を図るよう制度の見直しが必要である。				
取組内容	受講者の就職状況に考慮しつつ、制度を廃止する。				
取組スケジュール			平成26年度	平成27年度	平成28年度
離職者能力再開発訓練奨励金の廃止					

番号	達成 11	取組名	創作活動、教養教室の廃止	担当課	地域福祉課
				達成年度	平成27年度
現状(当初)	小杉ふれあいセンター陶芸室において、高齢者に活動の場を提供し、仲間づくりを通して生きがいと創造性を養うことを目的に、創作活動（陶芸教室）を開催している。また、太閤山コミュニティセンターにおいて、生きがいと健康づくりを図るため、教養教室（民謡踊り・ダンス教室）を開催している。				
課題	特定地区に限定された活動、教室となっている。また、陶芸教室は陶房「匠の里」等、民謡踊り・ダンス教室はコミュニティセンター等でも実施している。				
取組内容	小杉ふれあいセンターの創作活動（陶芸教室）、太閤山コミュニティセンターの教養教室（民謡踊り、ダンス教室）については、市内の他の公共施設等で実施している事業と重複することから、本事業を廃止する。				
取組スケジュール			平成26年度	平成27年度	平成28年度
創作活動、教養教室の廃止					

各取組における内容については、特に記載がない限りプラン策定時（平成25年度現在）のものであります。

番号	達成	取組名	保育園・幼稚園保育料の見直し	担当課	子育て支援課
	12			達成年度	平成27年度
現状(当初)	本市の保育園保育料の基準額は、県下の他市町村と比較して低い水準であり、公立幼稚園保育料も同様に低い水準である。なお、出生第3子以降の保育園、幼稚園保育料は無料としている。				
課題	平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」が施行されることに伴い、保育園保育料については、利用者負担額を適正な応能負担となるよう体系的に見直す必要がある。また、新制度に移行する私立幼稚園の保育料を市が定めることとなるため、公私のバランスを考慮し公立幼稚園保育料を見直す必要がある。				
取組内容	県下の他市町村の状況も踏まえ、適正な受益者負担となるよう見直す。				
取組スケジュール			平成26年度	平成27年度	平成28年度
保育園・幼稚園保育料の見直し			検討	見直し	

番号	達成	取組名	がん検診の自己負担の適正化	担当課	保健センター
	13			達成年度	平成27年度
現状(当初)	職場等で受診機会のない方を対象に、がん検診を実施しているが、健康診査受診者費用徴収額は、集団検診（保健センター、コミュニティセンター等で実施）・医療機関検診とともに同一金額としている。				
課題	県内他市町村のほとんどは集団検診と比較し、検診料の高い医療機関検診の徴収額を高く設定している。				
取組内容	集団検診の自己負担率と同率の割合（約3割）になるよう、医療機関検診の徴収額を見直す。				
取組スケジュール			平成26年度	平成27年度	平成28年度
医療機関検診の徴収額の見直し			検討	見直し	

番号	達成	取組名	いきいき射水太閤山フェスティバル開催補助金 の見直し	担当課	港湾・観光課
	14			達成年度	平成27年度
現状(当初)	太閤山ランドで開催している「いきいき射水太閤山フェスティバル」に対し、補助を行っている。				
課題	市南部地区の貴重なイベントであり、賑わい創出に必要と考えているが、費用対効果を検証する必要がある。				
取組内容	費用対効果を検証し、補助金額の見直しを行う。				
取組スケジュール			平成26年度	平成27年度	平成28年度
いきいき射水太閤山フェスティバル開催補助金の見直し			検討	見直し	

番号	達成	取組名	一般健康診査の廃止	担当課	保健センター
	15			達成年度	平成26年度
現状(当初)	36歳から39歳までの国民健康保険加入者等を対象に、受診機会のない住民に対し、一般健康診査（血液・尿検査、内科健診等）を実施している。				
課題	国民健康保険事業の他の健診（人間ドック等）で同様の検査項目があり、代替が可能である。				
取組内容	平成26年度から廃止する。				
取組スケジュール			平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般健康診査の廃止			廃止		

取組項目 2 公共施設マネジメントの構築



各取組における内容については、特に記載がない限りプラン策定時（平成25年度現在）のものです。



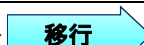
番号	達成 16	取組名	新湊ふれあい会館の地域移管	担当課	地域振興・文化課	
				達成年度	平成28年度	
現状(当初)	新湊ふれあい会館は、文化の向上と福祉の増進を図り、コミュニティ活動を推進するために設置された施設である。					
課題	施設の利用実態は、荒屋東部自治会及び東町東部自治会の自治公民館となっている。					
取組内容	地域への移管に向けて協議を進める。					
施設状況	施設名			建設年度	管理形態	
	新湊ふれあい会館				市直営	
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
地域移管	移管に向けて協議			移管(廃止)		


番号	達成 17	取組名	保健センターの統合	担当課	保健センター	
				達成年度	平成28年度	
現状(当初)	本市には5か所（新湊、小杉、大門、大島及び下村）の保健センターがあり、地域における母子保健、健康増進の拠点として事業を展開している。					
課題	新湊及び小杉保健センターは老朽化の問題がある。大島保健センターは施設設備機能や駐車場が不十分である。また、地域保健に関連する法律、制度の改正により、保健センターの業務の専門性がますます高まる中、限られた人材をより重点的、機動的に配置し、質の高い保健サービスの提供を図る必要がある。					
取組内容	新湊、小杉、大島、下村保健センターは平成27年度末で廃止し、平成28年度から大門保健センターに統合（機能集約）する。					
施設状況	施設名			建設年度	管理形態	
	射水市保健センター（旧大門保健センター）			平成7	市直営	
	新湊保健センター				平成28 廃止	
	小杉保健センター				平成28 廃止	
	大島保健センター（大島社会福祉センター内）				平成28 廃止	
下村保健センター				平成28 廃止		
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
施設の統合	検討			統合		


番号	達成 18	取組名	小杉勤労青少年ホーム・働く婦人の家の機能統合	担当課	生涯学習・スポーツ課	
				達成年度	平成28年度	
現状(当初)	小杉勤労青少年ホームは、勤労青少年の健全な育成及び福祉の増進に寄与するため設置された施設であり、青少年を対象とした各種教室等を開催している。また、働く婦人の家は、勤労婦人等の福祉の増進と地位の向上に寄与するため設置された施設であり、婦人（女性）を対象とした各種教室等を開催している。					
課題	特定目的の単館施設としては設置意義が薄れている。					
取組内容	両施設の複合化（機能統合）を検討する。					
施設状況	施設名			建設年度	管理形態	
	生涯学習センター（旧 働く婦人の家）			昭和58	市直営	
小杉勤労青少年ホーム				平成28 廃止		
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
小杉勤労青少年ホーム・働く婦人の家の機能統合	複合化を検討			統合(廃止)		

各取組における内容については、特に記載がない限りプラン策定時（平成25年度現在）のものです。

番号	達成 19	取組名	小杉ふれあいセンターの機能転用	担当課	地域福祉課	
				達成年度	平成27年度	
現状(当初)	小杉ふれあいセンターは、市民の福祉の増進及び健康保持並びにコミュニティづくりに資することを目的に設置された、入浴施設を有する施設である。利用者に年齢制限はないが、主な利用者は高齢者である。					
課題	入浴施設は民間との競合施設であり、市が運営する妥当性を検証する必要がある。また、設備水準は市内及び近隣市等の温浴施設に及ばず、利用者数はピーク時に比べ減少している。					
取組内容	平成26年度末で入浴施設を廃止し、平成27年度から拠点型ふれあいサロンへ転用する。					
施設状況	施設名			建設年度	管理形態	
	小杉ふれあいセンター			昭和63	市直営	
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
機能転用（入浴施設廃止）						

番号	達成 20	取組名	大門コミュニティセンターの指定管理者制度への移行	担当課	農林水産課	
				達成年度	平成27年度	
現状(当初)	大門コミュニティセンターは、当初は企業の福利厚生利用を主目的として建設され、その後、コミュニティふれあい交流整備事業により増築された、入浴施設を有する施設である。					
課題	入浴施設は民間との競合施設であり、市が運営する妥当性を検証する必要がある。設備水準は市内及び近隣市等の温浴施設に及ばず、利用者数はピーク時に比べ減少している。					
取組内容	平成26年度から開所時間の短縮等により経費削減を図るとともに、平成27年度から指定管理者制度の導入を図る。					
施設状況	施設名			建設年度	管理形態	
	大門コミュニティセンター			昭和62	平成27指定管理	
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
開所時間の短縮						
指定管理者制度への移行						

番号	達成 21	取組名	大門世代交流プラザの廃止	担当課	子育て支援課	
				達成年度	平成26年度	
現状(当初)	大門世代交流プラザは、市民の生きがいと文化の創造性、趣味、創作活動を通して、健康で豊かな生活確保を図るために設置された施設である。					
課題	1日当たりの利用児童数が10人未満と少ない水準で推移しており、利用状況を考慮すると、交流施設として存続させていく必要性に乏しい。					
取組内容	平成26年度から廃止する。					
施設状況	施設名			建設年度	管理形態	
	大門世代交流プラザ				平成26廃止	
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
施設の廃止						

番号	達成 22	取組名	七美幼児プールの廃止	担当課	生涯学習・スポーツ課	
				達成年度	平成26年度	
現状(当初)	七美幼児プールは、小学校統合の条件として七美地区の幼児のために設置した屋外プール施設である。					
課題	稼働日数が年間2週間程度であり、利用者が地域の児童に限定されている。また、近隣に海竜スポーツランド（幼児用プールあり）が整備されている。					
取組内容	平成26年度から廃止する。					
施設状況	施設名			建設年度	管理形態	
	七美幼児プール				平成26廃止	
取組スケジュール		平成26年度	平成27年度	平成28年	平成29年度	平成30年度
施設の廃止						

取組項目 3 民間活力の更なる活用

各取組における内容については、特に記載がない限りプラン策定時（平成25年度現在）のものであります。

番号	達成 23	取組名	ゆとりライフ互助会業務の移管	担当課	商工企業立地課
				達成年度	平成28年度
現状(当初)	ゆとりライフ互助会は、市内中小企業に勤務する勤労者及び事業主の福利厚生を図ることを目的とし、会員拡大、事業の企画運営、啓発等を行っている。事務局は商工企業立地課に置いている。				
課題	本事業は商工会議所や商工会がサービス提供主体としてふさわしいと考えるが、各々別組織であり、エリアも異なるため一括した事務処理が難しい。				
取組内容	会員の利便性向上の観点からも、移管できる業務を検討し移管する。				
取組スケジュール		平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度			
ゆとりライフ互助会業務の移管					

番号	達成 24	取組名	不燃・粗大ごみ処理の民間委託	担当課	環境課
				達成年度	平成27年度
現状(当初)	粗大ごみ処理施設は、昭和56年に稼働以来、日常的な運転管理と毎年の定期点検整備を行い施設の延命を図っている。				
課題	施設は老朽化し更新時期を迎えており、今後の施設の在り方や、ごみ処理の民間委託等を検討するとともに、不燃・粗大ごみの再資源化を図る必要がある。				
取組内容	現状を調査・把握した上で、収集運搬方法をはじめとした委託条件と委託範囲、要求水準の設定、費用比較、既存施設の今後の在り方について検討し、不燃・粗大ごみ処理の民間委託を行う。				
取組スケジュール		平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度			
不燃・粗大ごみ処理の民間委託					

番号	達成 25	取組名	野手埋立処分所の長期包括運営業務委託の導入	担当課	環境課
				達成年度	平成26年度
現状(当初)	平成25年度現在、野手埋立処分所は市が直営で運営している。				
課題	効率的で安定した施設の管理・運営を図る必要がある。				
取組内容	施設の管理・運営について、運転管理から薬品・燃料等の調達や設備の補修まで包括的に複数年継続契約することで、民間事業者の創意工夫の余地を広げ、専門性やノウハウを生かした効率的で安定した運営業務の遂行ができる委託形式である長期包括運営業務委託を平成26年度から導入する。				
取組スケジュール		平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度			
長期包括運営業務の導入					

番号	達成 26	取組名	市営住宅の指定管理者制度の導入	担当課	建築住宅課
				達成年度	平成26年度
現状(当初)	市営住宅は、公営住宅法及び射水市営住宅条例に基づき、市民が健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対し低廉な家賃で賃貸することにより、市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的として設置しているもので、この趣旨を理解及び尊重し、管理を行っている。				
課題	市民サービスの低下を来さない、効率的な管理運営方法の在り方を検討する必要がある。				
取組内容	平成26年度から指定管理者制度を導入する。				
取組スケジュール		平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度			
指定管理者制度の導入					

取組項目 4 公営企業の経営健全化

各取組における内容については、特に記載がない限り限りプラン策定時（平成25年度現在）のものです。


番号	達成	取組名	新公立病院改革プランの策定	担当課	市民病院経営管理課
	27			達成年度	平成28年度
現状 (H27)	総務省は、都道府県がつくる地域医療構想を踏まえた形で公立病院の「役割の明確化」を進める必要があるとして新たな公立病院改革ガイドラインを策定し、病院機能の見直しや経営の改革に総合的に取り組むよう求めている。				
課題	当市民病院において策定済みの病院改革プランにある「経営効率化」、「再編・ネットワーク化」、「経営形態の見直し」に加え、「地域医療構想を踏まえた役割の明確化」を新たな柱に加えることで、民間病院を含めた地域医療構想の実現に向けて公立病院に期待される役割を明確にしなければならない。				
取組内容	策定済みの公立病院改革プランの見直しを検証するとともに、新たに「地域医療構想を踏まえた役割の明確化」を加え、新公立病院改革プランを策定する。				
取組スケジュール			平成26年度	平成27年度	平成28年度
新公立病院改革プランの策定					


番号	達成	取組名	電子カルテの導入	担当課	市民病院経営管理課
	28			達成年度	平成27年度
現状 (当初)	現在のカルテ（診療録）は、紙を使用し手書きで記入しており、院内のカルテ移動は、専用のカルテ搬送車を用いている。また、診療後のカルテは、カルテ庫に10年間保管することとしている。				
課題	建設中の新診療棟においては、設置費用や維持費用の問題からカルテ搬送車を導入しないこととしている。また、カルテが膨大になり、カルテ庫に保管することが困難になってきているほか、紙カルテの性質上、各部署での患者情報の共有が困難である。				
取組内容	カルテを電子化する。				
取組スケジュール			平成26年度	平成27年度	平成28年度
電子カルテの導入					

番号	達成	取組名	水道ビジョン等の見直し	担当課	上下水道業務課
	29			達成年度	平成26年度
現状 (当初)	現行の射水市水道ビジョンは、平成20年に策定したものであり、平成22年度に見直しを行い現在に至っているが、国においては、東日本大震災の発生や水道を取り巻く状況の大きな変化を踏まえ、平成25年度に「新水道ビジョン」が策定され、その対応が求められている。				
課題	本市の水需要は、経済状況の悪化や節水型社会の進展により年平均1パーセントの減少傾向を示しており、将来人口の減少などから給水収益の増加が見込まれない状況の中、今後必要となってくる水道施設の更新需要に対応した財源の確保が課題となっている。				
取組内容	国の「新水道ビジョン」に対応した内容とするため、射水市総合計画の見直しに併せ、水道ビジョン、建設改良計画及び財政収支計画の見直しを行う。				
取組スケジュール			平成26年度	平成27年度	平成28年度
水道ビジョン等の見直し					


番号	達成	取組名	下水道ビジョンの策定	担当課	上下水道業務課
	30			達成年度	平成26年度
現状 (当初)	下水道事業計画区域の整備がほぼ完了し、今後は、施設の維持管理や老朽化に伴う更新が事業の中心となる。加えて、近年多発する集中豪雨による浸水被害を解消・軽減すべく、雨水対策事業を積極的に推進している。こうした中、経営状況の明確化と長期的効率的な事業運営を図るため、平成24年度から企業会計方式へ移行した。				
課題	多額の企業債残高を抱え、今後の有収水量の大幅な増加が見込めない中、老朽化した施設の維持管理等に経常経費が増加し、経営環境の厳しさが増していくため、今後も、より一層の経営の効率化に努め、経営基盤の強化を図る必要がある。				
取組内容	下水道事業の現状と将来の見通しを的確に捉え、今後10年間の取り組むべき課題や方向性を示すため、下水道ビジョンを策定する。				
取組スケジュール			平成26年度	平成27年度	平成28年度
下水道ビジョンの策定					


各取組における内容については、特に記載がない限りプラン策定時（平成25年度現在）のものです。

番号	達成 31	取組名	市民病院給食調理業務の民間委託	担当課	市民病院経営管理課
				達成年度	平成26年度
現状(当初)	市民病院の給食については、直営方式で正規職員及び臨時・非常勤職員により調理業務を行っている。				
課題	正規職員の調理員については退職者不補充としているため、臨時・非常勤職員を活用し対応しているが、人員確保に苦慮している。				
取組内容	給食を安定して提供するため、調理業務の民間委託を図る。				
取組スケジュール			平成26年度	平成27年度	平成28年度
市民病院給食調理業務の民間委託					

番号	達成 32	取組名	地域包括ケア病棟の開設	担当課	市民病院経営管理課
				達成年度	平成26年度
現状(当初)	急性期治療を経過した患者、在宅・介護施設で症状の急性増悪した患者を受入れるために29床の亜急性期病床を運用している。				
課題	平成26年の診療報酬改定で、亜急性期病床は平成26年9月末で廃止されることになったが、急性期治療の経過後、すぐに在宅復帰できない患者の対応が必要である。また、高齢化社会を迎え、地域包括ケアシステムの構築が推進されるが、それを支える後方支援病院が必要になる。				
取組内容	地域包括ケアシステムを支える役割を担う、地域包括ケア病棟を開設する。				
取組スケジュール			平成26年度	平成27年度	平成28年度
地域包括ケア病棟の開設					

取組項目 5 自主財源の確保及び創出

番号	達成 33	取組名	債権管理・回収の一元化の検討	担当課	収納対策課
				達成年度	平成28年度
現状(当初)	税外未収債権においては、市の債権の管理の適正化を図ることを目的とした「射水市債権管理条例」を制定し、平成26年4月から施行している。また、市債権の管理の適正化及び債権所管課職員の債権に関する知識の向上を図るため、「射水市債権管理対策連絡会議」を設置し、さらに、今後の市の債権管理の礎となる「債権管理マニュアル」を全庁的に発布している。				
課題	自治体債権はその種別によって回収手段が異なり、法的知識が必要となる。また、債権所管課間での情報を共有するには法律の制限等を受けるものもあるため、全庁的に整備・統一すべき事項を解決してから、管理回収の一元化を実施しなければならない。				
取組内容	関係部署を集めて協議し、市としての統一的な見解をまとめた上で、「射水市債権徴収事務の移管に係る事務取扱要綱」を制定し、平成28年4月1日から施行する。なお、要綱制定後も基本的には債権所管課において滞納処分及び強制執行を行うが、要件を満たした案件については収納対策課が移管を受けて対応する。				
取組スケジュール			平成26年度	平成27年度	平成28年度
債権管理・回収の一元化の実施					

番号	達成 34	取組名	雑誌スポンサー制度の導入	担当課	生涯学習・スポーツ課
				達成年度	平成28年度
現状(当初)	雑誌については、図書館活動推進費の消耗品費で購入している。				
課題	従来からの個人寄付者の功績に対する公正な顕彰（雑誌スポンサーとの顕彰に係るバランス）を考える必要がある。また、先行他市でも苦慮している安定的なスポンサーの確保が最重要課題であり、スポンサーが確保できなくなった場合の予算の確保が問題となる。				
取組内容	スポンサー名を表示するための安価で効果的な方法を研究の上、雑誌スポンサー制度を導入する。				
取組スケジュール			平成26年度	平成27年度	平成28年度
雑誌スポンサー制度の導入					

取組項目 6 資産・債務の適正管理

番号	達成 35	取組名	固定資産台帳の整備	担当課	管財契約課
				達成年度	平成28年度
現状 (当初)	平成26年4月、総務省「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書」において、固定資産台帳の整備期間は1～2年とされ、平成28年度末までの整備が求められている。また、策定が求められている「公共施設等総合管理計画」の実行には、固定資産台帳の活用が必要とされている。				
課題	既存のシステムで管理している土地・建物・備品のデータは活用できるが、固定資産台帳では防災無線等の工作物、法定台帳のある道路・橋梁等のインフラ資産についても一元管理し、修繕・改修費用の資産計上、減価償却費の算定、維持管理費の実績など公共施設に付随するあらゆる情報を共有し、活用可能な形式で整備する必要がある。また、庁内の体制整備、資産の棚卸に加えて新基準に対応した固定資産台帳管理システムの構築が必要になる。				
取組内容	新たな情報システム構築を含め、固定資産台帳の整備方針とスケジュール等を検討する。その後、庁内の体制整備及び準備作業を行った上で、資産の棚卸、データ作成、データ統合、資産簿価の算定等により固定資産台帳を整備する。				
取組スケジュール		平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度			
固定資産台帳の整備		方針検討・準備		整備	

基本方針 2 市政の透明性の向上と質を重視した市民サービスの提供

取組項目 1 市政情報の積極的な提供

番号	達成 36	取組名	ファイリングシステムの導入と維持管理	担当課	総務課
				達成年度	平成28年度
現状 (当初)	各庁舎の執務室には多くの文書が保管されており、管理は簿冊方式により行っている。				
課題	新庁舎移行に伴い、保管文書の縮減、事務効率の向上、文書管理の徹底を図る必要がある。				
取組内容	平成26年度及び27年度に、6庁舎においてファイリングシステム（フォルダーによる管理）を導入する。また、導入後3年間にわたり、コンサルタントによる研修・職場点検を実施し、ファイリングシステムの定着及びより一層の事務効率の向上を図る。				
取組スケジュール		平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度			
ファイリングシステム導入		導入			
定着に向けた維持管理（研修・職場指導）		維持管理			

取組項目 2 市民との協働によるまちづくりの充実

番号	達成 37	取組名	公募提案型市民協働事業の推進	担当課	地域振興・文化課
				達成年度	平成26年度
現状 (当初)	公募提案型市民協働事業は、地域課題の解決に向けて、市民の自由な発想を生かした多様で効果的・効率的な公共サービスを提供するため、NPO法人やボランティア団体等の各種団体の特性を生かした事業を公募し、協働事業の推進を図ることを目的としている。				
課題	5月に審査会を開催し、採択された事業の着手は6月以降となっているが、提案者からは年度当初から事業着手したいとの要望がある。また、提案の内容はフリー提案型が多く、市が設定しているテーマ「健康づくり」「地球温暖化防止」「安全・安心」については、提案が無い状況である。				
取組内容	年度当初に事業着手できるよう、事業実施前年度に提案内容の募集・審査を行う。また、市が設定しているテーマの見直し及び提案者が事業担当課と事前協議を行った上で申請を行うよう、手続きの見直しを行う。				
取組スケジュール		平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度			
公募提案型市民協働事業の見直し		見直し			

各取組における内容については、特に記載がない限りプラン策定時（平成25年度現在）のものである。

取組項目 3 効果的な市民サービスの提供

番号	達成	取組名	庁舎整備後の窓口サービスの充実	担当課	市民課		
	38			達成年度	平成28年度		
現状(当初)	本市の窓口サービスは、5つの分庁舎に設置された行政センターにおいて提供している。						
課題	新庁舎整備に伴い、既存庁舎の整理廃止が検討中であることから、新庁舎における総合窓口及び地区窓口のサービス体制について、合併効果と窓口サービスのバランスを検討・調整する必要がある。						
取組内容	庁舎整備後の窓口サービスについて、より効率的な手法を検討し、窓口業務のワンストップサービス、医療費助成等の簡易な申請受付への対応、コミュニティバス等の公共交通を有効活用した地区窓口の設置など、新しい窓口サービス体制を構築する。						
取組スケジュール			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
庁舎整備後の窓口サービスの充実			検討・周知		実施		

番号	達成	取組名	指定宅地支援制度の見直し	担当課	建築住宅課		
	39			達成年度	平成28年度		
現状(当初)	指定宅地支援制度は、人口減少時代を迎え都市間競争が激化する中、住宅取得者に対する財政的な支援を行い、定住人口の増加や流出を抑えるとともに、良好な宅地形成を図ることを目的として旧新湊市が開始した制度であり、射水市に引き継いで実施している。						
課題	市が指定する宅地のみを対象とするなど、全面的なアピールが展開しづらく、また指定条件が事業完了から3年間経過したものに限るといふ、売れ残り対策の要素も多分に含んでおり、本来の趣旨がしっかり絞りきれない。						
取組内容	現状では制度的にも分かりづらくアピール性も弱いので、現行制度を基本とした定住促進等に効果的な補助要件の構成、金額や方法など、インパクトのある制度への見直しを行う。						
取組スケジュール			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
制度の見直し			検討		見直し		

取組項目 4 ICT（情報通信技術）の有効活用

番号	達成	取組名	電算システムの更新	担当課	総務課		
	40			達成年度	平成28年度		
現状(当初)	庁内の電算システムのうち、基幹業務系システムについては平成22年度に更新し、民間のデータセンターをハウジング利用しながら運用しているところであるが、今後、コストの削減、耐災害性の強化及び人的負担の削減を目的として、本市ほか5市町村で共同利用型自治体クラウドに移行することとしている。また、内部業務系システムについては、平成22年度にシステム及び機器を更新し、現在運用中である。						
課題	共同利用型自治体クラウドについて、平成27年7月の運用開始に向け準備を進める必要がある。また、内部業務系システムについては、平成28年度に更新時期を迎えることから、新たなシステムを導入する必要がある。						
取組内容	共同利用型自治体クラウドについては、業務部会で運用方法や移行データの整備などについて協議し、システムの設計・製作を行い、平成27年7月から運用する。 内部業務系システムについては、クラウドの対象外であることから、事務処理の効率化・迅速化と運用コストの低減を図ることができるよう、システムや機器の選定を行う。						
取組スケジュール			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
共同利用型自治体クラウドの導入			検討		導入		
内部業務系システムの更新			検討		導入		

各取組における内容については、特に記載がない限りプラン策定時（平成25年度現在）のものであります。

番号	達成 41	取組名	マイナンバーカードの多目的利用	担当課	総務課
	達成年度			平成28年度	
現状(当初)	平成25年5月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、いわゆるマイナンバー法が成立し、平成28年1月からマイナンバー制度の運用が始まって、希望する国民一人ひとりにマイナンバーカードが交付されることとなり、多目的利用の基盤が整備される。				
課題	制度運用の前提となる個人番号制度について、庁内の推進体制を整備するとともに、条例の改正や個人番号カードの交付のほかコンビニ交付などのカードの多目的利用策について検討する必要がある。				
取組内容	個人番号制度の庁内推進組織として「社会保障・税番号制度推進本部」及び「社会保障・税番号制度推進プロジェクトチーム」を設置し、番号制度の導入に向けた課題及び対応策の検討を行い、多目的利用につなげる。				
取組スケジュール		平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度			
多目的利用の実施					

番号	達成 42	取組名	家屋評価図面等のデータベース化	担当課	課税課	
	達成年度			平成28年度		
現状(当初)	家屋評価の基となる家屋図面(紙ベース)は、旧市町村単位で簿冊管理しているが、永年の保存により劣化、き損、汚損及び滅失の恐れが懸念されている。また、膨大な数の課税資料から、業務に必要な資料を抽出するのに時間を要している。					
課題	家屋評価図面は、新築のみならず増築・滅失等に伴う既存家屋の確認作業として将来にわたり保存管理が必要であり、膨大な家屋図面をいかに電子媒体に取り込むか、全ての図面への管理コード付設作業、管理コードと図面との突合作業、課税システムと図面との連動作業、等が課題となる。加えて、評価替え作業及びマンパワー不足により対応が困難な状態にある。					
取組内容	家屋評価図面を画像データ化し保存性を高めるとともに、データベース化して資料検索の効率化を図る。 スキャン対象図面：約70,000枚、スキャン枚数：約80,000枚					
数値目標	項目名		単位	当初(平成25年度)	実績(平成28年度)	目標(平成30年度)
	家屋評価図面の電子データ化		%	0.0	100.0	100.0
取組スケジュール		平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度				
家屋評価図面に管理番号の付設						
図面(管理番号付設済)のスキャン作業						
電子データ検証・検索システム構築						

各取組における内容については、特に記載がない限りプラン策定時(平成25年度現在)のものであります。

基本方針 3 職員力の強化と組織力の向上

取組項目 2 効率的な組織体制の構築

番号	達成 43	取組名	審議会等の設置基準の見直し	担当課	人事課
	達成年度			平成26年度	
現状(当初)	現在、市政の重要課題に関する事項について、有識者等から意見を求めるため、多数の附属機関や審議会等が設置されている。				
課題	市の附属機関として設置すべきものと、単なる有識者からの意見聴取の場との違いが明確にされていない。また、計画策定等の際に安易に策定委員会等の審議会等を立ち上げる傾向があり、それに伴い報償費の支払いや会議の開催に係る事務が発生している。				
取組内容	市の附属機関として設置すべきものの基準を明確化し、安易に審議会を立ち上げることがないように周知を図る。				
取組スケジュール		平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度			
審議会等の設置基準の見直し					

7 平成28年度版集中改革プランからの変更点

(1) 新規取組

平成29年度改訂版集中改革プランにおいて新たに追加掲載した取組は次のとおりです。

番号	取組名	担当課	頁
	取組内容		
9	交通安全アドバイザー定数の適正化 ・県内他市町村の定数及び事業への参加状況等を調査し、定数の見直しを行う。	生活安全課	16
18	がん検診の自己負担額の見直し ・70歳以上を対象にがん検診の自己負担額の見直し（有料化）を行う。	保健センター	18
33	クリーンピア射水の長寿命化 ・社会情勢やライフサイクルコスト等の検討を踏まえ、クリーンピア射水長寿命化総合計画を策定するとともに、平成33年度末の工事完了に向けて取組を進める。	環境課	23
43	中学校学校プールの廃止 ・平成29年度から廃止する。	学校教育課	26
59	病院機能評価認定の更新 ・病院機能評価の更新審査を受審し、認定の更新を受ける。	市民病院経営管理課	32
61	純射水産サクラマスによるローカルブランディングの創出 ・サクラマスの付加価値を高めるため、大都市圏等において積極的に販売戦略、広報戦略を展開しブランド力の向上を図るとともに、加工品等の開発、地域における食育・環境教育の取組を通じて販路拡大を図る。	農林水産課	32
73	まちづくりの担い手となる人材の発掘・育成 ・「射水まちづくり大学」を廃止するとともに、まちづくりに参画する市民の裾野を広げるため、これまでまちづくりに関わることがなかった市民を対象とした「射水まちづくりプラットフォーム～まちブラ～」事業を新たに実施する。また、「射水まちづくり講演会」を開催し、市民協働のまちづくりについて市民の理解を深める。	地域振興・文化課	36
79	三世代同居住宅支援による住宅リフォーム事業の創設 ・空き家の発生防止と子育てや介護環境の充実及び地域経済活性化を図るため、市内事業者を工事施工者として三世代同居住宅のリフォーム工事を行う場合に補助金を給付する制度を創設する。	建築住宅課	38
82	マイナンバーカードの利活用の促進 ・国において、マイナンバーカードを活用した地域活性化につなげる新たなサービスが検討されており、市民サービスの向上を図るため、マイナンバーカードの多目的利用について検討する。	総務課	39
83	情報セキュリティ対策の強化 ・富山県及び県内市町村が構築する情報セキュリティクラウドを利用し、各自治体のインターネットの接続口の集約化を図り、併せて接続口に高度なセキュリティ対策を施す。	総務課	39
84	ICT活用学級復帰支援協働事業の実施 ・民間企業との協働により、ICT（情報通信技術）を活用し、教室で行われている授業を相談室等の別室で過ごす生徒にリアルタイム中継し、カウンセリング指導員のもとで個別に学習指導を受けながら、授業へ参加できないことへの不安・悩みや疎外感の緩和を図り、学級への復帰を後押しする。	学校教育課	40
89	働き方改革の推進 ・イクボス宣言を行い、職員の育成とキャリア形成支援、ワーク・ライフ・バランスの推進、効率的な業務運営に継続して取り組んでいく。 早出遅出勤務制度を導入し、勤務時間内で効率的・計画的に業務を遂行し生産性を向上させるとともに、ライフスタイルやライフステージに応じた多様で柔軟な働き方を推進する。	人事課	41

(2) 内容を変更した取組

平成28年度版集中改革プランからの主な変更点は次のとおりです。

番号	取組名	担当課	頁
	変更点		
1	タブレット端末の活用による情報政策及びペーパーレス対策 ・取組スケジュールを平成30年度から「実施」に変更	総務課	14
2	期日前投票所の在り方の検討 ・取組内容について、平成29年度執行の選挙から、期日前投票所を見直して実施する(5か所 3か所)ことに伴い記述を変更	総務課	14
3	事務事業評価制度の見直し ・取組スケジュールを平成29年度まで「見直し(実施)」に変更	人事課	14
13	家具転倒防止器具設置事業の見直し ・取組スケジュールを平成30年度から「見直し」に変更 ・取組内容の時点修正	地域福祉課・社会福祉課	17
14	地域ふれあいサロン事業の見直し ・取組スケジュールを平成30年度から「見直し」に変更	地域福祉課	17
15	老人デイサービス事業の廃止 ・取組名及び取組内容の変更、取組スケジュールを平成29年度から「廃止」に変更 取組名及び取組スケジュール「老人デイサービス事業の見直し」「老人デイサービス事業の廃止」 取組内容「事業の見直しを行う」「事業を廃止する」	地域福祉課	17
16	シルバー人材センターの抜本的な経営改善指導 ・取組内容の時点修正	地域福祉課	18
23	「射水市観光振興計画(仮称)」の策定 ・これまでの「観光・ブランド戦略プラン」に続く新たな観光振興計画を策定することに伴い次のとおり変更する。 取組名を「効果的なブランド化の推進」から「射水市観光振興計画(仮称)」の策定」に変更 課題及び取組内容について、新計画の策定に関する記述に変更 取組スケジュールを平成29年度に「射水市観光振興計画(仮称)」の策定」に変更	港湾・観光課	20
25	元旦マラソンの見直し ・取組スケジュールの「継続して見直し」を平成30年度までに変更	生涯学習・スポーツ課	20
29	公共施設等総合管理計画の推進 ・公共施設等総合管理計画の策定したことに伴い次のとおり変更する。 取組名を「公共施設等総合管理計画の策定」から「公共施設等総合管理計画の推進」に変更 取組内容及び取組スケジュールについて、公共施設等総合管理計画に基づく取組に変更	人事課	21
30	庁舎の有効活用及び跡地利用 ・取組内容及び取組スケジュールについて、各庁舎跡地の取組の進展に伴い時点修正	政策推進課	22
35	堀岡福祉センターの廃止 ・取組スケジュールの「廃止」を平成29年度に変更	地域福祉課	23
39	市立幼稚園の在り方の検討 ・取組内容の時点修正	子育て支援課	25
46	地区体育館機能の移行 ・取組スケジュールについて、海老江体育館の廃止に伴う記述の変更	生涯学習・スポーツ課	27
57	医師住宅の処分 ・取組スケジュールの「廃止・売却」を平成29年度に変更	管財契約課	31
60	ふるさと納税(ふるさと射水応援寄附)の更なる推進 ・担当課を「農林水産課、財政課」から「農林水産課」に変更	農林水産課	32

第3次射水市行財政改革集中改革プラン

番号	取組名	担当課	頁
	変更点		
63	未利用財産の売却	管財契約課	33
	・ 数値目標（土地売却収入（平成26年度からの5年間の累計）を「125,000千円」から「756,000千円」に変更		
64	公共施設の自動販売機設置業者選定における入札制度の導入	管財契約課	33
	・ 取組内容の時点修正		
67	創業支援事業計画の推進	商工企業立地課	34
	・ 数値目標（創業者（支援融資）件数）を「35件」から「20件」に変更		
69	新地方公会計の整備	財政課、管財契約課	35
	・ 担当課を「財政課」から「財政課、管財契約課」に変更 ・ 取組内容について、固定資産台帳の整備したことに伴い記述の変更		
71	コミュニティセンターの指定管理者制度への移行	地域振興・文化課	36
	・ 数値目標（コミュニティセンターの指定管理者制度移行数）を「20地区」から「24地区」に変更		
86	職員提案制度の推進	人事課	40
	・ 数値目標（事務改善部門の提案数における採用の件数）を「60.0%」から「5件」に変更		

射水市地域防災計画の修正について

1 内閣府が作成する避難勧告等に関するガイドライン改定に伴う避難情報の名称修正

【変更前】	【変更後】
避難準備情報	避難準備・高齢者等避難開始
避難勧告	避難勧告
避難指示	避難指示（緊急）

2 平成27年国勢調査結果を踏まえた人口動態の時点修正

3 平成29年2月に公表された県津波シミュレーション調査結果を踏まえた津波災害想定 の修正

県では、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成23年度に富山県に影響を及ぼすおそれのある津波についてシミュレーション調査を実施しており、本市の津波対策についてはそれらをふまえて進めてきた。

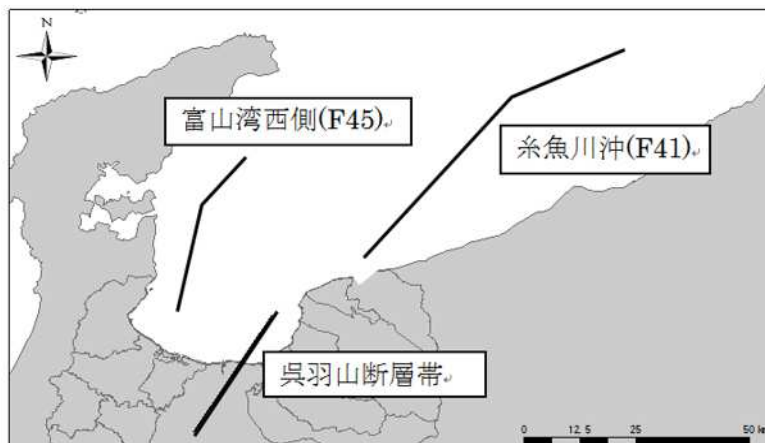
その後、「津波防災地域づくりに関する法律」等に基づく日本海における新たな断層モデル等が公表されたことから、県は改めて最大クラスの津波を想定したシミュレーション調査を実施し、平成29年2月にその調査結果を公表したことから、それら新しい知見を踏まえ、津波災害想定を修正するもの

【津波災害想定概要】

< 県津波シミュレーション調査の対象とした地震 >

対象地震	想定地震規模	地震により隆起する地盤	
		想定すべり量	想定長さ、幅
糸魚川沖(F41) 3つの断層の連動を想定	M7.6	4.66m	長さ 86 km 幅 23 km
富山湾西側(F45) 2つの断層の連動を想定	M7.2	2.77m	長さ 43 km 幅 18 km
呉羽山断層帯	M7.4	2.90m	長さ 35 km 幅 22 km

< 断層位置図 >



<本市における浸水想定の子測>

断層別浸水面積			最大浸水面積 (重ね合せ)
糸魚川沖(F41)	富山湾西側(F45)	呉羽山断層帯	
5.1k m ²	1.8k m ²	3.1k m ²	5.4k m ²

<本市における最高津波水位及び最高津波の到達時間、海面変動影響開始時間の子測>

糸魚川沖(F41)			富山湾西側(F45)			呉羽山断層帯		
最高津波		海面変動影 響開始時間 (分)	最高津波		海面変動影 響開始時間 (分)	最高津波		海面変動影 響開始時間 (分)
水位 (T.P.m)	到達時間 (分)		水位 (T.P.m)	到達時間 (分)		水位 (T.P.m)	到達時間 (分)	
3.5	64	11	4.2	7	3	4.1	17	1分未満

<本市における被害想定の子測>

糸魚川沖(F41)			富山湾西側(F45)			呉羽山断層帯		
木造建物		死者 (人)	木造建物		死者 (人)	木造建物		死者 (人)
全壊	半壊		全壊	半壊		全壊	半壊	
43	362	6	0	73	4	9	182	9

4 庁舎移転統廃合に伴う動員配備参集体制の修正

平成28年10月に新庁舎が開庁し、組織機構の再編、庁舎の移転統廃合を行ったことから、非常時の動員配備参集場所を見直し修正するもの

(1) 災害対策本部員の参集場所の修正

第2次非常配備、第3次非常配備の際の災害対策本部員の参集場所を災害対策本部室(市役所301会議室)へ参集する内容に修正

(2) 地震・津波災害時における第3次非常配備の参集場所の修正

旧小杉庁舎は古い耐震基準の建物であったため、第3次非常配備基準となる震度6弱以上の地震発生等の場合、災害対応の中心拠点は大島分庁舎とする参集体制としていたが、新庁舎を中心拠点とする参集体制に内容を修正

5 気象庁が発表する大雨・洪水警報、注意報の基準の修正

気象庁では、雨による災害発生の危険度の高まりを評価する技術(土壌雨量指数(1)、表面雨量指数(2)、流域雨量指数(3))を活用し、大雨・洪水警報、注意報の基準を改善し運用を開始したことに伴い、関連した記述を修正

1:土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数

2：表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数

3：流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数

6 水防法に関連する浸水想定区域内における要配慮者利用施設の見直し修正

神通川、庄川、小矢部川の想定最大規模の降雨による浸水想定区域を踏まえた、水防法に基づく「要配慮者利用施設」の修正

7 指定緊急避難場所・指定避難所の追加

(1) 指定緊急避難場所

施設名	住所	収容可能人数	対象となる異常な気象			
			洪水	がけ崩れ、土石流及び地滑り	地震	津波
いきいき長寿館	高岡市下牧野 385 番地 1	366 人				
子ども子育て総合支援センター	射水市二口 1081 番地	661 人				
大門コミュニティセンター	射水市大門 164 番地 2	312 人				
アプリオ3階屋上駐車場	射水市小島 3724 番地	6,500 人				
特別養護老人ホームすずらん4階会議室等	射水市大島北野 33 番地	64 人				
いみず野農業協同組合本店3階大ホール	射水市北野 1555 番地 1	205 人				
合計 (増減)		8,108 人 (+8,108 人)				

(2) 指定避難所

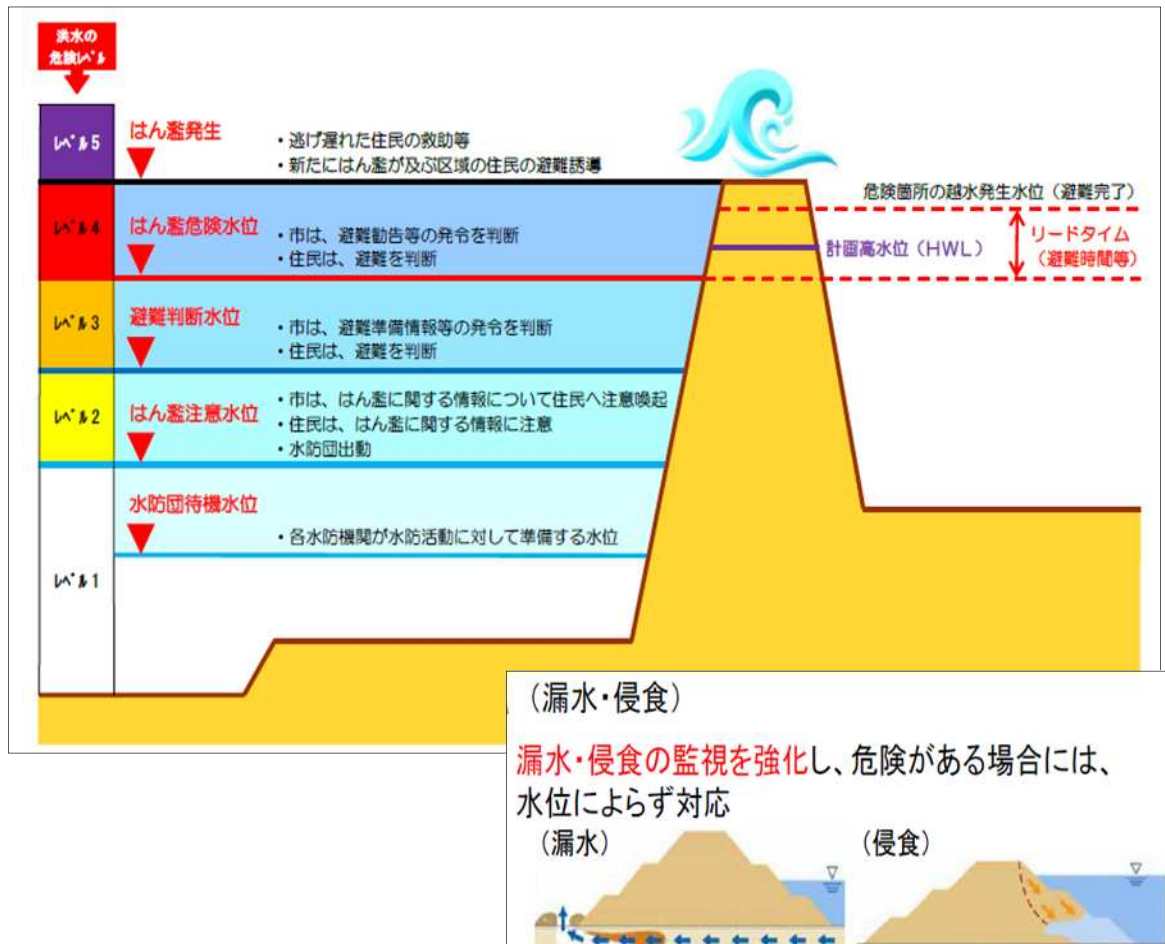
施設名	住所	収容可能人数	備考
いきいき長寿館	高岡市下牧野 385 番地 1	183 人 (+183 人)	
子ども子育て総合支援センター	射水市二口 1081 番地	899 人 (+899 人)	
合計 (増減)		1,082 人 (+1,082 人)	

参考資料：風水害に関する避難勧告等の主要な判断基準

1 洪水害における避難勧告等の主な判断基準

河川名（観測所）	避難準備・高齢者等避難開始 （避難判断水位）	避難勧告 （氾濫危険水位）	避難指示（緊急）
庄川（大門観測所）	7.4 m	7.7 m	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫発生情報が発表 ・ 堤防本体に亀裂 ・ 大規模な漏水 ・ 破堤
小矢部（長江観測所）	6.9 m	7.3 m	
神通川（神通大橋観測所）	7.5 m	8.0 m	
和田川（大門本江観測所）	3.7 m	4.3 m	
下条川（駅南観測所）	3.1 m	3.8 m	

上記基準を参考とし、気象台及び河川管理者と相互に情報交換するとともに、今後の気象予測や河川巡視情報、隣接市等の情報を含めて総合的かつ迅速に判断する。



2 土砂災害における避難勧告等の主な判断基準

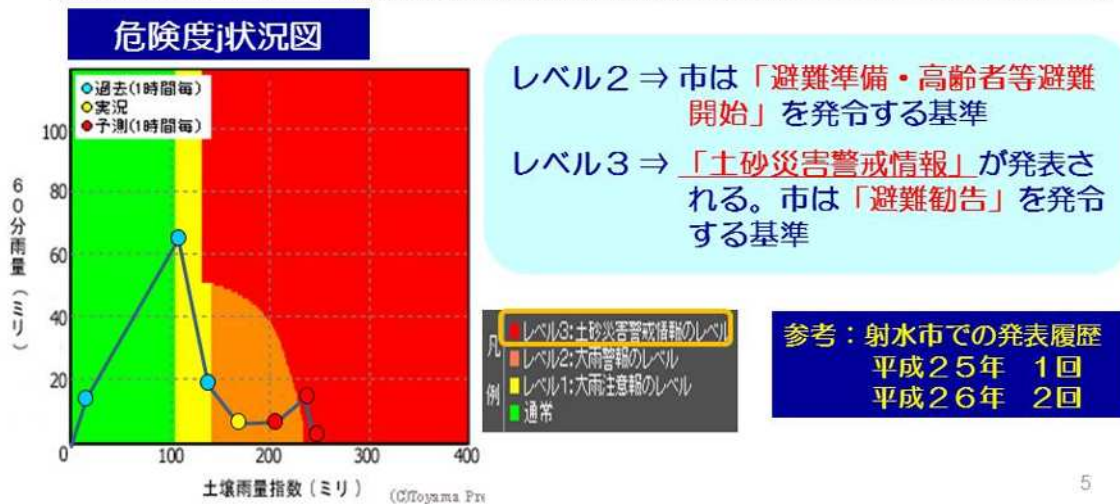
区分	発令時の状況
避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> 大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ大雨警報の土壌雨量指数基準を超過した場合(危険度状況図において実況がレベル2) 近隣で土砂災害の前兆現象が確認された場合
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報が発表された場合 大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 危険度状況図において、1時間後予測がレベル3に到達した場合 近隣で土砂災害の前兆現象が確認された場合
避難指示(緊急)	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合 危険度状況図において、実況がレベル3に到達した場合 近隣で極めて切迫した土砂災害の前兆現象が確認された場合 土砂災害が発生した場合

上記基準を参考に、客観的指標を基軸として総合的に判断し発令する。

※土砂災害警戒情報

- 都道府県と気象台が共同で発表(平成19年9月より運用開始)
- 土砂災害の発生が切迫している非常に危険な状態であり、**市町村長の避難勧告等の判断**や住民の自主避難の参考となることを目的とした防災情報

◎「土砂災害警戒情報」の発表は、土壌に含まれる雨量を指数化した土壌雨量指数を判断基準としており、危険度状況図において判定される。



教育委員会 学校教育課 資料1
9月定例会 総務文教常任委員会
平成29年9月19日

教育に関する事務の点検・評価報告書

(平成28年度分)

平成29年8月
射水市教育委員会

はじめに

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」では、毎年、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない旨を規定しています。

射水市教育委員会では、その趣旨である、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民の皆様への説明責任を果たすため、前年度に行った事務の管理及び執行状況について、学識経験者の知見を活用し、点検及び評価を行っています。

なお、事務の管理及び執行の状況の点検及び評価にあたっては、射水市の教育の総合的かつ計画的な推進を図るための指針である「射水市教育振興基本計画」(平成27年2月策定)に位置づけた教育施策の主な取組や事業を点検評価の対象とし、それぞれの「主な取組状況」や「主な成果・課題」、「今後の取組の方向性」、「指標に対する進捗状況」について記載しました。そのほか、教育委員会の会議の開催状況等の活動状況を記載するとともに、学識経験者の意見を付して報告書としてまとめました。

平成29年8月

射水市教育委員会

地方教育行政の組織及び運営に関する法律[抜粋]

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により事務局職員等に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局等に委任された事務を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

目次

はじめに

教育の目標について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

基本的施策、主な取組事項及び参考指標一覧・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

点検・評価の方法等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

基本的施策の点検・評価について（28年度分）

基本的施策の評価、基本的施策に係る主な取組実績

（1）確かな学力の定着・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

（2）心身ともに健やかな子どもの育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

（3）特別支援教育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

（4）郷土愛を育む教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

（5）安全教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

（6）グローバル人材育成のための基盤づくり・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

（7）信頼される教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

（8）幼児教育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

（9）学校施設の整備推・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

（10）家庭における教育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

（11）地域における教育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

（12）生涯学習推進体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

（13）生涯学習関連施設の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

（14）芸術文化活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37

（15）芸術文化施設の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39

（16）文化財の保存と活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40

（17）スポーツ・レクリエーション活動の推進・・・・・・・・・・・・・・ 42

（18）スポーツ・レクリエーション施設の整備・・・・・・・・・・・・・・ 45

教育委員会の会議の開催状況について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46

学識経験者の意見について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51

参考資料

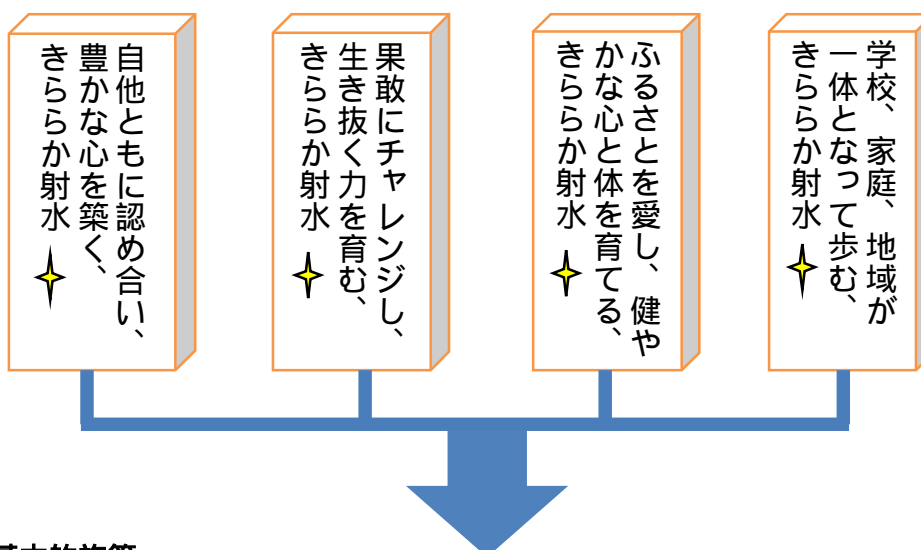
教育の目標について

1 教育振興基本計画の施策の体系

基本理念

豊かな人間性と創造性を備えた、たくましい人材の育成、
射水市を担い、様々な分野で活躍できる人づくり

基本目標



基本的施策

- | | |
|------------------------|-------------------------|
| (1) 確かな学力の定着 | (11) 地域における教育の充実 |
| (2) 心身ともに健やかな子どもの育成 | (12) 生涯学習推進体制の充実 |
| (3) 特別支援教育の充実 | (13) 生涯学習関連施設の充実 |
| (4) 郷土愛を育む教育の推進 | (14) 芸術文化活動の推進 |
| (5) 安全教育の推進 | (15) 芸術文化施設の充実 |
| (6) グローバル人材育成のための基盤づくり | (16) 文化財の保存と活用 |
| (7) 信頼される教育の推進 | (17) スポーツ・レクリエーション活動の推進 |
| (8) 幼児教育の充実 | (18) スポーツ・レクリエーション施設の整備 |
| (9) 学校施設の整備推進 | |
| (10) 家庭における教育の充実 | |

基本的施策、主な取組事項及び参考指標一覧

基本的施策	主な取組事項	参考指標
(1) 確かな学力の定着	学力の向上	・「授業がよくわかる」児童生徒の率 ・家庭学習の1日当たり時間が「10分間×学年」以上の児童生徒の率
	小中学校の連携	
	学校図書館の充実	・学校図書館の図書整備率 ・年間1人当たりの学校図書館での貸出冊数
(2) 心身ともに健やかな子どもの育成	いじめ防止対策	・暴力行為の発生件数 ・いじめの認知件数・解消率 ・「自分にはよいところがあると思う」児童生徒の率
	人権教育の推進	
	体力の向上	
	相談体制の充実	・不登校児童生徒件数
	生活習慣病の予防	・すこやか教室参加率
	食育の推進	・朝ごはんを毎日食べてくる児童生徒の割合
	学校給食の充実	・地場産食材使用率
(3) 特別支援教育の充実	支援が必要な児童生徒への対応	
(4) 郷土愛を育む教育の推進	ふるさと学習の充実	
	環境教育の推進	
(5) 安全教育の推進	安全教育の推進	
	通学路の安全	
(6) グローバル人材育成のための基盤づくり	I C T機器の活用	
	情報モラルの浸透	
	外国語教育の充実	
	E S D (持続可能な開発のための教育)の推進	
(7) 信頼される教育の推進	情報の発信	
	教育活動の評価	
	教員の資質向上	・マイスター教員の任命
(8) 幼児教育の充実	相互連携の推進	
	教諭等の資質向上	
	認定こども園の設置・推進	
(9) 学校施設の整備推進	学校施設・設備の計画的な整備	
	学校の適正配置	
	環境にやさしい学校施設の整備	

基本的施策	主な取組事項	参考指標
(10) 家庭における教育の充実	家庭教育の支援拡充	・家庭教育に関する講座・学習会の参加者数 ・親を学び伝える学習プログラムの参加率
	食育教育の推進	
(11) 地域における教育の充実	地域ネットワークの活用	・放課後子供教室等参加率
	青少年の健全育成の推進	
(12) 生涯学習推進体制の充実	地域の学習活動の促進	・生涯学習講座の年間延べ開催回数（コミュニティセンター27館） ・生涯学習講座の年間延べ受講者数（コミュニティセンター27館）
	地域の学習を充実させる人材の育成	
	地域間の交流の推進	
	学習体制の連携推進	
(13) 生涯学習関連施設の充実	コミュニティセンターの利用促進	
	中央公民館の利用促進	・中央公民館の年間延べ利用者数
	青少年・女性教育施設の機能の充実	
	図書館機能の充実	・市民1人当たりの図書貸出冊数（4館）
(14) 芸術文化活動の推進	鑑賞機会等の充実	・主要芸術文化施設入館者数
	環境づくり	
	指導者や芸術家の育成	
(15) 芸術文化施設の充実	活動の推進	
	施設の充実	
(16) 文化財の保存と活用	文化財の保存	・指定文化財及び登録有形文化財の件数
	地域の活性化	
	文化財の普及活用	
(17) スポーツ・レクリエーション活動の推進	スポーツ参加の機会づくり	・総合型地域スポーツクラブ会員加入率
	トップアスリートの育成強化	・全国大会等の出場選手率(国体、全国障害者大会、高校総体)
	スポーツを支える人材育成	・スポーツ指導者数
(18) スポーツ・レクリエーション施設の整備	スポーツ施設の機能充実	
18	52	24

点検・評価の方法等について

1 点検・評価の方法について

「射水市教育振興基本計画」に位置付けられた教育行政に係る施策を対象とし、それぞれの基本的施策の主な取組や事業を中心に主要な事務として取り上げ、その「主な取組状況」や「主な成果・課題」、「今後の取組の方向性」について記載します。

2 基本的施策の評価及び指標に対する実績について

(1) 基本的施策の評価

基本的施策の評価は、18の基本施策ごとに、その構成する取組の実績及び成果を分析して、進捗状況を「順調に進んでいる」、「概ね順調に進んでいる」、「やや遅れている」、「遅れている」に区分し、学識経験者により総合的に評価していただきました。

順調に進んでいる(達成している)

基本的施策の取組の実績や成果が十分あり、進捗状況が順調である(達成している)と判断されるもの

概ね順調に進んでいる(概ね達成している)

基本的施策の取組の実績や成果がある程度あり、進捗状況が概ね順調である(概ね達成している)と判断されるもの

やや遅れている

基本施策の一部に取組の実績や成果があまり見られず、進捗状況がやや遅れていると判断されるもの

遅れている

基本施策の取組の実績や成果がなく、進捗状況が遅れていると判断されるもの

(2) 指標に対する進捗状況

指標の目標値に対する平成28年度実績値及び前年との増減を記載します。

基本的施策の点検・評価について（28年度分）

基本的施策の評価

基本的施策（1） 確かな学力の定着

評価	概ね順調に進んでいる
総括	<ul style="list-style-type: none"> ・校長会や教頭会等の市の教員による組織の代表者からなる学力向上委員会を4回開催し、全国学力・学習状況調査等の結果分析等を通して学力向上に対する取組を企画・実践した。 ・学習サポーターを37人、チームティーチング指導員を8人配置し、きめ細かな学習指導・生活指導を行い、学習意欲の向上につなげた。 ・小中学校の教員が互見授業を行ったり、合同研修会を行ったりして互いに情報交換を行い、小中連携を意識した学力向上に係る研究を行うことができた。 ・学校図書館の蔵書の充実を図ったほか、図書館職員及び図書館を活用した授業を実施した。

基本的施策に係る主な取組実績

学力の向上

【主な取組状況】

- ・校長会、教頭会、教務主任会、生徒指導協議会の代表で構成する学力向上委員会を設置し（年4回開催）、学力・学習状況調査の結果分析を行い、各小中学校の学力向上に対する取組や「全国学力・学習状況調査の結果資料」の検討・作成（参考資料）を行った。また、中央より講師を招き、「小学校国語の授業の進め方」（8月2日）及び「中学校における今求められている授業の進め方」（8月9日）についての学力向上研修会を行った。
- ・家庭学習を充実することで基礎的な学力の定着を図るため、各校において「家庭学習の手引き」や「家庭学習の仕方」等を作成・改良した。また、学校での学習内容と家庭学習との関連性を明らかにすることで、家庭学習の意欲付けを図った。
- ・児童生徒の学力の向上と若手教員への指導技術の継承を目的として、射水市の全小中学校で取り組む「射水市スタンダード ～授業のABC～」と「授業研究協議のステージアップ」を策定し、実践した。
- ・教育事務所や市教育委員会、市教育センターの指導主事が全ての学校訪問研修や小教研・中教研等の研修会に出向き、よりよい教育活動が行われ、児童生徒の学力向上がより推進されるよう、教育活動全般や公開授業に対して指導助言を行った。
- ・学習サポーターを37人、チームティーチング指導員を8人配置し、きめ細かな学習指導・生活指導を行った。
- ・夏季休業中及び土曜日の補充的な学習を実施するため、富山県立大学・富山国際大学及び富山高等専門学校に学生講師を依頼したほか、OB教員等を各中学校に配置した。

【主な成果・課題】

- ・「できる・分かる喜びを味わえる授業」にするため、各学校では、興味関心を喚起する授業の導入の工夫及びデジタル教科書や視聴覚機器の活用が一層図られた。また、児童生徒の主体的な学習態度が育成されるよう学習課題の提示の工夫について、射水スタンダード委員会を中心にして各校での実践が蓄積された。加えて、児童生徒が安心して参加できる学習の場の工夫として、ユニバーサルデザインを意識した授業づくりや学習規律や学習ルール の定着を図ることにより学力向上につながった。
- ・家庭学習時間が少ない児童生徒の割合が全国及び県平均と比べ、依然として高い状況にあった。
- ・児童生徒の学力の学校差や地域差が固定化してきているため、学校や地域の実情に応じた補充学習等に取り組む必要がある。
- ・集中力や持続力を高めるため、家庭と連携して正しい姿勢を意識する習慣を身に付けさせることが大切であり、児童生徒が1時間集中して学べる学習を教員が準備する必要がある。

【今後の取組の方向性】

- ・個々の児童生徒の学力差に対応した指導の推進を図るため、補充学習の充実や授業と家庭学習の効果的な取組を推進する。また、児童生徒の自尊感情を高めることによる学習意欲の喚起についても継続的に取り組む。
- ・児童生徒の学力の学校差や地域差の固定化が懸念されている現状をふまえ、学校や地域の実情に応じた。小中学校における放課後補充学習に取り組む。

用語解説	学習サポーター、チームティーチング指導員
	<p>学習サポーター：特別な支援を要する児童生徒や学習の理解に時間を要する児童生徒、集中して授業に取り組むことのできない児童生徒の学習支援を行う者。</p> <p>チームティーチング指導員：学級担当の教員が進める授業の中で、教員と連携しながら生徒の理解度などに合わせて学習指導に当たる者。</p>
用語解説	射水スタンダード委員会
	<p>教員の指導力向上を目指すことを目的に、各小中学校から1名、合計21名で平成27年度に組織された委員会</p>
用語解説	ユニバーサルデザインを意識した授業
	<p>特別支援教育の視点を取り入れ、誰にもわかりやすく、安心して学習できる授業</p> <p>・授業の流れや活動に見通しがもてる ・視覚的な支援の充実 ・スモールステップの課題設定（小さな目標を達成する体験を積み重ねながら、最終目標に近づいていくこと）等</p>

指標に対する進捗状況

指標名		指標の説明		
「授業がよくわかる」児童生徒の率		各小中学校が児童生徒に実施するアンケートで「当てはまる」「どちらかと言えば当てはまる」と答えた児童生徒の率		
基準年度 (平成26年度)	目標	実績		増減
	平成31年度	平成28年度(a)	平成27年度(b)	(a)-(b)
小学校 93.3%	100%	小学校 94.9%	小学校 93.1%	小 1.8P
中学校 79.8%		中学校 84.0%	中学校 84.1%	中 0.1P

指標名		指標の説明		
家庭学習の1日当たり時間が「10分間×学年」以上の児童生徒の率		各小中学校が児童生徒に実施するアンケートで「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と答えた児童生徒の率		
基準年度 (平成26年度)	目 標	実績		増減
	平成31年度	平成28年度(a)	平成27年度(b)	(a) - (b)
小学校 86.4% 中学校 57.5%	100%	小学校 92.3% 中学校 66.8%	小学校 90.2% 中学校 68.4%	小 2.1P 中 1.6P

家庭学習の1日当たり時間において、中学生は小学生から通算して、家庭学習時間を中学1年生で70分、中学2年生で80分、中学3年生で90分とする。

小中学校の連携

【主な取組状況】

- ・小中学校が連携して学力向上に取り組むため、小杉小学校、太閤山小学校、下村小学校、小杉中学校を学力向上プランの拠点校として指定した。
- ・小中連絡会議を年7回(教頭部会、研究主任部会含む)、拠点校運営支援訪問研修を年8回、小中合同研究発表会を年1回実施し、小中連携の充実を図った。

【主な成果・課題】

- ・小中共通で「授業改善」「生活習慣」「学習集団づくり」の3つの視点について研究を推進し、合同研修会を重ねた結果、小中共通に指導すべき事項と小中それぞれが児童生徒の発達段階に応じて指導すべき事項が明らかになってきた。
- ・中学校の試験期間に合わせて、中学校区4校一斉の家庭学習強化・メディアコントロール期間を設けたことにより、家庭での生活習慣を見直すきっかけとなり、児童生徒の学習時間が増加した。

【今後の取組の方向性】

- ・学力向上プランの拠点校に限らず、広く市内全小中学校の連携を推進していこうとする空気が醸成されつつある。小中連携を研究主題として始めた本事業も次年度で市内小中学校を一巡することになる。本市における新たな取組の方向性について考えていきたい。

学校図書館の充実

【主な取組状況】

- ・学校図書館の蔵書の充実を図るため、小学校で6,017冊、中学校で2,975冊購入した。
- ・学校司書を全小中学校に配置した。

【主な成果・課題】

- ・図書整備率について、蔵書整備を推進した結果、小学校では5.0ポイント、中学校では5.2ポイントそれぞれ増加した。
- ・学校司書と協力しながら、読書活動や調べ学習等で学校図書館を活用した授業を月に数回程度計画的に行う学校が11校から15校に増えた。
- ・学校司書に対する実践的な研修を2回実施し、学校司書の資質の向上を推進した。

【今後の取組の方向性】

- ・図書を整備率を引き続き高めていくとともに、児童生徒の学習支援や情報活用能力の育成支援を図る。

指標に対する進捗状況

指標名		指標の説明			
学校図書館の図書整備率		文部科学省が学校規模ごとに定めた、蔵書の目標数に対する達成割合			
基準年度 (平成25年度)	目 標	実績		増減	
	平成31年度	平成28年度(a)	平成27年度(b)	(a) - (b)	
小学校 94.9%	100%	小学校 109.1%	小学校 104.1%	小 5.0%	
中学校 92.8%		中学校 100.6%	中学校 95.4%	中 5.2%	

指標名		指標の説明			
年間1人当たりの学校図書館での貸出冊数		児童生徒が1年間に学校図書館で借りた冊数			
基準年度 (平成25年度)	目 標	実績		増減	
	平成31年度	平成28年度(a)	平成27年度(b)	(a) - (b)	
小学校 55.3冊	増加	小学校 65.1冊	小学校 61.3冊	小 3.8冊	
中学校 7.4冊		中学校 10.8冊	中学校 8.8冊	中 2.0冊	

用語解説 **小中連絡会**
小・中学校の連携を進める上で、小中共通の取組を決めたり、お互いの情報を共有したりする連携を推進する組織。主に管理職、教務主任、生徒指導主事、小中連携担当等の職員で構成される。

用語解説 **学校司書**
学校図書館法（平成27年4月1日一部改正法施行）第6条に規定された、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員

基本的施策の評価

基本的施策 (2) 心身ともに健やかな子どもの育成	
評価	概ね順調に進んでいる
総括	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒理解のため、学級診断尺度調査(Q-U調査)を行い、結果分析を行い、学級状況の把握や児童生徒理解に役立てた。 ・市スクールカウンセラー(SC)、スクールソーシャルワーカー(SSW)の効果的な配置、活用により児童生徒、保護者や教職員の悩み、不安等の心の問題の改善や解決を図ることができた。 ・不登校児童生徒数が小学校では前年比12人減少し、中学校では10人増加した。 ・児童生徒の「食」への関心と理解を深めるとともに、望ましい食習慣が身に付くよう、家庭や地域と協力、連携をしながら取り組んだ。

基本的施策に係る主な取組実績

いじめ防止対策

【主な取組状況】

- ・全小中学校において学級診断尺度調査(Q-U調査)を実施・結果分析を行った。また、「豊かな人間関係づくり支援事業」モデル校等に教育アドバイザーを派遣し、支援を行うことによって、互いに認め合い支え合う学級集団づくりを推進した。
- ・児童生徒が自ら希望する担任以外のマイサポーター(教職員)を指名し、いつでも気軽に面談できる制度を全小中学校に導入し、安心して過ごせる環境作りに取り組んだ。
- ・各小中学校では、「いじめをなくす射水市民五か条」を各教室に掲示し、生活指導に活用することで、児童生徒のいじめ防止に対する意識の高揚を図った。
- ・各小中学校では、生徒指導委員会や校内委員会等を定期的開催する他、児童生徒についての情報を共有するため、情報交換会を日常的に実施し、担任のみならず学校全体で早期発見、早期対応に取り組んだ。
- ・各小中学校では、それぞれの学校が設定した「いじめ防止基本方針」に基づき、全児童生徒を対象に定期的にいじめを含む生活アンケートを実施したり、全員の個別面談を行ったりして、個に寄り添った指導に取り組んだ。あわせて毎学期末に「いじめの問題に関する調査」を全小中学校対象に実施し、いじめの実態や傾向を把握・分析した。
- ・平成27年度末に文科省より「いじめの正確な認知に向けた教職員間での共通理解の形成及び新年度に向けた取組について(通知)」が出され、各校は今まで以上に小さないじめも見逃さず認知し、組織で対応を行った。そのことにより、認知件数は前年度より増加している。

【主な成果・課題】

- ・学級診断尺度調査(Q-U調査)結果の活用により、学級集団づくりへの意識が高まった結果、対人関係ゲーム等を取り入れ、児童生徒の良好な人間関係を築こうとする取組が多く、学級で実践されるようになった。
- ・いじめについては、担任だけではなく、管理職、教務主任、生徒指導主事、養護教諭等の学校内の職員の他、SC、SSWや児童相談所、医療・福祉等の外部の専門家も含めたチームとして解消に取り組み、小中学校ともに年度内に解消しつつあるが、3学期中に発生した案件が複数あり、年度内に解消することができなかった。

- ・暴力行為の発生件数は平成23年度以降減少傾向にあり、暴力行為のほとんどは児童生徒間の行為である。
- ・「自分にはよいところがあると思う」児童生徒の率は、小中学校とも全国平均や富山県の平均より高い。市全体で自尊感情を高める取組をしてきた成果が表れている。

【今後の取組の方向性】

- ・引き続き、いじめが起きにくい学校風土や学級風土を「いじめをなくす射水市民五か条」を基盤として培っていくとともに、日々の教育活動において、自尊感情を育み、また、全教職員がチームとしていじめの早期発見・早期対応ができる校内体制の強化を図る。

指標に対する進捗状況

指標名		指標の説明		
暴力行為の発生件数		学校内外で発生した児童生徒による暴力行為の件数		
基準年度 (平成25年度)	目標	実績		増減
	平成31年度	平成28年度(a)	平成27年度(b)	(a) - (b)
小学校7件 中学校7件	減少	小学校8件 中学校3件	小学校4件 中学校3件	小4件 中0件

いじめ認知件数 「児童生徒による問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

区分	平成28年度	平成27年度	増減
小学校	60件(49)	59件(54)	1件
中学校	25件(23)	24件(24)	1件

() の数値は当該年度にいじめが解消した件数

指標名		指標の説明		
いじめの解消率		いじめ認知件数に対し、当該年度にいじめが解消しているものの率		
基準年度 (平成25年度)	目標	実績		増減
	平成31年度	平成28年度(a)	平成27年度(b)	(a) - (b)
小学校97.8% 中学校96.4%	100%	小学校81.7% 中学校92.0%	小学校91.5% 中学校100%	小9.8P 中8.0P

H29.3.16 付けの「いじめの防止等のための基本的な方針」改定において「いじめが解消している」状態の判断について、「いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。」と定められたことにより前年を下回った。

指標名		指標の説明		
「自分にはよいところがあると思う」児童生徒の率		全国学力・学習状況調査で「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と答えた児童生徒の率		
基準年度 (平成25年度)	目標	実績		増減
	平成31年度	平成28年度(a)	平成27年度(b)	(a) - (b)
小学校84.1% 中学校75.1%	100%	小学校82.2% 中学校81.1%	小学校79.2% 中学校79.0%	小3.0P 中2.1P

用語解説	学級診断尺度調査 (Q-U 調査) 学校生活における児童生徒個々の意欲や満足感、及び学級集団の状態を質問紙によって測定する調査
用語解説	スクールカウンセラー (SC)、スクールソーシャルワーカー (SSW) スクールカウンセラーとは、いじめや不登校、様々な悩みの相談に応じ、助言するなどの心のケアを行うため、週に2～4時間、学校に配置される臨床心理に関する知識・経験を持つ専門家 スクールソーシャルワーカーとは、家庭環境や友人関係等の面から問題を分析し、家庭や行政、福祉関係施設などの外部機関と連携しながら解決につなげていく活動を行う専門家
用語解説	豊かな人間関係づくり支援事業 教職員への研修の機会の充実を図りながら教育現場における児童生徒の豊かな人間関係づくりを支援する事業
用語解説	マイサポーター制度 児童生徒が自ら希望する担任以外のマイサポーター（教職員）を指名し、いつでも気軽に面談できる制度

人権教育の推進

【主な取組状況】

- ・いじめや問題行動の防止、児童生徒の自己肯定感を醸成するために、射水市児童生徒サポートネットワーク連絡協議会で、各中学校区での取組事例の共有を行ったり、地域の子供支援フォーラムに小中学生が参加し、日々の取組について発信したりした。
- ・「射水市子ども条例」を扱った道徳教材を開発し、子供の権利について学校で学ぶ機会が充実するよう取り組んだ。

【主な成果・課題】

- ・射水市児童生徒サポートネットワーク連絡協議会では、警察署や児童相談所等々の専門機関の意見も聞きながら、いじめや問題行動の防止に取り組んでいる。また、地域の子供支援フォーラムに小中学生が参加することによって、地域と学校が一体となって子供たちの人権教育の推進を図ることができた。

【今後の取組の方向性】

- ・「射水市子ども条例」を扱った道徳教材を活用し、子供の権利についてもっと学校で学ぶ機会が充実するよう取り組む。

体力の向上

【主な取組状況】

- ・小学校では、「みんなでチャレンジ3015」ノートを活用した体力づくりを推進し、どの子供たちも身体を動かすことができる時間と場所を確保するなどして、学校全体で体力づくりに取り組んだ。(15小学校で朝運動やチャレンジタイム等の時間を設けて取り組んだ。)また、射水市体力向上研究会にて各校の体育主任が各々の取り組み状況を共通理解し合う機会を設け、子供たちの体力づくり向上に向けて情報共有を行った。

【主な成果・課題】

- ・日頃から意欲的に体を動かす子供とそうではない子供の二極化が進んでいる。全員が同じ目標に向かって体力づくりに取り組むことも必要であるが、個に応じた目標を設定し体を動かすことによって、運動好きな子供を増やしていく必要がある。

- ・社会情勢が変化する中で、外遊びをする子供たちが少なくなっている。遊びの中で、体を動かすことは体力の向上だけでなく、子供自身が考え、工夫することで、発想力にもつながることから外遊びをする子供が増加していくことを検討する。

【今後の取組の方向性】

- ・全体目標の他、個に応じた目標を設定し体を動かすなど、工夫しながら運動好きな子供を増やしていく。
- ・各学校で校時を工夫し、児童生徒が自主的に運動を楽しめる活動と時間の確保に努める。

用語
解説

みんなでチャレンジ3015

小学生が点数化された各種の運動にチャレンジし、立山登山になぞらえて設定された目標点(3015点)を目指す取り組み

相談体制の充実

【主な取組状況】

- ・児童生徒、保護者や教職員の悩み、不安等の心の問題を改善、解決するため、引き続きスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の相談員を配置した。スクールソーシャルワーカーに関しては、活動時間の増加を図った。
 - ・適応指導教室では、不登校児童生徒が通いやすい環境を整えるとともに、抱えている心理的な問題等の軽減を図りながら、自立する力やよりよい人間関係づくりができるための支援を行った。
 - ・不登校のきっかけの原因として、本人に係る要因(不安など情緒的混乱)が大きく占めていることから医師会の協力により医療教育アドバイザー制度を設けた。
 - ・児童生徒が自ら希望する担任以外のマイサポーター(教職員)を指名し、いつでも気軽に面談できる制度を全小中学校に導入し、安心して過ごせる環境作りに取り組んだ。
- [再掲]

指標に対する進捗状況

指標名		指標の説明		
不登校児童生徒数		年間30日以上欠席した児童生徒のうち病気や経済的な理由の者を除いた人数		
基準年度 (平成25年度)	目標	実績		増減
	平成31年度	平成28年度(a)	平成27年度(b)	(a)-(b)
小学校32人 中学校89人	減少	小学校17人 中学校60人	小学校29人 中学校50人	小 12人 中 10人

不登校の要因(平成28年度概算値)

[単位:人]

分類	小学校	中学校
「学校における人間関係」に課題を抱えている	0	7
「あそび・非行」の傾向がある	0	1
「無気力」の傾向がある	4	21
「不安」の傾向がある	13	24
「その他」	0	7
計	17	60

カウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置状況

県	人数等	市	人数等
スクールカウンセラー（教育事務所、いじめ対策含む。）	13校	スクールカウンセラー	1人
スクールソーシャルワーカー（巡回、いじめ対策含む。）	5人	スクールソーシャルワーカー	8人
子供と親の相談員	1校		

相談状況

[単位 回]

項目	平成28年度	平成27年度
(スクールカウンセラー)来所等相談回数	406	445
(スクールソーシャルワーカー)訪問活動回数	1,437	1,255

適応指導教室の児童生徒数

項目	平成28年度	平成27年度
入級児童生徒数	16人	2人
(小学生)	(2人)	(1人)
(中学生)	(14人)	(1人)
体験入級児童生徒数	9人	10人
(小学生)	(2人)	(2人)
(中学生)	(7人)	(8人)
相談回数	355回	105回
(学校関係者)	(187回)	(34回)
(保護者・児童生徒)	(145回)	(36回)
(その他)	(23回)	(35回)

【主な成果・課題】

- ・不登校児童生徒に対して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の支援を適宜行っている。小学校の不登校生徒数は減少傾向にあるが、中学校は増加傾向にある。
- ・「豊かな人間関係づくり支援事業」のモデル校として、作道小、塚原小、金山小、歌の森小、中太閤山小、新湊南部中、小杉南中の7校を指定し、水上和夫氏（学級づくり）、嘉義陽子氏（特別支援）等の教育アドバイザーの支援を受けた。Q-U調査の結果、学級生活満足群の割合について、1学期の値が低い学級について2学期の改善が見られた。

【今後の取組の方向性】

- ・教育アドバイザーや医療教育アドバイザーによる支援を充実させたり、悩みを抱える児童生徒や保護者、教職員に対する相談体制を充実させたりしているが、不登校児童生徒数や問題行動数は激減には至らない。問題を早期に把握し、専門機関等と連携して対応に当たれる体制の整備を図っていく。また、「豊かな人間関係づくり支援事業」の推進及びマイサポーター制度を更に推進することにより、児童生徒の自尊感情を高める学級集団づくりを進める。

適応指導教室

用語解説

適応指導教室とは、不登校児童生徒の集団生活への適応等のための相談・指導を行い、本人の社会的自立を援助支援する教室

不登校

用語解説

不登校の定義は、年間30日以上欠席した児童生徒のうち、病気や経済的な理由を除き、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくてもできない状況にある者」

生活習慣病の予防

【主な取組状況】

- ・小学校では、4年生全児童、及び5、6年生で前年度の検査結果で要医療者や経過観察であった者を対象に「小児生活習慣病予防検診」を実施した。検診の結果、要医療者及び経過観察者を対象に生活習慣病予防を目的とした「すこやか教室」を開催した。

【主な成果・課題】

- ・すこやか教室に参加した親子は、食生活を見直す良いきっかけとなったと好評であった。
- ・対象者の親子の生活習慣病の予防への意識を高めるために、養護教諭が中心となり、すこやか教室への参加者を積極的に呼びかけ参加者が増加した。
- ・前年度からすこやか教室に通う親子においても、マンネリ化しないように進める工夫も必要である。また、開催日は、主要行事と重ならない日を設定する。

【今後の取組の方向性】

- ・引き続き、規則正しい生活を啓発するとともに、すこやか教室参加を促進する。

指標に対する進捗状況

指標名		指標の説明		
すこやか教室参加率		小児生活習慣病予防検診で「要医療」「経過観察」に該当する児童のうち「すこやか教室」に参加した率		
基準年度 (平成25年度)	目標	実績		増減
	平成31年度	平成28年度(a)	平成27年度(b)	(a) - (b)
26%	増加	17.7%	10.4%	7.3%

食育の推進

【主な取組状況】

- ・市学校給食研究会では、児童生徒の「食」への関心と理解を深め、自らの食生活を見直し改善していこうとする実践的態度を育てるための指導のあり方を研究した。また、望ましい食習慣が身に付くよう、家庭・地域との協力や連携のあり方を工夫した。
- ・家庭教育リーフレット「あったか家族3つのポイント！家族いっしょに 食事・おしゃべり・お手伝い」により食育の重要性を伝えた。

【主な成果・課題】

- ・学校給食指導において、各学校がそれぞれ独自に「食べ物を大事にし、食事づくりに携わる人々に感謝の気持ちを持つ」や、「朝食の大切さを理解し、習慣化することができる」などの目標を持ち、給食委員会の活動や栄養指導等を通して、目標達成に向けて取り組んだ。
- ・地元で収穫した米や野菜を使って、地域の方や保護者を招待し、ふれあい会食を通し感謝集会を行った学校もあった。
- ・保護者にもバランスのよい朝食に目を向けてもらうため、授業参観時に担任と栄養職員等による授業を行った。これにより、家庭への啓発効果もあり、連携を深めることができた。また、便り等で全児童に起床時刻や朝食の内容、その大切さについて、朝食の大切さを啓発した。
- ・野菜作りやクッキング体験を通して、食物への感謝の気持ちを高めた。

【今後の取組の方向性】

- ・食べることを通して、健康について考えたり、感謝の心を育てたりすることを継続していく。
- ・食に対する関心を高めていくため、便りや授業参観等を通じて家庭・地域との連携を深めていく。

指標に対する進捗状況

指標名		指標の説明		
朝ご飯を毎日食べてくる児童生徒の割合		朝ご飯を毎日食べてくる児童生徒の割合		
基準年度 (平成 25 年度)	目 標	実績		増減
	平成 3 1 年度	平成 2 8 年度 (a)	平成 2 7 年度 (b)	(a) - (b)
小学校 99.3%	100%	小学校 99.4%	小学校 99.3%	小 0.1%
中学校 98.2%		中学校 98.4%	中学校 98.3%	中 0.1%

学校給食の充実

【主な取組状況】

- ・安全・安心をもとに、市内産・県内産食材を優先購入した。また、地場産食材については、旬の地場産食材など優先的に取り入れた。
- ・アレルギーのある子供を対象にアレルギー原因となる食品を取り除いた除去食の提供や代替食を提供した。
- ・食物アレルギーへの対応について、富山県が平成 2 9 年 2 月に発行した「学校における食物アレルギー対応指針」を準用することとした。

【主な成果・課題】

- ・地場産食材などを優先的に取り入れるためには、年間を通じた、質及び量を伴った安定供給が必要である。
- ・アレルギーのある子供については、保護者と面談したうえで代替食を提供するなど、子供たちの給食の安心・安全を確保した。

【今後の取組の方向性】

- ・供給量が高まるよう生産団体の理解と協力を得ながら、地場産食材の使用量の増加に努める。
- ・引き続き学校給食に携わる栄養職員等で構成する献立作成会において、地場産食材を使ったメニューを検討していく。

指標に対する進捗状況

指標名		指標の説明		
地場産食材利用率		給食における射水市産食材及び富山県内産食材の使用料（金額ベース）		
基準年度 (平成 25 年度)	目 標	実績		増減
	平成 3 1 年度	平成 2 8 年度 (a)	平成 2 7 年度 (b)	(a) - (b)
射水市産 17.8%	増加	射水市産 16.1%	射水市産 15.5%	市産 0.6P
富山県産 42.0%		富山県産 40.1%	富山県産 39.0%	県産 1.1P

基本的施策の評価

基本的施策 (3) 特別支援教育の充実	
評価	順調に進んでいる
総括	<ul style="list-style-type: none">・ 支援が必要な児童生徒への対応として、学習サポーターを効果的に配置した。・ 児童生徒の実態に応じて、特別支援学級の開(閉)級と通級指導教室の開設を進めた。・ 小中学校統一した個人記録票(個別の教育支援計画と指導計画)を作成し、一貫した支援や指導ができるようになった。加えて「小学校への連絡カード」を作成し、幼保小の連携の強化を図った。

基本的施策に係る主な取組実績

支援が必要な児童生徒への対応

【主な取組状況】

- ・ 支援を要する児童生徒の見守り、支援のため学習サポーターを小中学校に37人配置した。
- ・ 小学校への連絡カードを作成し、保護者には考えるきっかけを提供し、保育園や幼稚園での支援が小学校へ引き継がれるようにした。
- ・ 就学のためのリーフレットを作成し、各園や小中学校に配布し、地区相談会で活用した。(地区相談会6回 8回)
- ・ 通級や支援学級を担当する教員と学校教育課就学相談担当者が保健センターや子育て支援課が行っている巡回訪問に同行したり、8月に園を訪問するなど、支援が必要な子供の把握を行った。
- ・ 特別支援教育に携わる教職員に対し、夏季休業中を利用して研修会を実施した。

【主な成果・課題】

- ・ 人的支援として学習サポーターを配置することで、支援を要する児童生徒のニーズに応えることができ、学習に集中できる時間が多くなってきた。
- ・ 子供の特性について把握したり、保護者との連携を図ったりすることが早期にできるようになり、支援につなげることができるようになった。
- ・ 就学について考えるきっかけを提供するには有効であり、見通しをもって相談等ができた。また、継続相談も気軽に申し込まれるようになった。
- ・ 困難を抱えていても相談につながらないケースもある。安心して相談できる体制や対応できる人材が益々求められている。
- ・ 日本語指導が必要な外国人児童生徒に対しては、現在、加配教員や母国語を話せる外国人相談員を配置し、児童生徒への日本語指導や保護者からの様々な相談にのっているが、配置人数が少なく、加えて国籍も多様化(多言語化)してきていることから、更なる教員の加配や外国人相談員の配置拡充、関係機関との連携などが必要である。

【今後の取組の方向性】

- ・ 支援を要する児童生徒に関わる教員、学習サポーターの資質の向上を推進していくとともに、県教委の特別支援教育指導員や支援学校のコーディネーターとの連携を密にし、支援を要する児童生徒の状態や変化に対応できる環境づくりに取り組んでいく。
- ・ 支援学校との人事交流を積極的に進め、特別支援教育に長けた教員の育成を図る。
- ・ 現在作成している個別の教育支援計画や「小学校への連絡カード」を有効に活用して支援や指導につなげていくように充実を図っていく。

基本的施策の評価

基本的施策 (4) 郷土愛を育む教育の推進	
評価	順調に進んでいる
総括	<ul style="list-style-type: none">・副読本「わたしたちの射水」「ふるさと射水」等の活用や地域探検、地域人材を活用したふるさと学習に取り組み、地域に誇りがもてるよう意識付けた。・「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」を市内の延べ303カ所の事業所で実施し、中学生が事業所から、社会性を高めたり、地域について多くのことを学んだりすることができた。・学校のピオトープ等を積極的に環境教育に活用し、児童生徒の環境に対する意識を高めることができた。

基本的施策に係る主な取組実績

ふるさと学習の充実

【主な取組状況】

- ・総合的な学習の時間や社会科の学習等において、副読本「わたしたちの射水」「ふるさと射水」を活用し、地域の自然や産業、歴史を学ぶと同時に、地域人材の活用により、見たり、聞いたり、体験したりして「ふるさと」の魅力や課題について学んだ。
- ・小学校等へピオトープ整備の支援を行い、「ふるさと」の自然環境に関する学習の充実を図った。
- ・「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」では、市内の延べ303カ所の事業所において、職場体験活動や福祉・ボランティア活動等に取り組むことにより、規範意識や社会性を高め、将来の自分の生き方を考えるなど、たくましく生きる力を身に付けるとともに、「ふるさと」の素晴らしさや地域の人とのつながりを学んだ。

【主な成果・課題】

- ・児童生徒が自分たちの住んでいる地域について学習することを通して、地域の歴史や文化、自然への理解が深めると同時に、地域の課題についても気付くことができている。この課題を自らの課題として解決していこうとする意欲を育てることが求められる。
- ・「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」では、生徒の規範意識や社会性を高めたり、地域の素晴らしさや人のつながりについて学んだりすることができた。また、生徒が職場体験について取りまとめ、集会や授業参観等に報告会を行うなど、取組に対する振り返りをすることができた。

【今後の取組の方向性】

- ・地域の素材や学習環境を活用するだけでなく、多様な人々とのかかわりを通して「ふるさと」のよさや課題を理解し、課題解決のために自分たちにできることは何かを考える「ふるさと」教育を推進していく。
- ・引き続き「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」の受入事業所の開拓や事業所との連絡調整を図り、本事業を通して、生徒の将来の自分の生き方を考え、周囲の人と協調し、感謝する心を育てていく。

環境教育の推進

【主な取組状況】

- ・クリーンピア射水等の施設見学のほか、グリーンカーテンを設置したり、環境チャレンジ10事業に参加したりして積極的に環境問題に取り組んだ。また、全小学校において、牛乳パックのリサイクル強調期間を設けて取り組んだ。

【主な成果・課題】

- ・クリーンピア射水や埋立処分地等の見学を行ったり、環境チャレンジ10事業に参加し、ごみの分別や出し方を調べたりすることで、子供たちの環境に対する意識が高まった。
- ・牛乳パックのリサイクルのリサイクルに取り組むことにより、日頃何気なく捨てているゴミもリサイクルすれば大切な資源であることに気付かせることができた。

【今後の取組の方向性】

- ・各小中学校では、総合的な学習の時間、理科、社会、生活、家庭等の時間に環境教育が行われている。「環境から学ぶ」「環境について学ぶ」「環境のために学ぶ」の3つの方針に沿って取組を推進するとともに、一人ひとりが環境の保全やよりよい環境の創造のために主体的に行動する実践的な態度や資質、能力を育成していく。
- ・牛乳パックのリサイクルを行うには、牛乳パックを乾かす場所が必要なため、年間を通しての取り組みは難しい。強調期間でも高い環境教育の効果が出せるよう、学校や児童の実態に応じた取り組みの工夫が必要である。

用語 解説	「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」
	中学2年生が学校を離れ、地域の人々の指導・援助を受けながら、職場体験活動やボランティア活動等に取り組む事業
用語 解説	ビオトープ
	気候条件、生物的・非生物的要素の分布状態などによって他と区別される動植物の生息場所 一般的には、都市に限らず、農村や山林等も含むあらゆる場所において生き物の住み着くことのできる場所
用語 解説	環境チャレンジ ^{テン} 10（とやま環境チャレンジ10、いみず環境チャレンジ10）
	小学校4年生（10歳）が地球温暖化問題を学び、10個の目標を決めて家族とともに家庭での対策を実践、自己評価するもの

基本的施策の評価

基本的施策 (5) 安全教育の推進	
評価	概ね順調に進んでいる
総括	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校や幼稚園では、在校(園)時及び登下校時の火災や地震、津波、風水害、不審者等に備えた避難誘導訓練を実施し、訓練を通して、園児や児童生徒等が状況に応じた緊急時の対処法を身につけられるよう取り組んだ。 ・通学路の安全確保を図るために、通学路安全対策推進会議を設置するとともに「射水市通学路交通安全プログラム」を策定した。このプログラムに基づき、関係機関が連携して通学路の合同点検を行うなど、危険個所の改善を図った。

基本的施策に係る主な取組実績

安全教育の推進

【主な取組状況】

- ・小中学校や幼稚園では、在校(園)時及び登下校時の火災や地震、津波、風水害及び不審者等に備えた避難誘導訓練を各々1回から3回以上にわたり実施した(津波を想定した避難訓練は全小中学校で実施)。
- ・不審者情報やクマ・イノシシ・カモシカ等の出没情報については、警察と連携しながら、各学校で構築している教育・安全情報リアルタイム共有システム(通称：安全メール)で、家庭・地域に情報を発信し、事故等を未然に防いでいる。

【主な成果・課題】

- ・小中学校や幼稚園では、避難誘導訓練を複数回にわたり実施し、園児や児童生徒等に緊急時の避難対応を身につけられるよう取り組んだ。

【今後の取組の方向性】

- ・児童生徒の危険回避能力を向上させるため、在宅時及び登下校時の火災や地震、津波、風水害及び不審者等に備えた避難誘導訓練を継続して実施していく。

通学路の安全

【主な取組状況】

- ・道路管理者、警察、PTA及び学校との連携を図るため「通学路安全対策推進会議」を新たに設置した。
- ・「射水市通学路交通安全プログラム」に基づき、関係機関と連携して、市内小中学校における通学路の合同点検を実施した。

【主な成果・課題】

- ・通学路の危険個所について、関係機関と対策を検討し、危険個所の改善を図ることで児童生徒の通学の安全性を高めた。

【今後の取組の方向性】

- ・引き続きPDCA(Plan:計画、Do:実行、Check:評価、Act:改善)サイクルにより通学路の危険箇所を改善していく。
- ・安全パトロール隊やこども110番の家による抑止力が事故や事件を未然に防ぐ効果を上げており、今後も関係部局との連携を図っていく。

基本的施策の評価

基本的施策 (6) グローバル人材育成のための基盤づくり	
評価	概ね順調に進んでいる
総括	<ul style="list-style-type: none">・ICTマイスターが作成したICT活用ヒント集とデジタル教科書の活用とあいまって、児童は、一層の興味関心を持って授業に取り組むことができた。・全小中学校に外国語指導助手(ALT)、外国語活動指導員を配置し、児童生徒のコミュニケーション能力等英語教育の充実を図った。

基本的施策に係る主な取組実績

ICT機器の活用

【主な取組状況】

- ・全小学校にデジタル教科書(指導者用)用のタブレット端末を140台整備した。
- ・高い専門性と実践的指導力を有し、優れた教育活動を実施している教員をICTマイスター教員としてを認定した。
- ・タブレット端末及びデジタル教科書の活用を図るため、「ICT活用のヒント タブレットPC編」を作成した。

【主な成果・課題】

- ・デジタル教科書の使用により、児童は、一層の興味関心を持って授業に取り組むことができた。
- ・教員のICT機器の操作能力に差があるので、適宜、研修を行い、どの教員も有効に活用できる能力を身に付けていく必要がある。

【今後の取組の方向性】

- ・動画や多くの資料が提示でき、理解を深めることに役立つための学習ツールとして、タブレット端末等の機器導入を検討していく。
- ・研修を通して、ICT機器を有効に活用できるよう教員の能力を高めていく。
- ・情報収集や調査研究に資するため、マイスター教員による先進地視察を実施していく。

用語解説

ICT：情報通信技術(Information and Communication Technology)の略
コンピュータやネットワークに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称

情報モラルの浸透

【主な取組状況】

- ・情報モラルの浸透を図るため、各小中学校において、情報社会での行動に責任をもつことや、危険回避など情報を正しく安全に利用できること、コンピュータなどの情報機器の使用による健康とのかかわりを理解することなど児童生徒、保護者、教職員に対する講習会等を行った。
- ・子供たちのインターネット利用実態を把握するため、射水警察署と連携しアンケートを実施した。

【主な成果・課題】

- ・普及の著しい携帯情報通信端末のさまざまな問題に対しては、地域や家庭との連携を図りつつ、情報モラルを身につけさせる指導を適切に行う必要がある。

- ・情報モラルは、一度授業を受ければ身につくというものでなく、学校のみならず家庭においても日常的に児童生徒に指導していくことが必要となる。

【今後の取組の方向性】

- ・今後とも地域・保護者と協力しながら、定期的に児童生徒、保護者に対して講習会を開催するなど、学校と家庭の双方が児童生徒に情報モラル教育を行っていく。
- ・本市の児童生徒のインターネット利用率は全国平均に比べ非常に高い状況であることから、利用する児童生徒、自らが問題意識を持ちトラブルの防止や生活習慣の改善に向けた取り組みが必要である。
- ・インターネット利用対策を推進していくためには、児童生徒や学校内の取り組みだけではなく、保護者や家庭が一体となって取り組んでいくことが大切であり、警察やPTAなどの関係機関と連携を密にしながら、指導・啓発に努めていく。

外国語教育の充実

【主な取組状況】

- ・英語力の向上のためには、児童生徒が楽しく本物により近い英語や外国語活動の学習を行うことが必須であり、外国語指導助手（ALT）4人を中学校に、外国語活動指導員4人を小学校に配置し、児童生徒にネイティブな発音に触れる機会を設けた。
- ・富山県砺波青少年自然の家において、児童生徒36人（小学生24人、中学生12人）を対象とした、1泊2日のイングリッシュキャンプを実施した。

【主な成果・課題】

- ・小学校においては、外国語活動の授業の中で指導員によるコミュニケーションを多く取り入れた活動を行っているため、英語を聞いたり話したりする能力は年々高くなってきている。
- ・イングリッシュキャンプに参加した児童生徒は、ALTとの英会話中心の共同生活を行うことにより、英語に関する興味関心を高めるとともに、異文化に対する理解を深めた。
- ・市内の2小学校が「小学校英語教育モデル事業」（県事業）の指定を受け、2校に英語専科教員が配置されるなど、外国語教育の推進とともに、今後の外国語活動の教科化に向けての研究を進めた。

【今後の取組の方向性】

- ・外国語指導助手や外国語活動指導員、県より派遣の英語専科教員と担任が連携を取りやすいよう、メール等を活用した事前の打ち合わせや授業前の打ち合わせがスムーズに行えるよう配慮していく。
- ・イングリッシュキャンプの実施に当たっては、「教員の多忙化」が問題となっていることから、教員に過度な負担となることのないよう、実施内容の検討を外部委託し、小学生と中学生の英語力に応じたプログラムの検討を行い、楽しいだけでなく、より英語の学習ができるよう改善を図っていく。
- ・イングリッシュキャンプのプログラムが効果的であったかどうかさらに検証し、参加した小中学生がより興味関心のもてるよう改善を図っていく。
- ・小学校英語教育モデル事業を拡大していく。
- ・平成32年度の次期学習指導要領改訂における小学校での英語の教科化に向けて、教員研修の充実や新たなALTの配置などを検討していく。
- ・国から示される、年間指導計画案や児童用冊子などの補助教材を活用し、小学校での外国語教育を進めていく。

E S D（持続可能な開発のための教育）の推進

【主な取組状況】

- ・自分たちの住むまちの文化や人とのつながり、エネルギーの大切さや環境問題、生き物と環境のつながりなどを、世界の人々や将来世代、また環境との関係性の中で生きていることを意識付けしながら、学習に取り組んだ。

【主な成果・課題】

- ・単に知識の伝達や体験だけで終わってしまうことが見られた。体験や体感を重視しながらデータや情報の分析能力や、コミュニケーション能力等も育むことが大切になる。

【今後の取組の方向性】

- ・与えられた問題や課題を解決していく（解決の方向に近づく）だけではなく、現代社会を取り巻く問題を自らの問題として捉え持続可能な社会を創造していく E S D を取り入れた学習の推進を図る。

用語解説 E S D：持続可能な開発のための教育（Education for Sustainable Development）の略。環境、貧困など現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動のこと。

基本的施策の評価

基本的施策 (7) 信頼される教育の推進	
評価	順調に進んでいる
総括	<ul style="list-style-type: none">・学校行事等の機会や学校便り等を通じて、教育活動を保護者や地域に積極的に情報を発信している。・教員の資質向上のために、教員経験年数に応じた研修の実施や「マイスター教員」を認定して優れた指導力を市内若手教員等に広めた。

基本的施策に係る主な取組実績

情報の発信

【主な取組状況】

- ・各小中学校では、学校行事の他、学校公開日や週間を設け、教育活動について地域や保護者に公開したり、学校、学年等の便りやホームページを活用して取組状況を発信したりした。

【主な成果・課題】

- ・地域に教育活動を公開したり、ホームページや学校便りで情報を発信したりすることで、学校運営・活動に対する理解を深めた。

【今後の取組の方向性】

- ・児童生徒の安全の確保、個人情報の管理等を行いながら、開かれた学校を目指していく。

教育活動の評価

【主な取組状況】

- ・学校評議員として小学校で71人、中学校で27人、計98人を委嘱し、地域の意見や評価を取り入れて特色ある教育活動を行った。
- ・全ての小中学校で年度の重点目標と具現化構想を「アクションプラン」とし、数値目標を設定し、その達成率を学校評価として具体的に示した。
- ・よりよい教育活動を目指し、学校の教育活動について教員による評価の他、保護者や地域住民による評価、児童生徒による評価も取り入れ、PDCA(Plan:計画、Do:実行、Check:評価、Act:改善)サイクルの中で教育活動の改善に努めた。

【主な成果・課題】

- ・学校評議員には、地域との架け橋となっただき、地域の特色を大いに学校教育に取り入れることができた。
- ・各学校では、アクションプランに基づいて教員評価、児童生徒評価、保護者評価を行い、見直し改善することで、教育活動の充実につなげた。

【今後の取組の方向性】

- ・学校評議員については、地域の様々な立場の方に委嘱し、学校の教育活動に対し、様々な意見をいただき、充実した教育活動となるよう、よりよい人選を推進していく。
- ・ホームページの更新を定期的に行い、最新の情報を発信していけるよう体制の整備を進めていく。

教員の資質向上

【主な取組状況】

- ・近年、教員の大量退職に伴い若手教員が増加していることから、経験年数が5年以下又は30歳未満の中学校教員及び、小学校教員に対し、学力向上研修会をそれぞれ3回実施した。
- ・学級診断尺度調査(Q-U調査)や「対人関係ゲーム」について理解を深め、学級集団づくりに生かすために、Q-U活用による学級集団づくり研修会を2回実施し、49人が受講した。
- ・「主体的・対話的で深い学び」の充実等の今求められている授業の進め方について学ぶため、中央講師を招聘し、学力向上研修会を小中学校それぞれの教員を対象に1回ずつ行った。
- ・高い専門性と実践的指導力を有し、児童生徒のために優れた教育活動を実施している教員を「マイスター教員」として18人の教員を認定し(小学校：教科7人、特別支援2人、ICT2人、中学校：教科7人)、その優れた実践的指導力等を広く市内の教員に伝授した。
- ・射水スタンダード委員会(～授業のABC～)を立ち上げ、小中学校教員の授業の基本形、指導のポイントを明らかにし、各校での実践がより効果的になるように随時検討を行った。

教職員研修

研修会名	研修対象	参加人数	研修会名	研修対象	参加人数
教育講演会	小中学校教員等	426人	射水市内地域巡り	小中学校教員	18人
新規採用教員研修会	新規採用教員	15人	特別支援教育研修会	小中学校教員	36人
小学校学力向上研修会	小学校教員	191人	中学校学力向上研修会	中学校教員	160人
小学校若手教員研修会 [3回]	小学校教員	53人	中学校若手教員研修会 [3回]	中学校教員	38人
Q-U活用による学級集団 づくり研修会[2回]	小中学校教員	49人	理科教育講座 (自然観察)	小学校教員	15人

【主な成果・課題】

- ・若手教員と中堅教員のOJT(職場で実務をさせることで行うトレーニング)が積極的に行われるようになった。
- ・「マイスター教員」に認定された教員は、さらに指導力を磨こうと、日々の研鑽に励んだ。
- ・若手教員は、年1回以上「マイスター教員」の公開授業を参観し、自らも若手研修会の成果を生かした公開授業を行うことを呼びかけた結果、若手研修参加者全員が公開授業を行うことができた。

【今後の取組の方向性】

- ・「Q-U活用による学級集団づくり研修会」は、「豊かな人間関係づくり支援事業」との関連を考慮した内容にし、相互に効果を高め合うようにする必要がある。

指標に対する進捗状況

指標名		指標の説明		
マイスター教員の任命		毎年マイスター教員に任命される教員数		
基準年度 (平成26年度)	目標	実績		増減
	平成31年度	平成28年度(a)	平成27年度(b)	(a)-(b)
小学校3人 中学校4人	21人	小学校11人 中学校7人	小学校7人 中学校4人	小 4人 中 3人

基本的施策の評価

基本的施策 (8) 幼児教育の充実	
評価	概ね順調に進んでいる
総括	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園、保育園、認定こども園及び小学校（以下「幼保小」と記載）の相互連携において、幼児と児童の交流活動を年間指導計画に位置づけ、定期的・継続的に交流を行うことにより、幼児期から児童期への円滑な接続を図った。 ・ 幼稚園教諭又は保育士（以下「教諭等」と記載）間で相互に教育・保育を参観し、幼児の発達についての見方やそれぞれの指導の在り方について意見を交換し合うことで、互いの幼児観について理解を深めた。また、県内外の研修会に参加し、教諭等の資質向上に努めた。

基本的施策に係る主な取組実績

相互連携の推進

【主な取組状況】

- ・ 市内の小学校区ごとに、保育園・幼稚園等と小学校の交流活動を実施した。その際、相互のねらいや方法等を踏まえ計画的に行った。
- ・ 幼稚園、保育園及び認定こども園から小学校へ、幼稚園幼児指導要録・保育要録の写しを送付し、それを基に連絡会を実施することで、幼児の発達や対応に関する情報の共有を図った。

【主な成果・課題】

- ・ 幼保小の交流活動を通して、幼児同士、幼児と児童と一緒に遊び・学ぶという関係をつくったり、ペアやグループで取り組む活動により親しみをもったりすることで、幼児の小学校生活への不安が薄れ、期待をもつ姿が見られた。
- ・ 幼保小の交流活動や活動の事前及び事後の研修会を通して、互いの指導内容や方法及び発達の姿を理解し合うことができ、そこで得たものを普通の授業・保育に役立てることができた。また、互いの教育観について共通理解することができた。
- ・ 幼保小交流活動を年間指導計画に位置付け、計画的・組織的に取り組むことができたが、接続期のカリキュラム（アプローチカリキュラム・スタートカリキュラム）については今後検討する必要がある。
- ・ 幼児の発達と学びが円滑に接続されるように、就学に向けて幼稚園幼児指導要録・保育要録の写しの送付、担当者による連絡会を設けているが、幼児の実態が十分に伝わっていないケースもある。とりわけ、特別な支援を必要とする幼児については、小学校はもとより、専門の医師、教育事務所等の外部の関係機関とも連携を密にし、それらが一体となって支援できる協力体制の構築を一層推進する必要がある。

【今後の取組の方向性】

- ・ 幼児期から児童期への円滑な接続のため、幼保小の交流活動については、より一層の内容の充実を図り、学びのつながりを意識した指導方法や環境づくりを推進する。なお、特別な支援を必要とする幼児については、関係機関との連携をより一層密にし、深い幼児理解へとつなげ、個に応じた適切な支援の充実を図る。
- ・ 小学校への接続を意識したアプローチカリキュラム、幼稚園等での育ちを生かしたスタートカリキュラムを作成し、円滑な接続を図る。

教諭等の資質向上

【主な取組状況】

- ・ 幼保小の相互訪問により、教諭等が教育・保育活動を参観し、それぞれの指導の在り方等について意見交換を行って、互いの指導内容や方法について理解を深め、連携を図った。
- ・ 教諭等が県内外の研修会等に参加することで、他の地域や園の現状、直面している課題等、幼児教育に関する理解を深め、教諭等の資質向上を図った。

【主な成果・課題】

- ・ 研修会等により、幼児教育に関する様々な専門性を高め、教諭等個人のスキルアップを図るとともに、園の実情に応じた教育課程の編成、創意工夫した指導、保育の実施へとつながっている。

【今後の取組の方向性】

- ・ 引き続き、教諭等の幼児教育に関する様々な専門性を高めるためのスキルアップを図る。

認定こども園の設置・推進

【主な取組状況】

- ・ 認定こども園の開設を希望する社会福祉法人等からの相談や問合せに対応できる体制を整え、認定こども園の普及啓発を図った。

【主な成果・課題】

- ・ 多様化する教育・保育ニーズに対応するため、幼稚園と保育園の機能・特長を併せ持ち、教育・保育を一体的に行う認定こども園の普及を図る。

【今後の取組の方向性】

- ・ 子供・子育て支援新制度の施行に伴い、幼稚園、保育園及び認定こども園の横のつながりを深め、幼児教育・保育の総合的な提供、地域の子供・子育て支援の充実を図る。
- ・ 認定こども園の設置については、教育・保育提供区域の状況を考慮しながら、幼保連携型認定こども園の設置を推進する。

小学校入学前の状況

[単位：人]

区分	平成 26 年度 入学生	平成 27 年度 入学生	平成 28 年度 入学生
幼稚園	153	133	149
保育園	674	647	624
認定こども園	50	45	68
その他	5	5	5
計	882	830	846

幼保連携型認定こども園

用語
解説

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育園の機能や特徴を併せ持ち、地域の子育て支援を行う施設

基本的施策の評価

基本的施策 (9) 学校施設の整備推進	
評価	順調に進んでいる
総括	<ul style="list-style-type: none">・児童生徒の学習・生活の場である学校施設において、より良い教育活動が行われるよう、その安全性・機能性に配慮した改修・修繕工事を行った。・国庫補助の採択を受けたことにより、計画していた大規模改造工事及びグラウンド改修工事に着手した。

基本的施策に係る主な取組実績

学校施設・設備の計画的な整備

【主な取組状況】

- ・大島小学校バルコニーPC板剥落防止工事を行った。
- ・作道小学校プール塗装工事を行った。
- ・旧新湊中学校解体工事を行った。
- ・塚原小学校プール改築工事を行った。
- ・歌の森小学校エレベータ棟整備工事を行った。
- ・塚原小学校、大島小学校及び射北中学校のグラウンド改修工事に着手した。
- ・片口小学校、歌の森小学校及び小杉南中学校の大規模改造工事に着手した。

【主な成果・課題】

- ・国の補助事業未採択により、当初計画時期から遅れていた塚原小学校、大島小学校及び射北中学校のグラウンド改修工事並びに片口小学校、歌の森小学校及び小杉南中学校の大規模改造工事に着手し、児童・生徒の学習環境の改善を図った。

【今後の取組の方向性】

- ・老朽化が著しい学校施設の大規模改修工事等を計画的に推進する。また、省エネなど環境に配慮した施設を目指す。

学校の適正配置

【主な取組状況】

- ・学校の適正配置については、国が作成した手引きに照らしながら、本市小中学校の現況を把握した。

【主な成果・課題】

- ・学校の適正配置については、学校が地域と密接な関連性を持っていることを踏まえた慎重かつ丁寧な議論が必要である。

【今後の取組の方向性】

- ・学校の適正配置については、国が作成した手引きに照らしながら、児童生徒数の将来見込みや教育上の課題や地域の実情を踏まえながら、検討していく。

環境にやさしい学校施設の整備

【主な取組状況】

- ・改修・修繕工事に当たり、建具・照明等の省エネ対策や内壁の木質化等環境に配慮した工事を行った。

【主な成果・課題】

- ・大規模改造工事に併せて、断熱ガラスへの建具更新や照明のLED化などの省エネ対策や環境に配慮した改修等を実施したことにより、今後の維持管理費用の低減並びに児童・生徒への環境意識の醸成に繋げることができた。

【今後の取組の方向性】

- ・学校施設の改修に当たっては、引き続き省エネ等環境に配慮した設備や部材を適切に取り入れる。

基本的施策の評価

基本的施策 (10) 家庭における教育の充実	
評価	概ね順調に進んでいる
総括	<ul style="list-style-type: none"> ・「じいちゃんばあちゃんの孫育て談義」を5つの地域で実施した。 ・「子育て井戸端会議」を全15小学校区で実施した。 ・「家庭教育支援講座」や「家庭教育アドバイザー養成講座」を実施し、家庭教育力の向上を図った。 ・「親学び講座」を全小中学校で実施し、親の役割や子供とのかかわり方を学んだり、親同士のネットワークづくりを行うことができた。

基本的施策に係る主な取組実績

家庭教育の支援拡充

【主な取組状況】

- ・祖父母を対象とした「じいちゃんばあちゃんの孫育て談義」を地域振興会と家庭教育アドバイザー連絡協議会の協力を得て、5つの地域（庄西、新湊、大江、本江、橋下条）で実施した。
- ・家庭や地域の教育力の向上を目的とした「家庭教育支援講座」を富山大学地域連携推進機構と連携し、2回実施した。
- ・新規の家庭教育アドバイザーを養成するとともに、現家庭教育アドバイザーの育成を図るため、富山大学地域連携推進機構が協賛し、「家庭教育アドバイザー養成講座」を実施した。
- ・就学時健診時を利用した「子育て井戸端会議」を家庭教育アドバイザー連絡協議会と共催で実施し、日頃抱えている子育ての不安や悩みを話し合い、共有した。
- ・「親を学び伝える学習プログラム」を活用し、全小中学校で親学び講座を実施した。

「じいちゃんばあちゃんの孫育て談義」開催状況

実施日	実施地域	実施場所	参加者数
7月20日(水)	庄西	庄西コミュニティセンター	22人(男性10、女性12)
7月29日(金)	新湊	新湊コミュニティセンター	27人(男性11、女性14)
11月28日(月)	大江	大江コミュニティセンター	29人(男性14、女性15)
11月29日(火)	本江	本江コミュニティセンター	27人(男性11、女性16)
12月1日(木)	橋下条	橋下条コミュニティセンター	27人(男性12、女性15)

「家庭教育支援講座」の開催状況

実施日	演題・講師	参加者数
8月6日(土)	「子どもの発達と保護者のかかわり」 富山大学人間発達科学部 准教授 若山 育代	36人
10月29日(土)	「子どもが感じるストレスについて」 富山大学人間発達科学部 教授 小林 真	46人

「家庭教育アドバイザー養成講座」

実施日	開催場所	参加者数
8月3日(水) 5日(金) 8日(月)	富山大学	19人(内、新規12人)

【主な成果・課題】

- ・「じいちゃんばあちゃんの孫育て談義」のアンケート調査では、各地区とも参加者の8割以上が参加して良かったと回答しており、孫育てのヒントを得ることができた。
- ・「家庭教育支援講座」のアンケート調査では、「たいへん良かった」「どちらかという良かった」と回答した参加者の割合は1回目が100%、2回目が93.3%であり、子供についての理解を深めることができた。
- ・「家庭教育アドバイザー養成講座」に参加した新規の方のうち9名が家庭教育アドバイザー連絡協議会に登録した。
- ・「子育て井戸端会議」のアンケート調査では、94.6%の方が「(たいへん)良かった」、66.1%の方が「他の保護者と話す機会ができて良かった」との回答から子供との接し方を学んだり、保護者間の交流を図ることができた。

【今後の取組の方向性】

- ・地域、家庭の教育力の低下が指摘されていることを踏まえ、家庭教育アドバイザーのスキルアップや、保護者や子育てサポーター等が多く参加できるような研修機会の充実に努める。さらに、引き続き、家庭教育力向上の役割を担う「家庭教育アドバイザー養成講座」を実施し、新規家庭教育アドバイザーの育成に努める。

食育教育の推進

【主な取組状況】

- ・子育て井戸端会議では、「あったか家族3つのポイント」のリーフレット、小学1年生の保護者に対しては「早寝早起き朝ごはん」の冊子を配布した。

【主な成果・課題】

- ・家庭を見直す良いきっかけとなり、望ましい食習慣や食を通じた家族のコミュニケーションの大切さを学んだ。

【今後の取組の方向性】

- ・食育については、学校での教育に限らず、家庭での取り組みが大変重要なことから、広報やホームページなど、様々な媒体を使って広報・普及に努める。

指標に対する進捗状況

指標名		指標の説明		
家庭教育に関する講座・学習会の参加者数		子育て井戸端会議、家庭教育支援講座、家庭教育アドバイザースキルアップ研修会の参加者数		
基準年度 (平成25年度)	目標	実績		増減
	平成31年度	平成28年度(a)	平成27年度(b)	(a)-(b)
971人	1,050人	900人	1,005人	105人

指標名		指標の説明		
親を学び伝える学習プログラムの参加率		各小中学校の合計参加率 (延べ参加者数 / 小中学校の全児童生徒数)		
基準年度 (平成25年度)	目標	実績		増減
	平成31年度	平成28年度(a)	平成27年度(b)	(a)-(b)
34.5%	42.0%	43.7%	52.6%	8.9P

基本的施策の評価

基本的施策 (11) 地域における教育の充実	
評価	概ね順調に進んでいる
総括	・放課後や週末に小学校の余裕教室等やコミュニティセンターを活用し、地域の多様な経験を持つ人材の協力を得て、「放課後子ども教室推進事業」や「土曜学習推進事業」を実施している。

基本的施策に係る主な取組実績

地域ネットワークの活用

【主な取組状況】

- ・地域の多様な方々の参画を得て、「放課後子ども教室推進事業(全15小学校区)」と「土曜学習推進事業(7小学校区)」併せて全44サークルを実施している。
- ・子供たちが地域の方々と交流を図りながら、勉強やスポーツ・文化活動等を行うことで、安全で心身ともに健やかに育成される環境づくりを推進している。

(主な活動内容)

- ・伝統芸能サークル(曳山囃子、民謡民舞、詩吟)
- ・文化活動サークル(茶道、お花、伝承遊び、音楽、料理等)
- ・スポーツサークル(卓球、スナッグゴルフ)
- ・学習活動サークル(漢字、算数、国語等)

放課後子ども教室開催状況

教室数	サークル数	参加者延人数		年間開催回数
		子供	推進員	
15教室	39サークル	8,775人	1,768人	540回

土曜学習推進事業開催状況

教室数	サークル数	参加者延人数		年間開催回数
		子供	推進員	
4教室	5サークル	880人	256人	58回

【主な成果・課題】

- ・地域の方々や異学年との交流の場となっており、学校や家庭ではできないような貴重な体験をすることができる。
- ・教育活動推進員の高齢化により、新たな指導者の確保や若返りが求められる。
- ・スポーツ少年団や塾、各種の習い事等、放課後の子供たちを取り巻く環境の変化から、一部の教室では参加者が減少している。

【今後の取組の方向性】

- ・引き続き、地域の方々の協力を得ながら、コミュニティセンター等の生涯学習関連施設等を活用して、地域全体で子供を見守り、育てる体制づくりに努める。
- ・より多くの児童が地域の方々との交流を持つことができるよう、サークル活動の内容や対象学年の見直しを行っていく。

青少年の健全育成の推進

【主な取組状況】

- ・青少年育成射水市民会議を組織し青少年育成団体との連携を図っているほか、広報啓発活動を重点的に実施した。
- ・少年育成センターでは少年補導委員を中心に街頭巡回活動や環境浄化活動を実施した。
- ・ボーイ・ガールスカウトへの補助とともにガールスカウトの募集チラシを各保育園・小学校へ配布するなど、新規スカウトの獲得に協力し育成を図っている。

【主な成果・課題】

- ・青少年育成射水市民会議において研修会を開催し、青少年育成団体の意識向上、育成支援に努めた。
- ・補導委員による年間を通じた街頭巡回活動により、安心安全な地域づくりに貢献している。
- ・ボーイ・ガールスカウトにおいて、団によっては会員不足に悩まされているため、新規の団員の獲得が課題である。

【今後の取組の方向性】

- ・青少年育成団体がより効果的に活動できるよう更なる連携強化を図っていくとともに、それら団体の育成を支援する。
- ・ボーイ・ガールスカウトにおいては、幅広い活動が行えるようにするためにも、新規の団員の増加に向けて、周知活動の支援をする。

指標に対する進捗状況

指標名		指標の説明		
放課後子ども教室等参加率		放課後子ども教室及び土曜学習推進事業に参加する児童の率		
基準年度 (平成25年度)	目標	実績		増減
	平成31年度	平成28年度(a)	平成27年度(b)	(a) - (b)
18.0%	19.0%	16.9%	17.5%	0.6P

基本的施策の評価

基本的施策 (12) 生涯学習推進体制の充実	
評価	順調に進んでいる
総括	<ul style="list-style-type: none">・生涯学習活動事業の延べ開催回数・延べ受講者数ともに前年に比べ増加している。・市生涯学習推進協議会及び富山県公民館連合会主催研修会や生涯学習フェスティバルを通して他地域の生涯学習の活動状況を学び、自地域での活動に生かしている。

基本的施策に係る主な取組実績

地域の学習活動の促進

【主な取組状況】

- ・住民へ地域の特色や資源を生かした学習の機会を提供し、生涯学習活動を推進するため、生涯学習活動事業を全27地域振興会へ委託し、コミュニティセンターにおいて地域の特色や学習ニーズに応じた講座・学級を開設した。
- ・とやま公民館学遊ネットで各コミュニティセンターにおける学習活動等の情報発信を行った。

【主な成果・課題】

- ・コミュニティセンターでの生涯学習活動事業延べ開催回数・延べ受講者数ともに、前年度に比べ増加した。
- ・インターネットのホームページで最新の情報を発信することで、多くの方に生涯学習の普及・広報活動が出来た。

【今後の取組の方向性】

- ・生涯学習活動事業については、活発かつ魅力的な事業を企画できるよう生涯学習推進委員等を対象とした研修の充実を図る。
- ・生涯学習講座の受講者数を伸ばすため、生涯学習の普及・広報活動を充実する。

地域の学習を充実させる人材の育成

【主な取組状況】

- ・生涯学習推進委員・コミュニティセンター職員を対象に市生涯学習推進協議会主催の視察研修会を開催した。
- ・富山県公民館連合会等が主催する各種研修会(年6回)に参加した。

【主な成果・課題】

- ・視察研修会については、廃棄物処理を行うクリーンピア射水や小杉駅の鰻絵などを見学することにより、地域での生涯学習事業の参考になったなど、概ね好評を得ることができた。
- ・富山県公民館連合会等が主催する研修会では他市町村の事例発表を聞くことができ、幅広い事業を学ぶ事が出来た。

【今後の取組の方向性】

- ・生涯学習推進委員を対象とした研修会の充実を図る。
- ・地域人材を発掘・確保するために生涯学習活動を広く周知し、魅力を発信する。

地域間の交流の推進

【主な取組状況】

- ・生涯学習活動の発表の場として生涯学習関係者及び一般市民を対象とした射水市生涯学習フェスティバル及び作品展を開催した。
- ・富山県公民館大会を始め富山県公民館連合会主催の行事に積極的に参加した。

【主な成果・課題】

- ・フェスティバルは約350人、作品展は537人の来場者があった。各地域の作品を展示することにより作品展の華やかさが増し来場者に大変好評であった。普段はあまり交流のない地域との交流も生まれ、終了後のアンケートからは継続を望む声が多くあった。
- ・富山県公民館館長研修会にて、新湊コミュニティセンターが事例発表を行い他市の関係者との交流が生まれた。

【今後の取組の方向性】

- ・地域間の交流が生まれる発表の場を継続させるため、生涯学習フェスティバル及び作品展が魅力ある場となるよう内容を改良する。
- ・生涯学習推進協議会の活動内容を充実させ、参加者の増加を図る。

学習体制の連携推進

【主な取組状況】

- ・各コミュニティセンターにおいて、他団体の協力を得ながら地域の特色を生かした講座及び学級を開設し生涯学習活動を行った。

【主な成果・課題】

- ・他団体の協力を得ることにより幅広い世代の支援体制で生涯学習活動を行うことが出来た。

【今後の取組の方向性】

- ・生涯学習推進協議会で学習体制の連携推進についての情報交換等を行い、連携の困難な地域を把握し連携の強化を図る。

指標に対する進捗状況

指標名		指標の説明		
生涯学習講座の年間延べ開催回数 (コミュニティセンター27館)		コミュニティセンター27館で実施した生涯学習事業の合計延べ開催回数		
基準年度 (平成25年度)	目標	実績		増減
	平成31年度	平成28年度(a)	平成27年度(b)	(a) - (b)
796回	830回	943回	913回	30回

指標名		指標の説明		
生涯学習講座の年間延べ受講者数 (コミュニティセンター27館)		コミュニティセンター27館で実施した生涯学習事業の合計延べ受講者数		
基準年度 (平成25年度)	目標	実績		増減
	平成31年度	平成28年度(a)	平成27年度(b)	(a) - (b)
36,833人	41,000人	39,049人	36,765人	2,284人

基本的施策の評価

基本的施策 (13) 生涯学習関連施設の充実	
評価	概ね順調に進んでいる
総括	<ul style="list-style-type: none"> 各コミュニティセンターの年間延べ利用者数は増加しており、生涯学習、交流、地域づくりの場としての機能が高まっている。 中央公民館の年間延べ利用者数は減少しているが、生涯学習活動等の本質的な利用者の減ではなく、前年度一時的に開催された大規模イベント等の影響による減である。 趣味の多様化が進展している中で、市民一人当たりの図書貸出冊数は横ばいとなっている。

基本的施策に係る主な取組実績

コミュニティセンターの利用促進

【主な取組状況】

- 生涯学習活動事業を全27地域振興会へ委託し、コミュニティセンターにおいて地域の要望・特色に応じた講座・学級を開設した。(再掲)
- 各コミュニティセンター間の情報の収集や提供などネットワークづくりを行った。

【主な成果・課題】

- 地域の学びの拠点であるコミュニティセンターは、延べ388,331人(H27は384,277人)の市民が利用しており、有効に活用されている。
- 生涯学習活動事業で人気のあった講座・講師を各コミュニティセンターから情報提供してもらいリストを作成公開したことにより、施設間のネットワークを支援できた。

【今後の取組の方向性】

- 引き続き、地域振興会に生涯学習活動事業を委託し、その実施とネットワークの強化について支援していく。

中央公民館の利用促進

【主な取組状況】

- 生涯学習の拠点施設として、生涯学習推進協議会や家庭教育支援講座等を中央公民館で実施した。
- 社会教育活動団体に対して教育活動の促進のため、使用料の減免を行っている。

【主な成果・課題】

- 平成27年度に開催された全国豊かな海づくり大会など大規模イベントの利用等がなくなったことにより、中央公民館の年間延べ利用者数が減少した。

【今後の取組の方向性】

- 引き続き、指定管理者に施設の運営を委託し、生涯学習の振興について支援を図るとともに積極的な利用を推進する。

指標に対する進捗状況

指標名		指標の説明		
中央公民館の年間延べ利用者数		中央公民館の年間延べ利用者数		
基準年度 (平成25年度)	目標	実績		増減
	平成31年度	平成28年度(a)	平成27年度(b)	(a) - (b)
16,623人	17,500人	13,605人	19,128人	5,523人

青少年・女性教育施設の機能の充実

【主な取組状況】

- ・平成 28 年 4 月 1 日で青少年教育施設の「小杉勤労青少年ホーム」と女性教育施設の「働く婦人の家」を統廃合し、旧働く婦人の家に「生涯学習センター」を設立した。生涯学習団体等の活動拠点となるよう利用時間、利用形態を拡充し貸館業務を行っている。

【主な成果・課題】

- ・施設統廃合前に活動していた主なサークルについては、使用日の調整を図り「生涯学習センター」にて継続して活動を行っている。しかし、サークルの中には利便性の観点から各地域のコミュニティセンターを利用する傾向にある。

【今後の取組の方向性】

- ・近隣の類似機能を持つ施設への集約化を見据え、「生涯学習センター」利用者の今後の動向を確認していく。

図書館機能の充実

【主な取組状況】

- ・市内図書館 4 館との連携を図り、子供会・読書会、季節や話題に応じた企画展示を開催し、図書館活動の推進に努めた。
- ・雑誌スポンサー制度を周知し、企業等との連携を推進するとともに、図書館資料の充実を図った。
- ・富山県立図書館を始め県内外公立図書館と相互貸借を実施、及び、富山県立図書館が実施する遠隔地返却制度も活用するなど、利用者の利便性を確保した。

【主な成果・課題】

- ・図書館の平成 28 年度貸出者総数は、121,113 人(前年 128,137 人)、貸出冊数については 507,860 冊(前年 531,001 冊)と減少した。市民 1 人当たりの貸出冊数も 5.4 冊と微減した。
- ・厳しい財政事情ゆえに図書購入費が減額される中、充実した選書に努め、購入した。

【今後の取組の方向性】

- ・4 館の特色とバランスに配慮しながら、市として保存すべき資料及び市民ニーズに応じた資料の受け入れに努める。

指標名		指標の説明		
市民 1 人当たりの図書貸出冊数		1 年間に市民 1 人当たりが借りた図書冊数(4 館)		
基準年度 (平成 25 年度)	目 標	実績		増減
	平成 31 年度	平成 28 年度(a)	平成 27 年度(b)	(a) - (b)
5.7 冊	6.0 冊	5.4 冊	5.6 冊	0.2 冊

< 参考 >

項目	平成 28 年度	平成 27 年度
富山県民 1 人当たりの図書貸出冊数	4.9 冊	5.0 冊

基本的施策の評価

基本的施策 (14) 芸術文化活動の推進	
評価	概ね順調に進んでいる
総括	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の特徴を生かした活動を進めたが、利用者数は約28万7千人となり、前年比約1万7千人減少した。 ・絵本文化の振興と全国の絵本文化のネットワーク化を図るため「全国絵本ミュージアム会議」を開催した。 ・歴史と文化が薫るまちづくり事業の一環として、「全国鏝絵サミット in 射水」を開催し、「旧北陸道アート in 小杉」のイベント開催の支援を行った。

基本的施策に係る主な取組実績

鑑賞機会等の充実

【主な取組状況】

- ・指定管理者のノウハウを生かし、各芸術文化施設の特徴を生かした多種多様な芸術文化鑑賞や絵本原画企画展、作品展示などを行った。
- ・新湊博物館では、本市ゆかりの芸術展として、小杉焼200年記念展、石黒宗磨展、郷倉千靱展を開催した。

【主な成果・課題】

- ・芸術文化施設利用人数は、平成27年度に開催された「全国豊かな海づくり大会」関係行事及び射水市合併10周年記念に関連したイベントなどの反動で、減少した。
- ・射水市新庁舎開庁記念として、庁舎エントランスホールでのクラシックコンサートを開催し、多くの市民に鑑賞機会を提供し、音楽への関心を高めてもらうことができた。
- ・川の駅新湊において「まちなか美術館」を開催し、市民やまちを訪れた方が絵画等を気軽に鑑賞することができた。
- ・小杉焼200年記念展では、江戸後期から明治に制作された本市を代表する小杉焼の優れた作品を展示し、郷土が誇る美術品を市民が知る機会を提供した。

【今後の取組の方向性】

- ・芸術文化が精神的な豊かさを与え、元気の源となる大きな力を持っていることを知ってもらうため、指定管理者のノウハウを生かし、芸術文化鑑賞や体験機会の充実を図ることで、市民に芸術文化に触れる機会を一層広げる。

環境づくり

【主な取組状況】

- ・陶房「匠の里」では陶芸教室、竹内源造記念館では鏝絵体験、小杉展示館では地域作家展や地元の子供たちの作品展、大島絵本館では、全国絵本ミュージアム会議、手づくり絵本コンクールの開催、絵本のつどい事業などを開催した。
- ・歴史と文化が薫るまちづくり事業として、小杉社会福祉会館及び竹内源造記念館において、「全国鏝絵サミット in 射水」を開催した。
- ・旧北陸道エリア内の旧跡、文化財、伝承等を紹介する看板を設置した。
- ・全国絵本ミュージアム会議 平成28年9月11日(日)(500名参加)
- ・全国鏝絵サミット in 射水 平成28年9月24日(土)～25日(日)(延べ350名参加)

【主な成果・課題】

- ・芸術文化各施設の特徴を生かした制作体験や芸術文化団体の成果発表など、市民が芸術文化活動に取り組む環境づくりを推進した。
- ・大島絵本館にて全国絵本ミュージアム会議を開催し、市民に絵本文化に気軽に触れてもらうと共に、全国の絵本関連施設、絵本関係者との交流を図ることができた。
- ・鏝絵に対する情報発信と全国の鏝絵によるまちづくりを行っている団体との交流を図り、鏝絵を活かしたまちづくり、左官文化の振興の機運を高めることができた。
- ・旧北陸道エリア内の旧跡等の看板を設置したことで、訪れた方がまち歩きを楽しんでもらえる基盤ができた。

【今後の取組の方向性】

- ・市民に芸術文化に慣れ親しんでもらうため、芸術文化施設の特徴を生かした公演や作品展示、絵本や陶芸等の制作教室等を開催する。
- ・全国組織となる「絵本ミュージアムネットワーク」(仮称)の設立により一層の絵本文化の振興・発展が期待されることから、全国に向けて大島絵本館のPR等に努める。
- ・鏝絵文化や旧北陸道の魅力を市内外へ情報発信する。

指導者や芸術家の育成

【主な取組状況】

- ・芸術文化団体等を支援するとともに、射水市展やいみず野美術展、青少年の芸術活動活性化のためにいみずジュニアアート展の開催を支援した。

【主な成果・課題】

- ・美術展において、作品解説や作家同士の交流により指導者や芸術家の育成及び芸術文化の振興につなげている。

- 【今後の取組の方向性】 ・引き続き、芸術文化団体及び芸術家の育成を支援していく。

指標に対する進捗状況

指標名		指標の説明		
主要文化施設入館者数		文化施設の年間入館者数		
基準年度 (平成 25 年度)	目 標	実績		増減
	平成 3 1 年度	平成 2 8 年度 (a)	平成 2 7 年度 (b)	(a) - (b)
285,051 人	305,000 人	287,531 人	304,511 人	16,980 人

芸術文化施設入館者数

[単位 人]

施設名	平成 28 年度	平成 27 年度	増減
新湊博物館	9,334	6,279	3,055
小杉展示館	5,259	5,286	27
竹内源造記念館	6,745	5,770	975
正力・小林記念館	716	736	20
陶房「匠の里」	14,671	14,513	158
大島絵本館	35,918	38,253	2,335
飛鳥工人の館	2,497	2,736	239
高周波文化ホール(新湊中央文化会館)	80,189	91,948	11,759
アイザック小杉文化ホール(小杉文化ホール)	75,926	79,484	3,558
大門総合会館	56,276	59,506	3,230

基本的施策の評価

基本的施策 (15) 芸術文化施設の充実	
評価	順調に進んでいる
総括	・芸術文化施設の特徴を生かした文化活動を進めるため施設の設備充実を行った。

基本的施策に係る主な取組実績

活動の推進

【主な取組状況】

- ・絵本文化の振興を図るため、全国絵本ミュージアム会議を開催した。[再掲]

【主な成果・課題】

- ・大島絵本館にて全国絵本ミュージアム会議を開催し、市民に絵本文化に気軽に触れてもらうと共に、全国の絵本関連施設、絵本関係者との交流を図ることができた。
[再掲]

【今後の取組の方向性】

- ・市民が芸術・文化にもっと気軽に触れることができるように、既存施設の有効活用による所蔵品や資料の収集、常設展示の充実を図る。
- ・「絵本ミュージアムネットワーク」(仮称)の設立により、県内外の芸術文化施設との連携を強化し、ネットワーク化による展示機能の充実を図る。

施設の充実

【主な取組状況】

- ・「匠の里」成形室空調整備、小杉文化ホールまどかホール諸幕取替を行った。
- ・音楽文化の意識高揚を図るため、音楽団体への貸し出し用楽器を購入した。

【主な成果・課題】

- ・平成 20 年度に大規模改修した新湊中央文化会館以外の施設は、開館後 20 年以上が経過しており、設備の故障、老朽化がみられる。
- ・市内中学校の吹奏楽部に対し、楽器の貸し出しや練習会場としてホールを提供し、各種のコンクールでも優秀な成績を収めた。

【今後の取組の方向性】

- ・設備の老朽化によって利用に支障が生じないように、指定管理者とも連絡を密にし、計画的に施設の整備・改修を行っていく。

基本的施策の評価

基本的施策 (16) 文化財の保存と活用	
評価	順調に進んでいる
総括	<ul style="list-style-type: none">・各種文化財の保存修理及び活用に取り組んだ。・歴史と文化が薫るまちづくり事業により、竹内源造記念館、小杉展示館を中心とした旧北陸道の文化イベントを開催した。・新湊博物館の「語り継がれた不思議展」において、地域に伝わる伝承等を紹介した。

基本的施策に係る主な取組実績

文化財の保存

【主な取組状況】

- ・各種文化財の保存修理・調査・研究による上位の文化財指定を目指し、適切な保存継承を図った。
- ・恒久的に保存し次代に継承するため、高樹文庫資料の保存修理に取り組んだ。

【主な成果・課題】

- ・国指定重要文化財石黒信由関係資料の保存修理事業に対して助成を行い、文書記録類 43点、絵図類9点、合計52点の保存修理が完了した。
- ・放生津曳山車（法土寺町、東町、中町）の保存修理事業に対して助成を行い、それぞれ安全な巡行ができるよう復旧することができた。
- ・戸破加茂社本殿、日の宮社叢の保存修理事業に対して助成を行い、文化財を良好な状態に復旧することができた。

【今後の取組の方向性】

- ・各種文化財の調査・研究による上位の文化財指定を目指し、適切な保存継承を図る。

地域の活性化

【主な取組状況】

- ・歴史と文化が薫るまちづくり事業により、「全国鍍絵サミット in 射水」を開催した。併せて、「旧北陸道アート in 小杉」のイベント開催の支援を行った。
- ・旧北陸道エリア内の旧跡、文化財、伝承等を紹介する看板を設置した。

開催日：平成28年9月24日（土）～25日（日）

参加人数：約350名

【主な成果・課題】

- ・「全国鍍絵サミット in 射水」では、本市の鍍絵に関する情報発信及び全国の鍍絵によるまちづくりを行っている団体との交流を図り、左官文化の振興の機運を高めることができた。

【今後の取組の方向性】

- ・既存の文化関連施設を利用し、文化財を保存・活用・普及して地域の活性化を図る。

文化財の普及活用

【主な取組状況】

- ・埋蔵文化財等の刊行物を発刊し、市内文化財等の普及に取り組んだ。
- ・文化財解説板（気比住吉神社狛犬、三ヶ新の道標）を更新した。
- ・新湊博物館では、夏休み期間にあわせて子供が興味を持てる企画展示や夜間開館、ミニ企画展示コーナー等、工夫を凝らした展示活動を行った。

【主な成果・課題】

- ・『射水市内遺跡発掘調査報告9』を刊行した。
- ・新湊博物館では「語り継がれた不思議展」を開催し、3,735名の入館者があった。
- ・新湊博物館の常設展示室にミニ企画展示コーナーを設け、新発見資料や時節に応じた資料を紹介した。

【今後の取組の方向性】

- ・指定文化財をデジタル化や刊行物に記録し、次代に継承するとともに広報に努め、ふるさと学習のための普及活用を図る。

文化財の指定状況

[単位 件]

区別	種別	国指定	国登録	県	市	合計	
有形文化財	建造物				7	7	
	美術工芸品	絵画			2	4	6
		彫刻			5	27	32
		工芸品			2	7	9
		書籍・典籍・古文書				18	18
		歴史資料	1		1	1	3
民俗文化財	有形民俗文化財				11	11	
	無形民俗文化財	1		5	5	11	
記念物	史跡	2		4	20	26	
	名勝				3	3	
	天然記念物			5	5	10	
登録有形文化財	建造物		5			5	
合計		4	5	24	108	141	

指標に対する進捗状況

指標名	指標の説明			
指定文化財及び登録有形文化財の件数	国・県・市のいずれかの指定に該当した文化財数と国の登録文化財として原簿登録した文化財数の合計			
基準年度 (平成25年度)	目標	実績		増減
	平成31年度	平成28年度(a)	平成27年度(b)	(a) - (b)
140件	141件	141件	141件	0件

基本的施策の評価

基本的施策 (17) スポーツ・レクリエーション活動の推進	
評価	順調に進んでいる
総括	<ul style="list-style-type: none"> ・市内5つの総合型地域スポーツクラブによる主要体育館を主な活動拠点とした教室の開催や市民体育大会、元旦マラソンの開催等、市民のスポーツ参加の機会づくりに努めた。 ・富山マラソン2016の開催に伴い運営ボランティアの活用を図り、沿線住民をはじめ各種団体の協力を得ることで、市民の一体感の醸成につなげるとともに、射水らしいおもてなしで全国から参加されたランナーに対し、市のPRを図った。ジョギングの部を新設し、ファミリー層の参加を促した。 ・世界少年野球富山大会を県西部6市が連携して開催し、野球を通して国境を超えた友情を育む機会となった。 ・リオデジャネイロオリンピック女子柔道70kg級日本代表として出場の田知本遥選手の激励壮行会、パブリックビューイング、優勝報告会を開催し、市民のスポーツへの関心をより一層高めることにつながった。

基本的施策に係る主な取組実績

スポーツ参加の機会づくり

【主な取組状況】

- ・市内5つの総合型地域スポーツクラブにより、市内主要体育館を主な活動拠点として市民にスポーツ・レクリエーション機会の提供に努めた。
(クラブ登録会員数4,570人、223教室)
- ・第11回射水市民体育大会の開催
- ・スポーツ推進委員協議会により、市内5地区において市民を対象とした体力測定会を実施した。
- ・富山マラソン2016において、コース沿線地域のボランティアや地域の特性を生かした沿道応援を実施した。また、ジョギングの部を新設した。
- ・スポーツ少年団による姉妹都市交流事業として長野県千曲市との剣道競技の交流試合の実施並びに石川県中能登町との軟式野球の交流試合を実施した。
- ・射水市元旦マラソン2017の開催

行事名	参加人数	備考
第11回射水市市民体育大会	9,271人	夏季・冬季 28競技
スポーツ推進委員体力測定会	215人	5地区
富山マラソン2016	13,615人 (フルマラソン)	フルマラソン 13,615人 ジョギングの部 1,085人 運営スタッフ 382人(射水市) 沿道応援 沿線小中学校、伝統芸能等
射水市元旦マラソン2017	1,100人	新湊会場 選手438人、役員94人 大門会場 選手476人、役員92人

【主な成果・課題】

- ・総合型地域スポーツクラブによる教室やイベントの開催等により、高度化・多様化するスポーツニーズへの対応に努めているところであるが、平成28年度末の会員数が平成27年度末と比較して4,127人から4,570人に増加した。

- ・市民の体力の向上並びにスポーツに対する意識の向上を図るため、毎年、市民体育大会を開催しており、参加選手数は増加傾向にある。
- ・富山マラソン2016において、沿線住民、企業、関係機関並びに各種団体の協力を得て実施し、市民の一体感の醸成につながった。

【今後の取組の方向性】

- ・総合型地域スポーツクラブを始め、住民、スポーツ関係団体、企業、大学、行政等が連携した特色あるスポーツ環境づくりを推進する。

総合型地域スポーツクラブ

用語
解説

住民が身近な地域で、自分の関心や適性に応じた多様なスポーツに取り組めるよう、場所、指導者、プログラム等のスポーツ活動の展開を核としながら、地域活動や地域交流、ボランティア活動等の主体となり、地域づくりや地域活性化の重要な基盤となる組織として期待されている。

トップアスリートの育成強化

【主な取組状況】

- ・第7回スポーツひのまるキッズ北信越小学生柔道大会の開催を支援した。
- ・国際大会や全国大会に出場する選手・監督への激励金並びに成績優秀者への褒賞金を交付した。

行事名	参加人数	備考
第7回スポーツひのまるキッズ北信越小学生柔道大会	408人	20都道府県
射水市スポーツ大会出場激励金交付件数	団体 8団体 個人 274人	
褒賞金交付件数	個人 6人	

【主な成果・課題】

- ・市民体育大会を始め各種大会の開催により競技力の向上はもとより、市民の体力の向上並びにスポーツに対する意識の向上を図ることができた。
- ・県内外から参加する全国規模の大会を開催支援することにより、全国レベルの技術に身近に触れることができ、競技力の向上を図ることができた。
- ・スポーツひのまるキッズ北信越小学生柔道大会の開催においては、競技会に加え、国際大会等で活躍した有名講師によるイベント等も開催され好評を得た。
- ・市内実業団女子ハンドボールチームの日本ハンドボールリーグ正式参戦が内定し、これに伴い、日本リーグ公式戦が開催され、トップアスリートの試合観戦の機会を増やすことができた。

【今後の取組の方向性】

- ・トップアスリートとふれあえる大会の誘致・開催支援に取り組む。

スポーツを支える人材育成

【主な取組状況】

- ・スポーツ推進委員を対象としたラジオ体操講習会の実施（参加者 42人）
- ・富山県スポーツ少年団認定員養成講習会への参加（参加者 22人）
- ・市、市教育委員会、（公財）射水市体育協会並びにスポーツ少年団等による表彰の実施

行事名	参加人数
市政功労表彰	個人 1人
（公財）射水市体育協会表彰	個人 61人、団体 15団体
市スポーツ少年団表彰	個人 1人

【主な成果・課題】

- ・スポーツ推進委員による夏休み中の各地区におけるラジオ体操会での指導的役割を果たした。

【今後の取組の方向性】

- ・地域スポーツの推進役として、県、県体育協会等と連携し、競技協会、スポーツ推進委員、スポーツ少年団等における質の高い指導者やボランティアの育成と支援を図る。

指標に対する進捗状況

指標名		指標の説明		
総合型地域スポーツクラブ加入率		クラブ入会者数 / 射水市人口		
基準年度 (平成24年度)	目標	実績		増減
	平成31年度	平成28年度(a)	平成27年度(b)	(a) - (b)
4.5%	4.8%	4.6%	4.4%	0.2P

指標名		指標の説明		
全国大会等の出場選手率 (国体、全国障害者大会、高校総体)		射水市選手数 / 富山県選手数		
基準年度 (平成24年度)	目標	実績		増減
	平成31年度	平成28年度(a)	平成27年度(b)	(a) - (b)
6.3%	8.0%	9.3%	8.1%	1.2P

指標名		指標の説明		
スポーツ指導者数		(公財)日本体育協会に登録している公認スポーツ指導者数		
基準年度 (平成24年度)	目標	実績		増減
	平成31年度	平成28年度(a)	平成27年度(b)	(a) - (b)
124人	140人	158人	155人	3人

基本的施策の評価

基本的施策 (18) スポーツ・レクリエーション施設の整備	
評価	概ね順調に進んでいる
総括	<ul style="list-style-type: none">・スポーツ施設を市民が安全で快適に利用できるよう備品の購入や施設の修繕工事を行った。・学校体育施設の機能充実を図り、社会体育活動の振興を図った。

基本的施策に係る主な取組実績

スポーツ施設の機能充実

【主な取組状況】

- ・新湊総合体育館
国内公式競技大会等で活用できる新体操マットの購入
- ・小杉総合体育センター
ハンドボール日本リーグ受入態勢整備のため、ハンドボールゴールー対購入
- ・海老江体育館
解体工事の実施
- ・堀岡小学校グラウンド
学校体育施設開放用として夜間照明（LED灯4基）を設置
- ・万葉パークゴルフ場
公募型市民協働事業の採択を受け、従前の18ホールから27ホールに拡充（9ホール造成）

【主な成果・課題】

- ・備品購入による施設の機能強化と修繕等の実施により安全・安心な利用環境を図ることができた。
- ・堀岡小学校グラウンドに夜間照明設備を新設したことにより、地元体育協会、地域振興会（自治会）、スポーツ少年団等に幅広く活用され、社会体育活動の更なる振興を図ることができた。

【今後の取組の方向性】

- ・施設の安全な利活用のための整備の推進に努める。
- ・既存のスポーツ施設を中心とした機能強化を図る。

教育委員会の会議の開催状況について

射水市教育委員会の会議は原則として公開で、毎月1回の定例会と必要性に応じて開催する臨時会がある。

この会議において、教育長及び4名の教育委員が教育に関する一般方針の決定、教育に関する規則等の制定、その他重要な事項の決定等、さまざまな議題について審議した。

平成28年度の会議等の開催内容は次のとおり。

4月定例会（4月25日）

項目	案 件
事務局長報告	・射水市議会総務文教常任委員会の開催状況について
報告事項	・平成28年度教育委員会主要事業について ・小・中学校児童生徒数について

5月定例会（5月24日）

施設訪問	・古文書整理室（旧中伏木小学校）
------	------------------

項目	案 件
事務局長報告	・射水市議会6月定例会会期日程について ・射水市議会6月定例会提出議案について
報告事項	・平成28年度教育委員会事務局長「政策宣言」について ・明日の射水を担う若者定住助成金制度について ・平成28年度豊かな人間関係づくり支援事業について ・教育相談事業及び適応指導教室「いみずの」について ・射水市指定文化財の現状変更について ・放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）について

6月定例会（7月1日）

学 校 訪 問	・歌の森小学校
項 目	案 件
事務局長報告	・射水市議会 6月定例会開催状況について
議 案	・射水市少年育成センター規則の一部改正について ・指定管理者の名称等の変更について
報 告 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度射水重点事業要望について ・射水っ子音楽活動推進事業について ・平成28年度射水市学力向上委員会について ・平成28年度射水市「イングリッシュキャンプ」について ・平成28年度教育センター研修事業計画 ・平成28年度射水市マイスター教員公開授業日時一覧 ・社会教育委員会議について ・歌の森小学校放課後児童クラブ「ピノキオ学級」について ・全国絵本ミュージアム会議の開催について ・射水市中野出身の彫刻家・長谷川義起作《立女》の公開について ・射水市スポーツ推進審議会委員の任命について ・堀岡小学校グラウンドの夜間照明設置について ・平成28年度射水市幼児運動能力向上支援事業「からだ育て教室」について ・平成28年度射水市幼児運動能力向上支援事業「指導者研修会」について ・平成28年度射水市教育行政要覧について ・不登校に関する医療的な相談体制の充実について ・マイサポーター制度について ・射水市の教育H28新規プランの概要（案）について ・家庭教育リーフレットについて

7月定例会（7月25日）

項 目	案 件
協 議 事 項	・教育に関する事務の点検・評価報告書（平成27年度分）について
報 告 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・夏休みの補充学習の実施について ・マイサポーター制度の実施状況について ・北信越中学校総合競技大会出場選手について ・第26回世界少年野球大会富山大会について ・全国鏝絵サミット in 射水の開催について

8月定例会（8月29日）

項 目	案 件
事務局長報告	<ul style="list-style-type: none"> ・射水市議会 9月定例会会期日程について ・平成27年度9月補正予算について ・射水市議会 9月定例会提出議案について
協 議 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・教育に関する事務の点検・評価報告書について（平成27年度分） ・作道小学校放課後児童クラブ室の整備について

9月定例会（9月29日）

項目	案 件
事務局報告	・射水市議会9月定例会開催状況について
議 案	・射水市教育委員会事務局組織規則の一部改正について ・射水市大島絵本館条例施行規則等の廃止について ・射水市若手美術家支援事業要綱及び射水市楽器等貸出要綱の廃止について
報告事項	・平成28年度 全国学力・学習状況調査における射水市の結果について ・通学路交通安全プログラムの策定について ・中学生土曜塾の実施について ・カニ学校給食の実施について ・平成28年度 イングリッシュキャンプの結果について

10月定例会（10月18日）

学 校 訪 問	・作道小学校
---------	--------

項目	案 件
議 案	・学校給食調理等の業務委託に関する業者選考委員会設置要綱の一部改正について
協 議 事 項	・本江幼稚園の今後のあり方について
報 告 事 項	・平成29年度予算編成方針について ・旧新湊中学校の解体と跡地の利活用について

11月定例会（11月21日）

項目	案 件
事務局報告	・射水市議会11月臨時会会期日程について ・射水市議会12月定例会提出議案について ・平成28年度12月補正予算について
協 議 事 項	・本江幼稚園の廃園について
報 告 事 項	・会計実地検査（文部科学省所管）に伴う交付金の返還について ・平成28年度射水市立小中学校整備計画について ・射水市生涯学習フェスティバルの開催について ・平成29年射水市成人式について ・射水市元旦マラソン2017について

12月臨時会（12月28日）

項目	案 件
議 案	・教育委員の席次について

12月定例会（12月28日）

項目	案 件
事務局報告	<ul style="list-style-type: none"> ・射水市議会12月定例会開催状況について ・平成29年度当初予算要求について
協議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会表彰推薦基準の変更について ・射水市指定文化財の現状変更について
報告事項	<ul style="list-style-type: none"> ・市立保育園・幼稚園の今後の民営化方針について ・ハートフルコンサートの開催について ・旧小杉庁舎の解体について

1月定例会（1月29日）

学校訪問	・小杉南中学校
------	---------

項目	案 件
議 案	<ul style="list-style-type: none"> ・射水市立幼稚園管理規則及び射水市学校給食センター管理運営規則の一部改正について ・射水市立幼稚園一時預かり事業実施要綱の一部改正について ・射水市教育委員会処務規程の一部改正について
報告事項	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度中学生補充学習（夏休み補充学習、土曜塾）の実施結果について ・いみずサクラマスが紡ぐ いのちの教育交流活動について ・「ふるさと射水市の未来」中学生の提言の実現について

2月定例会（2月24日）

項目	案 件
議 案	・射水市指定文化財の現状変更の許可について
事務局報告	<ul style="list-style-type: none"> ・射水市議会3月定例会会期日程について ・平成28年度3月補正予算について ・射水市議会3月定例会提出議案について ・平成29年度予算(案)概要について
報告事項	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度末教員異動方針について ・平成29年度学校医等の委嘱について ・平成28年度マイスター教員公開授業等について ・平成28年度卒業(園)式及び平成29年度入学(園)式について ・平成28年度射水市文化財審議会について ・平成28年度第2回射水市社会教育委員会議について ・平成28年度射水市スポーツ推進審議会について

3月定例会（3月30日）

項 目	案 件
事務局報告	・射水市議会3月定例会開催状況について
議 案	・射水市就学援助実施要綱の一部改正について ・射水市中央公民館条例施行規則の一部改正について
協 議 事 項	・平成29年度学校訪問計画について
報 告 事 項	・平成28年度末人事異動の状況と当面の問題点 ・平成29年度小・中学校児童生徒見込数 ・射水市通学路交通安全プログラムについて ・射水市孫とおでかけ支援事業 ・旧田中家の国有形文化財登録について

学識経験者の意見について

平成28年度に実施した教育委員会事務の管理及び執行の状況についての点検・評価にあたって、客観性を確保するため、点検評価の方法や結果等について学識経験者の意見を聴いた。

1 学識経験者

氏名	備考
木村正明	射水市固定資産評価審査委員会委員長
成瀬喜則	富山大学大学院教職実践開発研究科教授
星野正義	前富山大学教職特任教授

(五十音順)

2 意見聴取日等

日程及び場所 平成29年8月8日(火)射水市役所4階会議室401

3 主な意見

(P5)「確かな学力の定着」

主な取組状況として、中央から講師を招いて学力講習研修会を行っているが、対象は誰で、小学校の場合、国語の授業に限定した理由は何か。また、補充学習は今年も実施され、今後も継続していく予定か。

また、「射水スタンダード委員会」の用語がわかりづらいため用語解説を追記してはどうか。

(P9)「心身ともに健やかな子どもの育成」

教員が未然防止に取り組んでいる内容を盛り込めないか。また、「自分にはよいところがあると思う児童生徒の率」指標における数値が徐々に良くなっているのは、教員・教育委員会の取り組みが成果となって表れているのではないかと思う。

また、人権教育の推進について、今後、道徳の教科導入と関連した取り組みを考えているか。

(P5、P9)

「確かな学力の定着」及び「心身ともに健やかな子どもの育成」の評価がともに、A評価(順調に進んでいる)ではなく、B評価(概ね順調に進んでいる)であるが、その理由は何か。

(P16)「特別支援教育の充実」

主な取組状況として、通級担当教員が保健センター等の巡回訪問に同行するのは、子どもの状況を把握することが趣旨でよいか。

また、小中学校への学習サポーター37人の配置に対して県からの助成はあるか。

- (P 1 8) 「郷土愛を育む教育の推進」
「環境教育」と22ページ「グローバル人材育成のための基盤づくり」における、「ESD」の言葉の使い方に区別はあるか。
また、今後の取組の方向性の中で、牛乳パックのリサイクル強調期間は、具体的にいつか。
- (P 2 0) 「グローバル人材育成のための基盤づくり」
ICT機器の活用の主な取組状況の中で、タブレット端末を140台整備した数量の根拠は何か。
また、タブレット端末は、将来的に子ども1人に対して1台を整備する方向性はあるか。また、今後の取組の方向性に具体的な整備内容を明記するのは可能か。
- (P 2 3) 「信頼される教育の推進」
教育活動の評価の中で、定期的なホームページの更新について、学校毎に更新頻度に差が見受けられるため、専任職員を配置することはできないか。ホームページは、情報の発信であることから、新鮮さとリアルタイムが重要であり、業者に依頼することなく、手前で更新作業を行えるシステム構造が必要と考えるが、各学校の状況はどうか。
- (P 2 6) 「幼児教育の充実」
教諭等の資質向上の主な取組状況の中で、幼保小の相互訪問は、どれくらいの頻度で実施しているのか。
- (P 2 7) 「学校施設の整備推進」
暑さ対策として、今後、小学校に冷房設備が設置される予定はあるか。
また、各学校の耐震化は完了していることから記載がないのでよいか。
- (P 2 8) 「学校施設の整備推進」
環境にやさしい学校施設の整備の主な成果・課題の中で、省エネ対策や環境に配慮した改修等について、具体的に記載してはどうか。
- (P 3 1) 「地域における教育の充実」
地域ネットワークの活用の主な成果・課題の中で、一部の放課後子ども教室の参加者が減少している背景は何か。
また、教育活動推進員の新たな指導者の確保について、どのように考えているか。
- (P 3 3) 「生涯学習推進体制の充実」
地域の学習活動の促進の主な取組状況の中で、生涯学習活動事業を地域振興会へ委託した理由や背景を記載してはどうか。また、インターネットのホームページは、スマートフォン用の閲覧ページになっているか。
地域の学習を充実させる人材の育成の主な成果・課題の中で、視察研修会の行先はどこか。また、具体的な行先を記載してはどうか。

(P 3 5) 「生涯学習関連施設の充実」

指標に対する進捗状況の中で、平成28年度の中央公民館の年間延べ利用者数が前年度と比較して大幅に減少していることに対する理由の考察はしているか。

(P 3 6) 「生涯学習関連施設の充実」

青少年・女性教育施設の機能の充実の主な取組状況の中で、2施設を統合して生涯学習センターを設立したことにより、利用時間・開館日数が増えたということか。また、それに伴って夜間に利用しやすくなったのか。

また、コミュニティセンターへ移行することで、サークル数が増えるイメージがあり、それに伴う講師数も増えているのか。

(P 3 6) 「生涯学習関連施設の充実」

指標に対する進捗状況の中で、市民1人当たりの図書貸出冊数は、6冊が標準的な数値か。

(P 3 9) 「芸術文化施設の充実」

施設の充実の主な成果・課題の中で、施設の老朽化に対する計画はあるか。

(P 4 0) 「文化財の保存と活用」

主な成果・課題の中で、保存修理された文化財などを広く市民が見ることができるようデジタル化して公開する方向性を考えているか。

(P 4 3) 「スポーツ・レクリエーション活動の推進」

トップアスリートの育成強化について、育成強化は分野を限定して実施しているのか。

(P 4 5) 「スポーツ・レクリエーション施設の整備」

スポーツ施設の機能充実の中で、学校体育施設開放用としての夜間照明は、今後もLED化を進めていくのか。

いじめをなくす射水市民五か条

射水市民としての誇りを胸に
自分を常に正しく律しながら、
品格ある生き方を目指します。

- 一 自分を大切にします
ひとも大切にします
- 一 正しいと思つたことは
勇気をもつて行動します
- 一 まちがいは素直に認め
すぐに正します
- 一 卑きような行いはしません
許しません
- 一 互いに助け合い
励まし合います

教育に関する事務の点検・評価報告書（平成28年度分）の概要

【学校教育課】

番号	基本的施策	評価	総括	ページ
1	確かな学力の定着	B	<ul style="list-style-type: none"> ・学力向上委員会を開催し、全国学力・学習状況調査等の結果分析と学力向上に対する取組を企画・実践した。 ・学習サポーター37人、チームティーチング指導員8人を配置し、きめ細かな学習指導と生活指導を行い学習意欲の向上につなげた。 ・学校図書館蔵書の充実と図書館職員・図書館を活用した授業を実施した。 	5
2	心身ともに健やかな子どもの育成	B	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒理解や学級状況の把握のため、学級診断尺度調査(Q-U調査)を実施した。 ・市スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの効果的な配置と活用により児童生徒・保護者・教職員の悩み、不安等の心の問題の改善と解決を図った。 ・医師会の協力により医療教育アドバイザー制度を設けた。 ・食物アレルギーへの対応について富山県が平成29年2月に発行した「学校における食物アレルギー対応指針」を市の指針として準用することとした。 	9
3	特別支援教育の充実	A	<ul style="list-style-type: none"> ・学習サポーターを効果的に配置するとともに、実態に応じた特別支援学級の開(閉)級と通級指導教室の開設を進めた。 ・小中学校統一した個人記録票を作成し、小中一貫した支援や指導を実施した。また、「小学校への連絡カード」を作成し、幼保小の連携強化を図った。 	16
4	郷土愛を育む教育の推進	A	<ul style="list-style-type: none"> ・副読本「ふるさと射水」等を活用した、ふるさと学習に取り組み、地域に誇りがもてるよう意識付けた。 ・社会に学ぶ14歳の挑戦を303カ所の事業所の協力のもと実施した。 ・積極的に環境教育に取り組み、環境に対する意識を高めた。 	17
5	安全教育の推進	B	<ul style="list-style-type: none"> ・火災や地震、津波、風水害、不審者等に備えた避難誘導訓練と緊急時の対処法の習得に取り組んだ。 ・「射水市通学路交通安全プログラム」を策定し、関係機関等と通学路危険個所の合同点検と危険個所の改善を図った。 	19
6	グローバル人材育成のための基盤づくり	B	<ul style="list-style-type: none"> ・ICTマイスター教員が作成したICT活用ヒント集とデジタル教科書の活用とあいまって、充実した授業に取り組んだ。 ・全小中学校に外国語指導助手(ALT)、外国語活動指導員を配置し英語教育の充実を図った。 	20
7	信頼される教育の推進	A	<ul style="list-style-type: none"> ・学校行事や教育活動等を学校便り等で保護者、地域へ積極的に発信した。 ・教員の資質向上のための研修の実施や「マイスター教員」を増員するなど、優れた指導力を若手教員等に広めた。 	23
8	幼児教育の充実	B	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校区ごとに、幼稚園・保育園等と小学校の交流を実施し、子どもの発達や対応に関する情報共有を図った。 ・幼稚園教諭、保育士間相互に教育・保育を参観や意見交換により互いに幼児教育についての理解を深めた。 	25
9	学校施設の整備推進	A	<ul style="list-style-type: none"> ・より良い教育活動が行われるよう、その安全性・機能性に配慮した改修・修繕工事を実施した。 ・国庫補助の採択により、遅れていた工事を着手した。 	27

基本的施策の評価

凡例 A 順調に進んでいる B 概ね順調に進んでいる
C やや遅れている D 遅れている

教育に関する事務の点検・評価報告書（平成28年度分）の概要

【生涯学習・スポーツ課】

番号	基本的施策	評価	総括	ページ
10	家庭における教育の充実	B	・じいちゃんばあちゃんの孫育て談義開始から4年目を経過し、17の地域振興会で実施し、孫育ての情報交換を行った。 ・家庭教育支援講座は平成27年度に引き続き「富山大学地域連携推進機構生涯学習部門」と連携し、内容の充実を図った。	29
11	地域における教育の充実	B	・地域の方々の参画を得て、放課後子ども教室推進事業(15小学校区)と土曜学習推進事業(7小学校区)併せて44サークルを実施し、児童の健全育成を図った。	31
12	生涯学習推進体制の充実	A	・生涯学習推進事業を全27地域振興会へ委託し、コミュニティセンターにおいて地域の要望・特色に応じた講座・学級を開設した。 生涯学習事業の延べ開催回数、延べ受講者ともに前年に比べ増加した。	33
13	生涯学習関連施設の充実	B	・「小杉勤労青少年ホーム」と「働く婦人の家」を統合し、新たに「生涯学習センター」を設置した。 ・「生涯学習センター」は従来の施設に比べ開館日数、開館時間を拡大し、加えて利用時間を細分化するなど利用しやすい運営形態に変更した。	35
14	芸術文化活動の推進	B	・「全国絵本ミュージアム会議」、「全国鏝絵サミット in 射水」が開催され、本市の芸術文化を全国的に発信できた。	37
15	芸術文化施設の充実	B	・匠の里成形室空調設備工事、小杉文化ホールまどかホール諸幕取替を行った。 ・音楽文化の意識高揚を図るため、音楽団体への貸し出し楽器を購入した。	39
16	文化財の保存と活用	A	・国指定重要文化財石黒信由関係資料、放生津曳山車3基等の保存修理事業に対する助成を行った。 ・歴史と文化が薫るまちづくり事業により、竹内源造記念館、小杉展示館を中心とした旧北陸道の文化イベントを開催した。 ・新湊博物館の「語り継がれた不思議展」において、地域に伝わる伝承等を紹介した。	40
17	スポーツ・レクリエーション活動の推進	A	・世界少年野球富山大会を県西部6市が連携して開催し、野球を通して国境を超えた友情を育む機会となった。 ・富山マラソン2016においてジョギングの部を新設し、ファミリー層の参加を促した。 ・リオデジャネイロオリンピック女子柔道70kg級日本代表の田知本遥選手の激励壮行会、パブリックビューイング、優勝報告会を開催し、市民のスポーツへの関心をより一層高めることにつながった。	42
18	スポーツ・レクリエーション施設の整備	B	・スポーツ振興くじ助成を活用し、堀岡小学校グラウンドにおいて学校体育施設開放用に夜間照明施設(LED灯4基)を設置、また、新湊総合体育館において、国内公式競技大会等で活用できる新体操マットを購入した。 ・小杉総合体育センターにおいて、ハンドボール日本リーグ受入態勢整備のため、ハンドボールゴール一對を購入した。	45

基本的施策の評価

凡例 A 順調に進んでいる B 概ね順調に進んでいる
C やや遅れている D 遅れている

平成29年度全国学力・学習状況調査について

I 調査の目的

- 国が、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。
- 市教育委員会が、全国的な学力や学習状況との関係において、本市小中学校の結果を把握し、改善を図るための教育施策に活用する。
- 小中学校においては、各校の児童生徒の学力や学習状況を把握し、教育指導や学習状況の改善等に活用する。

II 実施概況（射水市小中学校）

- 実施期日 平成29年4月18日（火）
- 調査内容
 - ・ 学力調査（教科に関する調査）
 - （小学校）国語、算数
 - （中学校）国語、数学
 - ・ 学習調査（質問紙調査）
 - 児童生徒、学校

○ 実施学校数、実施児童生徒数

射水市 小中学校	小学校6年		中学校3年	
	実施学校数	実施児童数	実施学校数	実施生徒数
	15校	858名	6校	886名

※ 用語説明

平均正答率	<p>平均正答数を百分率で表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国語A、国語B、算数・数学A、算数・数学Bごとの平均正答率は、それぞれの平均正答数を設問数で割った値の百分率（概数） <ul style="list-style-type: none"> ※ A：主として「知識」に関する問題 B：主として「活用」に関する問題 ○ 学習指導要領の領域、評価の観点、問題形式、設問ごとの平均正答率は、それぞれの正答児童生徒数を全体の児童生徒数で割った値の百分率
-------	---

Ⅲ 平成29年度全国学力・学習状況調査の結果について

射水市教育委員会においては、「射水市学力向上委員会」を設置し、結果を詳細に分析・考察して、授業方法の改善や学習習慣の定着、学力向上対策に反映させている。

平成28年度の成果を基に、継続的な取組を推進しており、今年度、一定の成果がみられた。

今後は、「確かな学力の定着」に向けて、射水トライアル3点セット（射水スタンダード～授業のABC～、授業研究協議ステージアップ、授業力向上のちょいテク）を活用した教師の授業力向上や放課後等における補充学習の充実を支援していくこととする。

1 学力調査の結果について（教科区分別平均正答率）

○本市は、小学校・中学校とも、全ての教科区分において、全国平均と同じかまたは全国平均を上回った。

○小学校は、国語の活用に関する問題（B問題）は県平均を上回ったが、国語の知識に関する問題（A問題）の定着に課題が残った。

○中学校は、数学の知識に関する問題（A問題）を除く教科区分において、県平均を下回った。

（単位：％）

区 分	小 学 校 6 年				中 学 校 3 年			
	国語 A	国語 B	算数 A	算数 B	国語 A	国語 B	数学 A	数学 B
射水市	77%	61%	82%	47%	78%	72%	68%	48%
県との差	-1	1	0	0	-2	-3	0	-2
国との差	2	3	3	1	1	0	3	0
富山県	78%	60%	82%	47%	80%	75%	68%	50%
全 国	75%	58%	79%	46%	77%	72%	65%	48%

※ A：主として「知識」に関する問題 B：主として「活用」に関する問題

※ 平成28年度より、文部科学省は平均正答率について、小数点以下第1位を公表することが、数値データによる単純な比較が行われ、序列化や過度な競争を助長する一つの要因として考えられることから、整数値で公表した。

【参考】（平成28年度：学力調査）

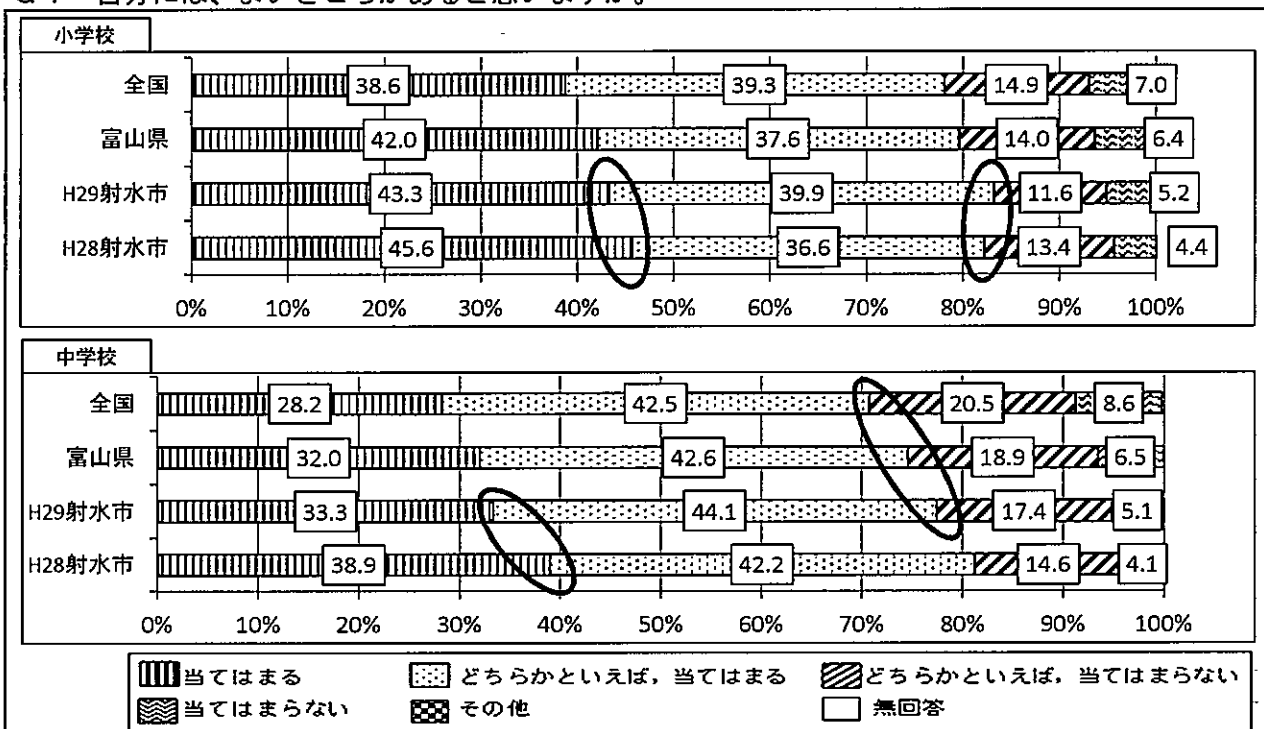
（単位：％）

区 分	小 学 校 6 年				中 学 校 3 年			
	国語 A	国語 B	算数 A	算数 B	国語 A	国語 B	数学 A	数学 B
射水市	76%	59%	81%	51%	79%	70%	67%	50%
県との差	1	-2	0	0	1	-1	2	1
国との差	3	1	3	4	3	3	5	6
富山県	75%	61%	81%	51%	78%	71%	65%	49%
全 国	73%	58%	78%	47%	76%	67%	62%	44%

2 学習状況調査の結果について <抜粋>

【自尊心】 (児童生徒質問紙より)

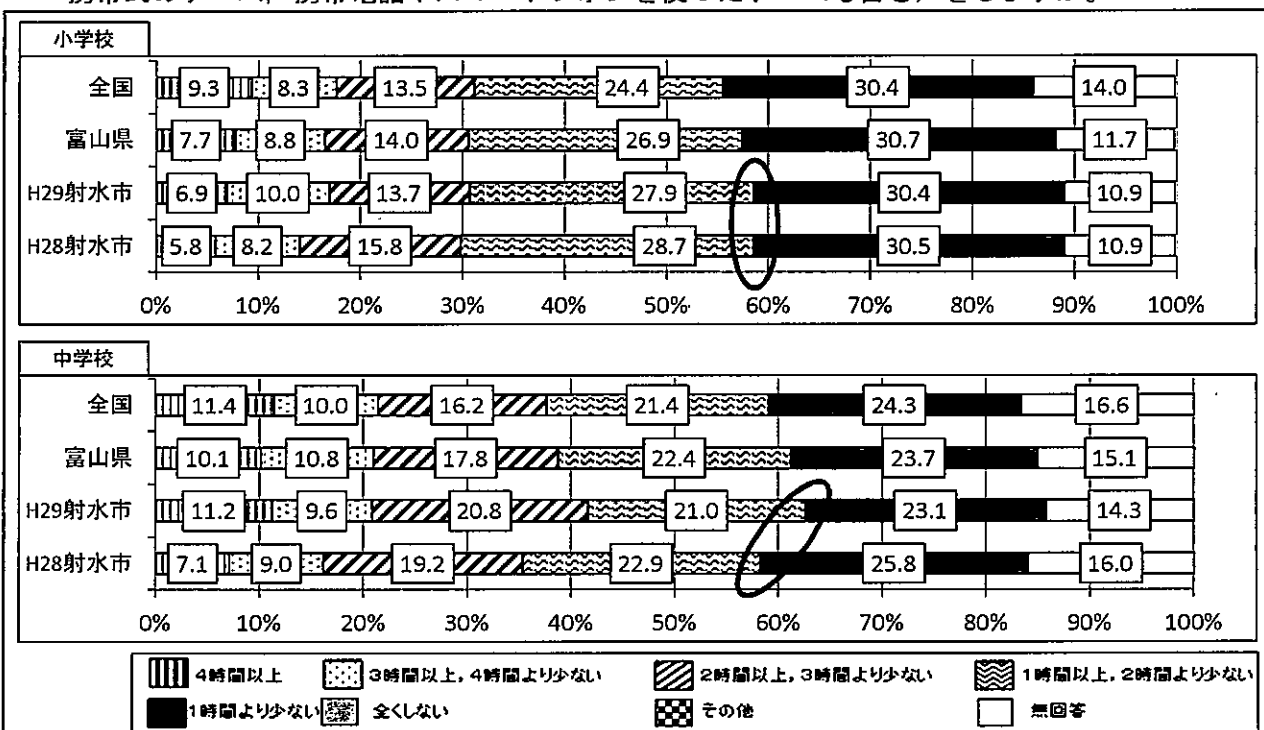
Q1 自分には、よいところがあると思いますか。



小学校は「当てはまる」が昨年度より2.3ポイント下回ったが、「当てはまる」と「どちらかといえば、当てはまる」を合わせた割合は、昨年を上回っており、依然として高い割合であることがわかる。中学校も「当てはまる」が昨年度より5.6ポイント下回ったが、「当てはまる」と「どちらかといえば、当てはまる」を合わせた割合は、県平均や全国平均を上回っている。

【生活習慣】 (児童生徒質問紙より)

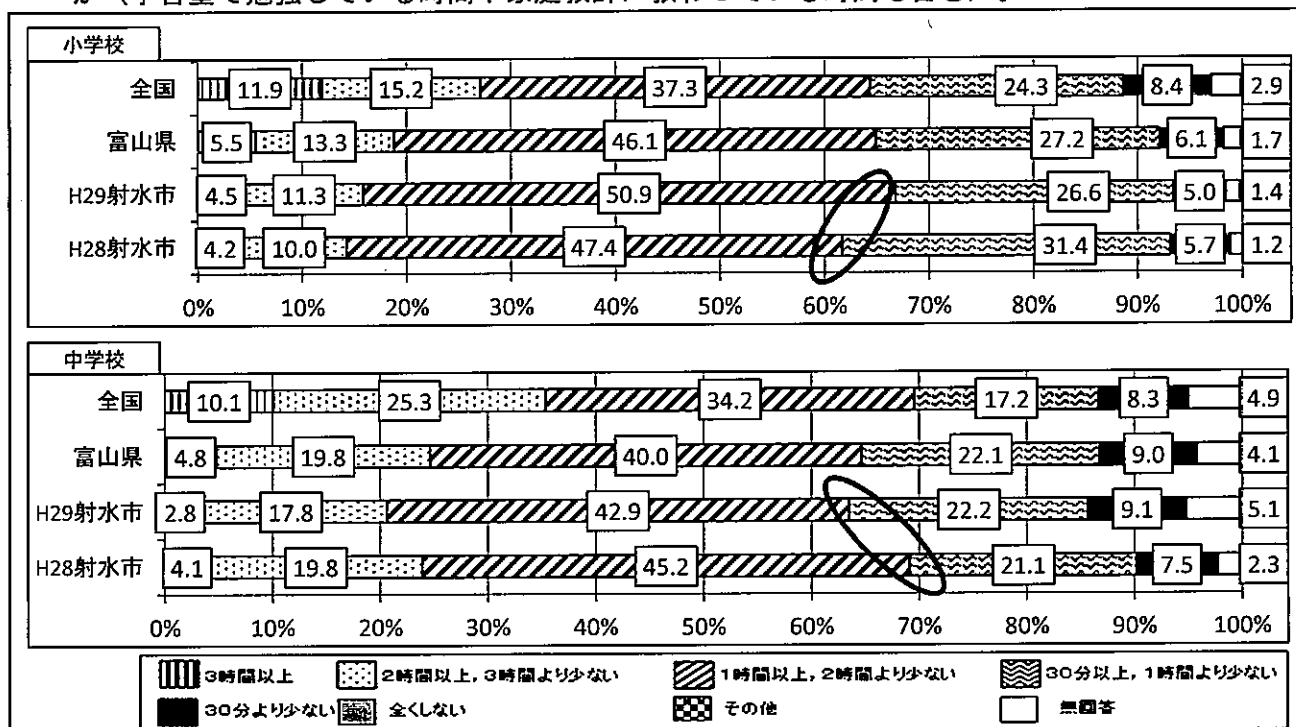
Q2 普段(月～金曜日)、1日当たりどれくらいの時間、テレビゲーム(コンピュータゲーム、携帯式のゲーム、携帯電話やスマートフォンを使ったゲームも含む)をしますか。



小学校は「1時間以上」ゲームをしている児童の割合が、昨年度とほぼ同じであるが、中学校は昨年度に比べて4.4ポイント増加している。小中学校とも依然として「1時間以上」ゲームをしている割合は、県平均や全国平均を上回っており、ゲームにかかる時間が長いことが分かる。

【家庭学習】（児童生徒質問紙より）

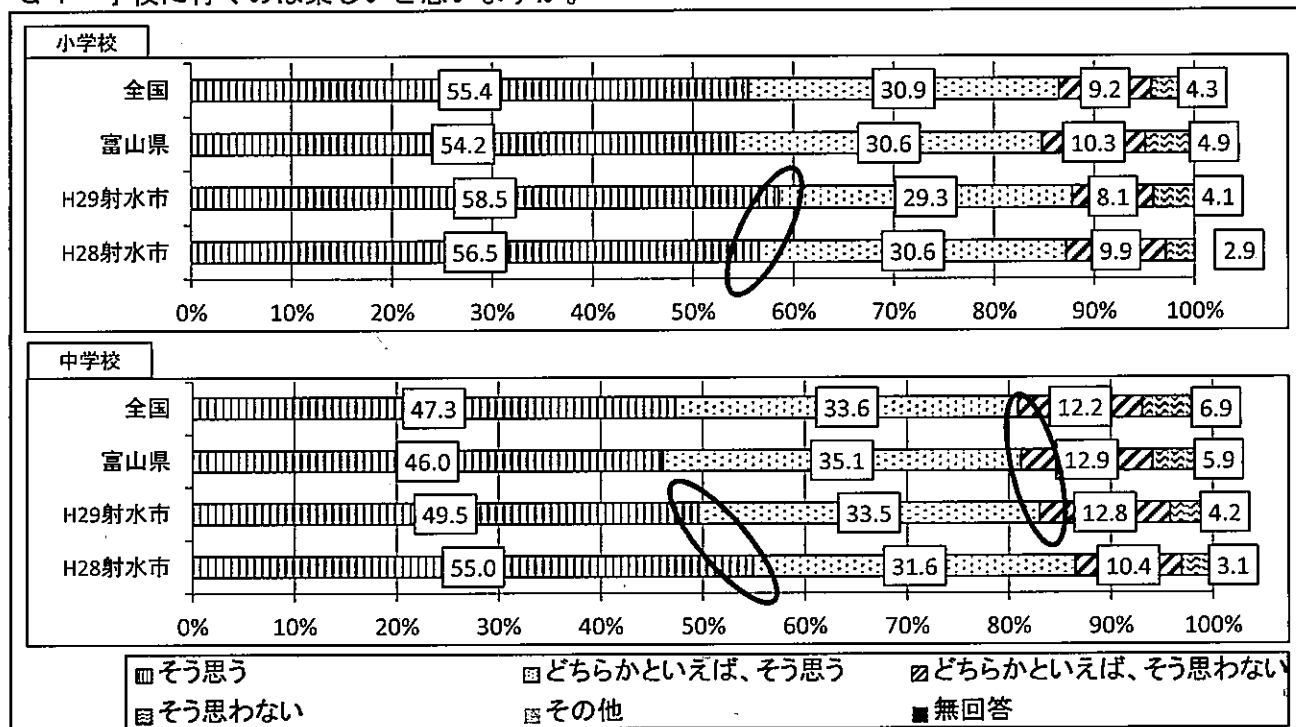
Q3 学校の授業時間以外に、普段（月～金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、勉強をしますか（学習塾で勉強している時間や家庭教師に教わっている時間も含む）。



小学校は「3時間以上」「2時間以上、3時間より少ない」「1時間以上、2時間より少ない」を合わせた割合が、昨年度より5.1ポイント増加し、県平均や全国平均を上回っており、家庭学習の定着がみられる。一方、中学校は、昨年度より5.6ポイント減少し、県平均や全国平均を下回った。

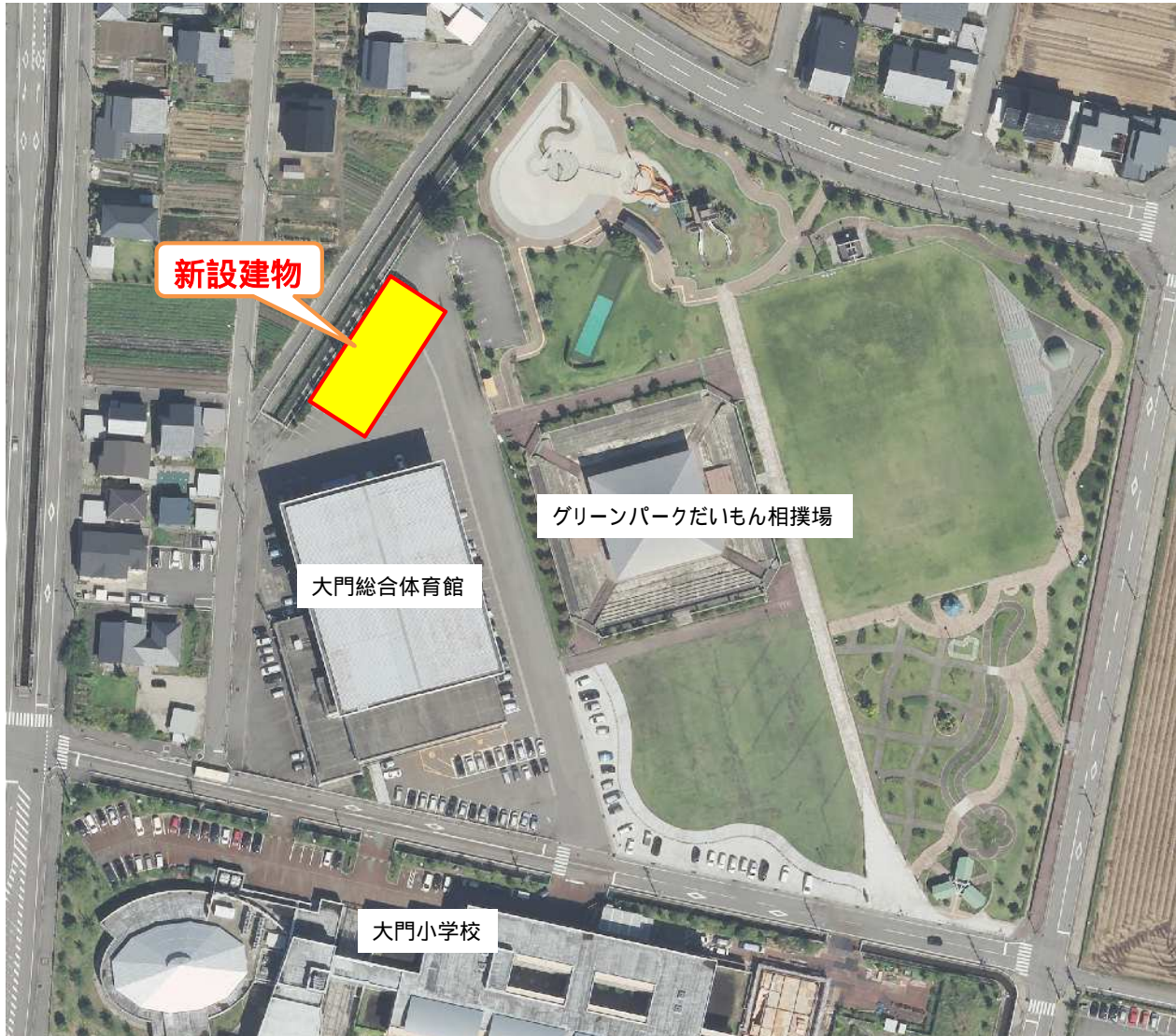
【楽しい学校】（児童生徒質問紙より）

Q4 学校に行くのは楽しいと思いますか。



小学校は「そう思う」が昨年度より2.0ポイント増加し、県平均や全国平均を上回っている。中学校は「そう思う」が昨年度より5.5ポイント減少したが、「そう思う」と「どちらかといえば、そう思う」を合わせた割合は、県平均や全国平均を上回っている。依然として、学校に自分の居場所がある児童生徒の割合は高くなっている。

大門総合体育館における屋内相撲練習場の整備



【概要】

- ・施設名称 (仮称)射水相撲道場
- ・管理者 射水市相撲連盟
- ・設置者 アイシン軽金属株式会社
- ・建物構造等 鉄骨造 平屋建て (延床面積)423.2㎡
- ・工事期間 平成29年9月1日から平成30年3月31日(3月末完成予定)
- ・設備概要 屋内土俵、更衣室、広間、トイレ等
- ・設置場所 大門総合体育館敷地内 行政財産使用許可